

山形大学大学院
社会文化システム研究科

紀 要

第4号

目 次

『M. バタフライ』におけるセックスとジェンダー	佐藤清人	1
日本人英語学習者の名詞単数形認識における頻度効果—表層頻度と累積頻度—	森田光宏	9
新規事業開発のアプローチと成長の戦略に関する理論モデルの構築	伊藤嘉浩	21
越境地域協力の制度化と変容	高橋 和	33
宝光院文書と宝光院文書目録	松尾剛次	51

特集 ナスカの地上絵に関する学際的研究（1）

はじめに	坂井正人	105
1. 高精度人工衛星画像にもとづく地上絵研究	坂井正人・門間政亮	107
2. ナスカ台地の地形分類図と地上絵	阿子島功	139
3. ナスカ台地の空間認知	渡邊洋一	151
4. 研究成果の公表と課題, 今後の計画について	本多 薫	165

社会文化システム研究科彙報（2006 年度）	170
投稿規程	174

平成 19 年 8 月

『M. バタフライ』におけるセックスとジェンダー

佐藤 清人

I はじめに

デイヴィッド・ウォン (David Henry Hwang) の劇作品『M. バタフライ』 (*M. Butterfly*) はこれまで西洋対東洋あるいは男性対女性などの二項対立を脱構築する格好のテキストとして多くの批評家の注目を集め、また分析の対象とされてきた。たしかに、この作品において西洋と男性を支配者とし、東洋と女性を被支配者とする権力関係が脱構築されていることは間違いない。しかし、西洋対東洋と男性対女性という二つの二項対立が時に重複し、複雑に絡み合うことによっていかにして対立項が脱構築されるのか、そのメカニズムは必ずしも明快にされてはこなかったように思われる。本稿では生物学的な性 (セックス) と社会的に構築される性 (ジェンダー) との区別、相違に基づいて、そうした混乱の糸を解きほぐしてみたいと思う。また、エドワード・サイード (Edward Said) による西洋人のオリエンタリズム批判の影響下で、『M. バタフライ』はこれまで、西洋人が東洋人女性をステレオタイプ化することへの批判として読まれてきたのであるが、はたしてテキストの批判は西洋人だけに向けられているのだろうか。そうした問題も併せて検証してみたい。

II 東洋人女性のステレオタイプ

ウォンが『M. バタフライ』を創作することになった動機と経緯はテキストのあとがきに記されている。ウォンは友人からあるスパイ事件に関する話を聞いた。ベルナール・ブリスコー (Bernard Bouriscot) というフランスの外交官が中国の女優に恋をしたが、後に、その女優がスパイであったこと、さらに信じがたいことには、じつは男性だったのだということが発覚したのであった。こうした世にも稀な事件が起こった原因は、

その外交官が恋人の裸を一度も見たことがなかったこと、また、男性の前で自分の裸身を決して晒さない恋人の慎み深さをその外交官が中国の習慣なのだと信じ込んでいたことであった。東洋人女性をステレオタイプ化する外交官の思いこみが、こうした俄には信じがたい事件を引き起こしたのであった。

あとがきで述べているように、ウォンは『M. バタフライ』において実際に起こった事件を忠実に再現しようとしたわけではない。ウォンが事件から引き出した重要なポイントは、フランス人外交官が20年もの長きにわたって京劇の女形俳優を本物の女性と思いこみ、彼と性的な関係をもちながらも、男性であることに気づけなかったということの一点である。またさらに重要なことは、そうした出来事をプッチーニ (Puccini) のオペラ『蝶々夫人』 (*Madama Butterfly*) と関連づけたことである。ウォン自身はこのオペラの筋さえ知らなかったが、男に従順な東洋人女性のステレオタイプとしての蝶々夫人は、彼のみならず欧米人一般には馴染みの深いものであった。『M. バタフライ』が『蝶々夫人』のもじりであることは、第一幕第三場で主人公ガリマール (Gallimard) がピンカートン (Pinkerton) 役を演ずることから明白であり、ガリマールの悲劇が恋人ソン (Song) を蝶々夫人と重ね合わせてしまったがゆえに起こったことは、第三幕第三場の以下のようなガリマールの言葉からも明らかである。

ガリマール 私頭には東洋の一つのイメージがあります。中国服やキモノを着た、ほっそりした女性が、とるに足りない西洋の鬼共を愛し、そのために死んでいくのです。完全無欠な女性になるべく生まれ、育てられる女たち。我々が加えるどんな罰で

も受けるが、愛の力で、無条件で元に戻る女たち。このイメージが、私の人生になってしまいました。(130-131)⁽¹⁾

ところで、京劇の女形ソンははじめからガリマールが理想の女性と見なす蝶々夫人のような女性であったわけではない。ガリマールが中国のドイツ大使館で初めてソンに出会ったとき、そのときのソンはむしろガリマールさえ高慢な女と思うほどの人物だった。しかし、ソンが歌う『蝶々夫人』をガリマールが賞賛した後の二人の会話のなかで、ガリマールが日本と中国の違いも分からず東洋をひとくくりにしてしまっていること、また、ガリマールが明らかに東洋に対する西洋の優位性を信じ切っていることが明らかになると、ソンはそうしたガリマールの蒙昧さと偏見につけ込むことを企み、それ以降はガリマールをピンカートンに見立て、自らは蝶々夫人の役を演ずることになるのである。不実で残酷な白人男性に対して従順に付き従う健気な東洋人女性というステレオタイプ、ガリマールのそうした幻想がソンによって利用されたことは、すべての観客、読者の目には明らかであった。

Ⅲ セックスとジェンダー

『M. バタフライ』で起こる性の混乱、その混乱の原因を理解するにはセックスとジェンダーとの識別が必要となってくる。つまり、生物学的あるいは肉体的なレベルでの男／女の区分（セックス）と社会的に形成される男らしさ／女らしさの区分（ジェンダー）である。

ガリマールはなぜ20年もの間ソンを女性と勘違いし続けたのか。また、ガリマールはソンが本当は男性であることが発覚したあと、なぜそれを認めようとしなかったのか。まず前者について

は、すでに見たように、ガリマールが東洋人の女性のみな従順で慎ましい女性であるとステレオタイプ化しており、ソンがガリマールの前で決して裸の姿を晒そうとしなかったことも、皮肉なことにむしろ東洋人女性の内気さや慎ましさを証明するものとガリマールが解釈したことによる。一方、後者については、ガリマールはセックスとジェンダーの不一致を容認することができなかったからである。つまり、ガリマールにとって男は男らしく、女は女らしくあらねばなかった。女らしい女の鑑と思っていたソンが、実は、男であったという事実は、ガリマールにとって許し難いものだったのである。

セックスとジェンダーの不一致が与える嫌悪感、それをガリマールは妻のヘルガ（Helga）と不倫相手の女子学生ルネ（Rene）によって体験していた。ヘルガがガリマールと結婚するにいたったのは決して二人の間に純粋な恋愛感情があったからではなかった。ヘルガは中国のフランス大使館勤務の外交官というガリマールの社会的地位に惹かれ、またガリマールも理想の女性との結婚は無理とあきらめ、二人は結婚したのであった。

ところで、ガリマールとヘルガの間には子供ができなかった。ヘルガは不妊の原因をさぐるためボレアール医師（Dr. Bolleart）の診察を受けたが、自分には何の異常もなかったため、ガリマールにも同様な診察を受けることを勧める。こうしたヘルガの行為は、男女の平等を当然のこととする視点から見れば、とりたててどうということはないように思われるかもしれない。しかし、ヘルガから医者に診てもらおうよう勧められたことをソンに打ち明けたときにソンが示した態度から、そうしたヘルガの行為が持つ意味が明らかとなる。ソンは、妻に子供ができれば他の女に産ませればよい、また、男に医者の診断を勧めるヘルガの行為を悪しき平等主義と見なして批判するのである。ガリマールの生殖能力を問うようなことはせず、不妊の責任をすべて女の側で引き受けようとするソンの態度は、まさしくガリマールの目に

(1) テキストは David Henry Hwang, *M. Butterfly* (New York: Penguin, 1989) を使用した。なお、引用にあたっては、吉田美枝訳（劇書房、1989）を使用した。括弧内の数字は和訳書のページを表す。

は女の鑑と映ったことだろう。それに較べれば、ヘルガの態度は男に対してじつに不敬な行為、女性らしさを欠いた行為ということになる。

男と女の支配関係を平等さらには逆転させるような行為は、ガリマールの不倫の相手ルネのなかにも見いだすことができる。ルネはソンとは対照的に男の前で自分の裸の姿を晒すことを厭うこともなく、また性的な事柄をあけっぴろげに話す女性である。そんなルネについて、ガリマールは次のように観客に向かって語る。

ガリマール （観客に）こうして私は初めての
の不倫の不倫に乗り出したのです。ルネは
最高でした。雑誌に出ている女みたいな
体。この目に布一枚かけたら、違いが分か
らなかつたでしょう。それと、裸を見られ
るのを恐れない女と寝るのは、興奮しまし
た。でもこう言えませんか、女もあまりに
もあけっぴろげだったり、その気を出した
りすると・・・・・・まるで男だと？（80）

ルネは肉体的には性的な喜びを与えてくれる女性ではあったが、精神的な満足感には欠ける女性であった。つまり、ガリマールにとってルネもヘルガも女というよりは男であった。肉体的には女でも、精神的には男なのであった。セックスとジェンダーが一致しないヘルガやルネの存在はガリマールにとって忌むべきものであり、それが一層ソンへの愛を駆り立てることになったのである。

IV 女としての東洋人男性

西洋（人）を男性そして東洋（人）を女性とみなすステレオタイプがある。『M. バタフライ』の作者デイヴィッド・ウォンはアジア系アメリカ人だが、こうしたステレオタイプは白人社会で生活するアジア系の人々には経験的に馴染みの深いものである。女としての東洋人、とりわけ、東洋人男性を女と見なすステレオタイプは、中国系アメリカ人作家フランク・チン（Frank Chin）や日系

アメリカ人詩人デイヴィッド・ムラ（David Mura）にとっては、耐え難い屈辱であった。彼らはそうした白人のアジア人に対するステレオタイプに異を唱え、たびたび批判を行ってきたのであった。⁽²⁾

中国系アメリカ人であるウォンもチンやムラと同様、女としての東洋人男性のステレオタイプに批判的な意見をもったかもしれないが、この『M. バタフライ』におけるウォンの態度は彼らとは著しく異なっている。チンやムラは東洋人男性の女としてのステレオタイプに抗って東洋人男性の男らしさを強調しようとする。一方、ウォンは彼らのように東洋人男性も強くて逞しいことを示そうとするのではなく、女としての東洋人男性という西洋人が抱く東洋人のステレオタイプを逆用するのである。ガリマール自身がそうした東洋人男性を女と見なすステレオタイプに囚われていたかどうかは作品中必ずしも明確ではないが、ソンが女性としての演技を完遂したことの要因は、女としての東洋人男性のステレオタイプに与るところが大きかったかもしれない。最後に男であることを暴露することによってその真実を明らかにするその手法は、東洋人男性に対する西洋人のステレオタイプを批判し、修正を迫る試みとして、いたずらに東洋人男性の男らしさを強調し、東洋人男性に対する弱々しいイメージを払拭しようとするチンやムラの試みよりも、西洋人に与える衝撃の大きさによって、はるかに効果的であったといえよう。ウォンは実に巧みな手法を使って、西洋人の東洋人男性のステレオタイプ化に反撃を加えたのである。

ところで、ソンが女としてガリマールを欺いたことは、ウォンにとって東洋人男性を女と見なす西洋人のステレオタイプに反撃を加えるということだけを意味するのではない。それはセックスとジェンダーとの関係に対するウォンのスタンスがチンやムラのスタンスとは異なっていることを示

(2) アジア系アメリカ人男性のマスキュリティについては、参考書目に挙げた拙論と山本の論文を参照。

している。チンやムラはセックスとジェンダーは一致すべき、一致させなくてはならないと考えており、それだからこそ、東洋人男性を女として見る西洋人の見方に異議を唱えたのであった。しかも、ウォンがソンという女装する男性、しかも見事なまでに女を演じきる男性を登場させたことは、彼がソンのような存在を否定的には捉えていないことを示している。じじつ、ヘルガやルネのごとき男のような女に対して嫌悪を感じているのはガリマールであって、ウォン自身ではない。ウォンにとって批判すべき対象は西洋人ではない。セックスとジェンダーの不一致を認めない、たとえばチンやムラのような人々なのである。

V 異性愛と同性愛

セックスとジェンダーの問題は異性愛と同性愛の問題にも関わっている。ガリマールの悲劇は、恋人がじつは男性であったということが発覚しただけではなく、騙されていたとはいいいながら、自分が同性愛的行為に耽っていたことが暴露されたからでもある。セックスとジェンダーの不一致を認めず、しかも女性に対する男性の優位を当然のこと、もしくは理想とするガリマールが男性中心の父権的制度を信奉する人物であることに疑いはない。セジウィク（Eve Kosofsky Sedgwick）が指摘するように、⁽³⁾ 父権的制度で同性愛が嫌悪されるとすれば、ガリマールが同性愛を嫌悪するのも必然である。男性中心主義者であり、また同性愛を嫌悪するガリマールが、みずから同性愛的行為に及んでいたことの自覚は、自己分裂を起こすほどに耐え難いものであったはずである。このことが作品に悲劇的なエンディングをもたらす重要な要因となっている。

VI ステレオタイプの解体

『M. バタフライ』においてサイドがいうところのオリエンタリズム、いわゆる西洋人によって

ステレオタイプ化された東洋が解体されていることはたびたび指摘されてきた。しかもそれは従順な女性と思われたソンが実は男性であったということによって。しかし、この論理にはいささか破綻がある。これまで従順な東洋人女性と思われた人物がじつは男性だったということが発覚することで、従順な東洋人女性のステレオタイプが解体されるかのように解釈されてきたが、女としての東洋人男性というステレオタイプも存在していることを踏まえれば、東洋人の女性がじつは東洋人の男性であったというだけでは、従順な東洋人女性のステレオタイプは解体されない。そうしたステレオタイプを壊すには、男のような東洋人女性が必要なのである。

ガリマールが東洋の女性に従順さを求めたのは、すでに見たように、ヘルガやルネのような西洋の女性にはそうした従順さを求めることができないと考えたからであった。西洋の女性は男性化し、西洋においては従順な女性という存在はすでに解体されてしまっていたのである。西洋においても、英国ヴィクトリア朝の「家庭の天使」のように、貞淑な女性が理想の女性の雛形になった時代がある。しかし、現代においては、ヘルガやルネのように男のような女性が日常的であり、もはや従順な女性を理想としてすら思い描くことは困難になった。『M. バタフライ』が従順な東洋人女性のステレオタイプを解体することを目論むならば、そこには男のような東洋人女性の存在がなくてはならない。

『M. バタフライ』のなかに、はたして男のような東洋人女性はいるのだろうか。ウォンは用意周到にそうした登場人物を劇中に配している。チン同志（Comrade Chin）がその人である。第二幕第九場と第十場において、文化大革命後人民公社に送られたソンとチン同志が会話をする場面があるが、二人の間で交わされる言葉は、まるで両者の性が入れ替わったかのような感を与える。チン同志は同性愛者であるソンを口汚く罵るのに対して、ソンの返す言葉はいつも弱々しい。チン同志

(3) Sedgwick, 3.

はヘルガやルネと同じように、男のような女なのであり、東洋版のヘルガ、ルネなのである。蝶々夫人を雛形とする従順な東洋人女性のステレオタイプが真に解体されるのは、蝶々夫人の横にソンではなく、チン同志を並べたときなのである。

しかし、ここで注目しなければならないことは、チン同志の存在によって従順な女性のステレオタイプが解体されるとしても、そうした解体を目撃するのは読者や観客であり、ガリマール自身ではないということである。ガリマールとチン同志との間には劇中ほとんど接触がない。ゆえに、チン同志の存在によって従順な東洋人女性のステレオタイプが解体されるということは、ガリマールの身には起こりえないのである。ならば、劇の最終幕、男性としてのソンの正体を知った後のガリマールの身に起こった出来事には、従順な東洋人女性のステレオタイプが解体されるというのではなく、それとは異なった他の意味が含まれていることになる。

Ⅶ エンディングをめぐって

『M. バタフライ』の最後はオペラ『蝶々夫人』のパロディである。ガリマールは女の髪と着物を身につけ、懐剣によって自刃する。一方、ソンは男性の姿で「バタフライ？ バタフライ？」と呟き幕は下りる。ピンカートンであったはずのガリマールがバタフライに、蝶々夫人だったはずのソンがピンカートンとなり、立場が逆転している。純粋な愛に生きた蝶々夫人とその愛を弄んだピンカートン。本来ならば、ピンカートンと同様に、ソンの純粋な愛をガリマールが弄ぶはずだったのに、純粋な愛を捧げていたのはガリマールで、その愛を弄んでいたのがソンだったのである。

パロディながら、こうした『M. バタフライ』のエンディングは『蝶々夫人』と同じように悲劇と理解されてきた。なるほど主人公の死という出来事は悲劇的であるが、そこには何か悲劇では終わらない要素が含まれている。ガリマールはなぜ髪をつけ着物を身につける必要があったのだろうか

か。たんに蝶々夫人と同じ悲劇的な死を迎えたのならば、そうした衣装の交換は必要なかったのではあるまいか。ここで重要なことはガリマールが自殺したことよりも女の衣装を身につけたことの方である。男らしさにこだわり続けてきたガリマールがあえてみずから女の衣装を身にまとったのだから。

理想の女性に対してセックスもジェンダーも共に女であることを求めるガリマールは、当然のごとく、男性である自分にたいしても、セックスとジェンダーの両面において男であることを希求した。しかし、ガリマールは決して男らしい男ではなかった。子供の頃から容姿が冴えず、女にもてたことはなく、引っ込み思案の性格であった。いわば、女のような男だったのである。にもかかわらず、そうした現実を顧みず、ガリマールは彼の友人マルク（Marc）のような女たらしの男を目指そうとした。また、そのために理想の女性として女らしい女を求めたのだった。

ガリマールが最期を迎える直前で、ガリマールはソンに向かって次のように言う。

ガリマール どけ！今晚やっと幻想と現実の
 区別ができるようになったんだ。違いがわ
 かるようになった私が取るのは、幻想だ。
 (129)

従来、このガリマールの科白はソンが男であることをガリマールが認めることを拒み、女としてのソンの幻想になおもしがみ続けようとするガリマールの決心を表すものと解されてきた。たしかにガリマールは現実よりも幻想を選んだ。しかし、この言葉にはアイロニーが含まれている。女の髪をかぶり、着物を身につけたガリマールは女のような男になった。そしてそれは、ガリマール本来の姿ではなかっただろうか。男らしさを欠いた女のような男。それはガリマールの現実の姿である。自分が取るのは「幻想」だと言い放ったガリマールだが、女の衣装を身につけたその行為

は、ガリマールが女のような男である自分自身の現実の姿に目覚めたことを暗示してはいないだろうか。セックスとジェンダーの不一致を認めなかったガリマールが、自分自身のなかにあるセックスとジェンダーの不一致に今や気づいたのである。ガリマールは純粋な愛のために死んだのではない。決して容認できなかったセックスとジェンダーの矛盾が自分自身のなかにあったことに気づき、そのために自害したのである。

VIII おわりに

西洋対東洋、男性対女性、さらには異性愛対同性愛、さまざまな二項対立が交錯するなかで脱構築されていく様はめまぐるしい。本稿ではそうした様をセックスとジェンダーとの相違を軸に整理し直すところみであったが、いまだ十分に整理しきれない部分が残ったに違いない。おそらくそれは、そもそも『M. バタフライ』のテキストがそうした単純な図式化を拒んでいるからでもあろう。

一方、本稿が試みたもうひとつの重要なポイントは、従来この作品については、西洋人のオリエンタリズムを批判し、解体するものであるとの見方が主流であったが、この作品の批判は西洋人に対してのみならず、東洋人に対しても向けられていることを示すことであった。20年もの間、恋愛し交際した相手が男であることに気づかないなどとは信じがたいことである。しかし、事実は小説より奇なり。それは実際に起きた事件なのであった。こうした事件を信じがたいと思う者は、それこそセックスとジェンダーは一致せねばならない、一致しないはずはないと知らず知らずのうちに信じ込んでしまっている者たちである。『M. バタフライ』は洋の東西を問わず、そうした性の一致を妄信する者たちすべてを批判しているように思われる。

参考文献

- Chang, Hsiao-hung. "Cultural/ Sexual/ Theatrical Ambivalence in *M. Butterfly*." *Tamkang Review* 23(1993): 735-755.
- DiGaetani, John Louis. "*M. Butterfly*: An Interview with David Henry Hwang" *TDR* 33.3 (1988): 141-153.
- Furuki, Keiko. "The *Authenticity* of Artists—The Playwright, Director, and Actor in David Henry Hwang's *M. Butterfly*" 『高知女子大学文化論叢』2 (2000): 51-64.
- Haedicke Janet V. "David Henry Hwang's *M. Butterfly*: The Eye on the Wing." *Journal of Dramatic Theory and Criticism* 7.2(1992): 27-44.
- Hwang, David Henry. *M. Butterfly*. New York: Penguin, 1989.
- Kondo, Dorienne K. "*M. Butterfly*: Orientalism, Gender, and a Critique of Essentialist Identity." *Cultural Critique* 16(1990): 5-29.
- Kurahashi, Yuko. "The Illusion about Asia in *M. Butterfly*." 『英文学』(早稲田大学英文学会) 66 (1990): 1-13.
- McGrath, Paul D. "Masked Meanings: *M. Butterfly* and the Early Plays of David Henry Hwang." 『名古屋学院大学論集 人文・自然科学篇』第39巻 第1号 (2002): 1-8.
- Nakamura, Rika. "'This Little Flap of Flesh': Colonialism, Masculinism, and Colonized Men—*M. Butterfly* and the Problems of Anti—/Essentialism" 『成城大學経済研究』154 (2001): 79-103.
- Reman, Kathryn. "The Theatre of Punishment: David Henry Hwang's *M. Butterfly* and Michel Foucault's *Discipline and Punish*." *Modern Drama* 37(1994): 391-400.
- Said, Edward. *Orientalism*. New York: Vintage, 1978.

- Sedgwick, Eve Kosofsky. *Between Men: English Literature and Male Homosocial Desire*. New York: Columbia U P, 1985.
- Shimakawa, Karen. ““Who’s to say?” Or, Making Space for Gender and Ethnicity in *M. Butterfly*.” *Theatre Journal* 45.3(1993): 349-362.
- Tanimoto, Chikako. “The Prison of Fantasy in David Henry Hwang’s *M. Butterfly*.” 『言語文化論集』 25.1 (2003) : 99-106.
- 古木圭子「David Henry Hwang の *M. Butterfly* における「東洋の女」幻想—Gallimard と Song の *Butterfly* の解釈をめぐる—」『京都学園大学経済学部論集』第 13 巻 第 1 号 (2003), 85-103.
- デイヴィッド・ヘンリー・ウォン 『M. バタフライ』 吉田美枝訳（劇書房, 1989 年）
- 河原崎やす子「*M. Butterfly* とステレオタイプの錯綜」『英文学論考』（立正大学）19 号 (1993), 41-55.
- 森岡稔「*M. Butterfly* における Orientalism」『名古屋学院大学大学院外国語学論集』第 4 号 (2003), 107-131.
- 両角千江子「幻想としてのジェンダー『M. バタフライ』を読む」『女というイデオロギー—アメリカ文学を検証する』海老根静江・竹村和子編著（南雲堂, 1999), 278-294.
- 宗形賢二「オリエンタリズムと性の政治学：“Madame Butterfly” から *M. Butterfly* へ」『国際関係学部研究年報』第 26 集 (2005) 37-49.
- 小川さくえ「デイヴィッド・ヘンリー・ウォン『M. バタフライ』—パロディによる「美しいもの語」の解体—」『宮崎大学教育文化学部紀要 人文科学』第 15 号 (2006), 17-28.
- 佐藤清人「日系三世のアイデンティティとセクシュアリティ—日系詩人デヴィッド・ムラの場合」『山形大学紀要（人文科学）』第 15 巻 第 3 号 (2004), 77-89.
- 山本秀行「アジア系アメリカ演劇におけるマスキュリティとクイアネス」『アジア系アメリカ文学—記憶と創造—』アジア系アメリカ文学研究会編（大阪教育図書, 2001), 221-241.

Sex and Gender in *M. Butterfly*

Kiyoto SATO

In the Western world, Cio-Cio-San in Puccini's *Madama Butterfly* represents a stereotype of the Oriental woman who is obedient and submissive to the men. *M. Butterfly*, David Henry Hwang's play, tries to deconstruct that myth. In his play, a French diplomat Rene Gallimard imagines that he is Pinkerton and his Chinese lover Song is his Butterfly. But at the end of the play, when it is revealed that the Asian woman he loved is actually a man, Gallimard realizes that he is Butterfly and Song is Pinkerton. Just as Edward Said did in his seminal book *Orientalism*, Hwang criticizes the stereotypical image of Asian women by Westerners in *M. Butterfly*.

Although racial and gender problems are entangled in *M. Butterfly*, the entanglement has not been understood completely. In this paper, according to the difference between sex (biologically and physically defined) and gender (socially and ideally defined), I will explicate the mechanism in which the gender problem is treated in *M. Butterfly*. From this analysis, I will show that Hwang criticizes not only Westerners but also all audiences who take it for granted that sex is compatible with gender.

日本人英語学習者の名詞単数形認識における頻度効果

—表層頻度と累積頻度—

森 田 光 宏

(山形大学人文学部)

1. はじめに

言語理解において、語を認識することは最も基本的な活動であると共に、最も重要な活動の1つと考えられる。語の認識は、長期記憶と呼ばれる記憶領域にある語彙情報を呼び出すことである。この長期記憶内の語彙に関する情報の総体は心的辞書と呼ばれ、この心的辞書がどのように構成されているのか、そして、どのように情報が引き出されるのかに関して、これまで多くの研究がなされてきている。一方、第二言語として英語を学ぶ日本人英語学習者が心的辞書からどのように情報を引き出し、語認識処理を行っているのかに関しては、未知の部分が多い。本研究は、英語母語話者、英語学習者を対象とした実験を行い、名詞複数形の頻度が単数形の認識にどのように影響を与えるかを調査することで、英語母語話者と英語学習者がどのように屈折接辞付き語を処理しているのかを明らかにするものである。

2. 第一言語話者の接辞付き語認識モデル

第一言語話者を対象にした心的辞書の研究において、主に接辞付き語を用いた実験から心的辞書の構造を明らかにすることが試みられている。接辞付き語の認識に関して、大きく3つの仮説が示されている。第一の仮説は、接辞切り分け仮説 (Affix Stripping Hypothesis) である (Taft & Forster, 1975)。この仮説によれば、接辞付き語、例えば、*friends* は認識される際に、語幹 *friend* と接尾辞 +s に切り分けられ、まず、語幹 *friend* が心的辞書内で検索され、次に、接尾辞 +s が検索され、最終的に語幹 *friend* と接尾辞 +s の組み合わせが可能であると判断され、語として認識さ

れる。つまり、心的辞書には語幹と接尾辞のような形態素単位で語彙情報が貯蔵されており、接辞付き語は1つの語として貯蔵されていない。

切り分け仮説の対極に位置する仮説としては、全表示仮説 (Full Listing Hypothesis) がある (Butterworth, 1983; Manelis & Tharp, 1977)。心的辞書内の語彙情報が形態素単位で貯蔵されていると主張する切り分け仮説に対して、全表示仮説では貯蔵単位は語であると主張されている。すなわち、2つの形態素 *friend* と +s からなる *friends* であっても、1語として心的辞書内に語彙情報を持つと考えられるので、語の認識は、心的辞書内で、*friends* を検索するだけである。ただし、全表示仮説でも、個々の接辞に関する情報も心的辞書には貯蔵されていると考えられており、未知の語を認識する際に、個々の接辞知識を用いることができるかと仮定している。

第三の仮説として、切り分け仮説と全表示仮説の中間に位置する折衷仮説がある。折衷仮説の主な特徴としては、心的辞書内には接辞付き語の個別語彙情報と、その語を構成する形態素の情報が冗長的に貯蔵されていると主張している点である。接辞付き語は、その語が持つ語彙特性により、形態素に分割される切り分けルートを通して認識される場合と、1語として処理される全表示ルートを通して認識される場合がある。折衷仮説の中でも、2つのルートの関係により、2つの立場がある。ここでは、主に、本研究で取り扱う、規則的な屈折接辞付き語を例に、それぞれの立場を概観する。

第一の立場として、二重処理メカニズムモデル (Dual Processing Mechanism Model : Clashesen, 1999; Pinker, 1991; Pinker & Prince, 1994; Pra-

sada & Pinker, 1993) がある。このモデルの中心な考え方は、言語知識は規則基盤 (rule-based) のものと連合記憶基盤 (associative memory based) のものが存在するということである。規則基盤知識を用いる場合、過去形の +ed や複数形の +s などの接尾辞付与が理解や産出のたびに行われる。一方で、不規則な変化をする場合 (例 *run—ran, foot—feet* など) は、連合記憶基盤の言語知識を用いることで処理がなされる。連合記憶基盤知識による処理とは、長期記憶 (心的辞書) の中から原形と関連 (連合) している不規則形を引き出すことである。

二重処理メカニズムモデルでは、長期記憶から不規則形を引き出すことと、規則基盤知識を用いて語幹に屈折接辞を付与することは全く異なるメカニズムであると考えられている。Pinker (1991) は、不規則形と屈折接辞付き語の処理が異なることを3つの点から示している。第一に、不規則形は長期記憶内に不規則形のまま収められているため、不規則形を使用する際に、不規則形としての頻度が影響する。しかし、屈折接辞付き語は、語幹と屈折接辞が個別の語彙項目であるため、使用する際に、屈折接辞が付いた形の頻度が影響を与えることはない (次節参照)。第二に、不規則形は長期記憶内から引き出されるため、他の語生成過程への入力になり得るが、屈折接辞付き語は、語生成の結果であるため、他の語生成過程の入力にはなり得ない。例えば、英語母語話者の3〜5歳の子供は、不規則形を含む複合語である *mice-eaters* を作るが、屈折接辞付き語を含む *rats-eaters* を作ることはない。そして、第三に、言語障害を持つ人々の中に、屈折接辞付き語を作り出すことはできないが、不規則形を作り出すことができる患者がいることを挙げている。これらの患者は、規則基盤知識だけに障害を持ち、連合記憶基盤知識には問題がないため、2つの知識は異なるものであることを示している。

二重処理メカニズムモデルを切り分けと全表示の2つのルートで考えると、屈折接辞付き語は、

切り分けルートで、不規則形は全表示処理ルートで処理されることになる。そして、2つのルートで用いられる知識は異なるため、二重処理メカニズムモデルの切り分けルートと全表示ルートは、互いに影響を与えないと考えられる。

第二の立場として、二重経路モデル (Dual Route Model) がある。二重経路モデルでは、二重処理メカニズムモデルと異なり、2つのルートが相互的に影響し合うことが想定されている。二重経路モデルの一つである Meta Model (Schreuder & Baayen, 1995; Baayen & Schreuder, 1999) は、コネクショニズムや用例基盤モデル (Usage-Based Model) を基にしている。

コネクショニズムや用例基盤モデルでは、繰り返し特定の語に触れることで、その語は心的辞書内に貯蔵されることが考えられている。心的辞書に語が登録される際には、その語が用いられた文脈から意味や統語の情報が得られ、その語の語彙情報として登録される。屈折接辞付き語に関しても、繰り返し用いられることで、屈折接辞付き語1語として心的辞書内に登録される。例えば、*friends* が語彙項目として登録される場合、*friends* の形式情報 (綴りや音韻)、意味情報、統語情報が文脈から得られ、それらの情報が *friends* の語彙情報として心的辞書に登録される。この *friends* の語彙情報には、複数を表すという情報も含まれることになる。心的辞書内に、多くの複数形の語が貯蔵されるようになると、類似性を持つ語彙から「+s=複数」がスキーマとして抽出される。さらに、複数形としての +s に触れる機会が増え、スキーマが定着すると、スキーマ自体が規則のようになる。

このように Meta Model では、屈折接辞付き語の認識において、屈折接辞のスキーマが切り分けルートで用いられる。しかし、必ずしも屈折接辞スキーマが用いられる訳ではなく、屈折接辞付き語として用いられる頻度が高い語 (例 *shoes* や *scissors* など) は、1語として心的辞書から引き出すほうが、効率的であるため、スキーマは用い

られない。つまり、Meta Model においては、屈折接辞が付いている低頻度の語の理解・産出において、切り分けルートが用いられると想定される。

それぞれの仮説を支持するために、頻度を変数とした心理学実験が行われている。次節では、代表的な頻度変数として表層変数（surface frequency）と累積頻度（cumulative frequency）を取り上げ、それらの変数を用いた心理学実験と結果をまとめる。

3. 表層頻度と累積頻度

前節で概観した第一言語話者の語認識仮説において、議論の中心となるのが表層頻度と累積頻度である。表層頻度とは、その語 1 語だけの頻度であり、累積頻度とは、その語と語幹を共有する語の頻度の合算である。

例) *friends* の表層頻度と累積頻度

表層頻度 = *friends* 1 語の頻度

累積頻度 = *friend* の頻度 + *friend* を語幹に持つ語（*friends* など）の頻度

Taft (1979) は、英語母語話者を対象に、表層頻度と累積頻度を変数とした語彙性判断課題を用いた実験を行った。実験項目ペアを作成する際、表層頻度を一定にし、累積頻度が高い語と低い語をペアとした。実験 1 と 2 では、表層頻度が一定であるにも関わらず、累積頻度が高い語の方が、低い語よりも有意に速く語彙性判断が下された。この結果が示すのは、語認識において、その認識の速度を決定するのは、呈示された語の頻度ではなく、その語の語幹を中心とした関連する語すべての頻度（累積頻度）ということである。累積頻度が反応時間に与える影響を、累積頻度効果（cumulative frequency effect）と言う。全表示仮説では、語は 1 語ごとに貯蔵されていると考えるため、累積頻度効果を説明することはできない。他方、切り分け仮説、折衷仮説では、形態素ごとに

個別の語彙情報を認めるため、累積頻度効果を説明することができる。つまり、関連する個別の形態素は互いに強く結びついており、累積頻度効果はその結びつきの強さであると考えられる。

Prasada, Pinker, and Snyder (1990; Pinker, 1991 より引用) は、英語母語話者を対象に、動詞の原形をコンピュータ画面に呈示し、その動詞の過去形を答えさせる実験を行った。実験項目は、屈折接辞が付く動詞の中から、非屈折形頻度（累積頻度－過去形頻度）が同程度で、過去形としての表層頻度が異なる動詞をペアにするという手順で選ばれた。不規則変化形を持つ動詞からも同様の手順で実験項目が選ばれた。実験の結果、屈折接辞が付く動詞ペアでは、過去形を産出するのにかかる時間は、過去形としての表層頻度が異なっても、統計的な差は見られなかった。一方で、不規則変化形を持つ動詞では、非屈折形頻度が同じであっても、過去形としての表層頻度が高い動詞の方が、表層頻度が低い動詞よりも過去形を産出するのに有意に時間がかかった。この結果から、屈折接辞が付く動詞は、規則基盤の言語知識を用いて産出され、不規則変化動詞は連合記憶基盤の言語知識を用いて産出されていること分かり、二重処理メカニズムモデルが支持された。

しかし、Taft (1979) や Prasada et al. (1990) の実験に対して、Alegre and Gordon (1999) は、実験項目や実験課題の不備を指摘している。Taft の実験に関して、使われた実験項目へ疑問を呈している。実験項目の表層頻度が低い語には、denominal verbs, つまり、名詞と同じ形で使われている動詞が半数近く（20 語中 9 語）を占めていることを指摘している（例 *classed*, *numbered*, *sized* など）。名詞と動詞が同じ形で使われている場合、名詞にゼロ接辞が付与されて動詞に変換されると考えられる。さらに、Taft の実験では、ゼロ接辞付与の後に屈折接辞が付与することを求めるため、反応時間が長くなると考えられる。また、名詞と動詞が異なる語彙項目として心的辞書内に貯蔵されている可能性を指摘し、Taft が累積頻

度として、名詞と動詞の区別をせずに頻度計算をしているため、予測とは異なる反応時間が得られている可能性を示した。

Alegre and Gordon (1999) は Prasada et al. (1990) に対して、他の研究で用いられている累積頻度ではなく、非屈折形頻度（累積頻度－過去形頻度）を用いていることを問題点として挙げている。語幹が持つ頻度効果は、その語幹が使われる頻度、つまり、累積頻度であり、この累積頻度効果には過去形の頻度も影響を与えていると考えられる。そのため、非屈折形頻度は頻度計算として妥当ではない。また、実験課題に関して、Prasada et al. では、実験参加者は過去形を言う前に、活用前の動詞を読むことになり、単純に過去形の屈折接辞+ed を付けるという方略を用いている可能性がある。この実験課題では、通常は全表示ルートを用いているとしても、課題が+ed を付ける方略の使用を許しているため、全表示ルートを用いた処理を行うことができないと考えられる。

Alegre and Gordon (1999) では、Taft (1979) や Prasada et al. (1990) の実験を改善した実験を行っている。さらに、それまでの研究では頻度を高頻度と低頻度の2種類として考えられていることを指摘し、頻度を連続体と捉えることで、より詳細な議論が可能になるとしている。具体的には、累積頻度を保ちつつ、表層頻度を操作する際、実験ごとに表層頻度の幅を変化させることで、頻度を連続体として調査した。実験1では、表層頻度を100万語中で0語から101語の幅にした語群、そして、実験が進むごとに、幅を50語以下にした語群、そして、幅を狭めた語群を英語母語話者に呈示し、反応時間がどのように変化するかを調査した。結果として、100万語中で6語以下の表層頻度を持つ語に関しては、累積頻度効果が見られ、7語以上では表層頻度効果が見られた。この結果から、低頻度の屈折接辞付き語に関しては、切り分けルートで処理されていることが明らかになり、頻度により切り分けと全表示のどちらのルートが用いられるかが決定される二重経路モ

デルが支持された。

累積頻度効果は、接辞付き語に特有の現象ではなく、語幹の語彙認識にも見られる。Baayen, Dijkstra, and Schreuder (1997) では、オランダ語母語話者に対して、名詞の単数形（語幹）と複数形（屈折接辞付き語）を用いた実験を行っている。この実験では、累積頻度を揃えた語群から、複数形よりも単数形の頻度が高い語のペア（単数形優位ペア）と単数形よりも複数形の頻度が高いペア（複数形優位ペア）を作り、複数形を呈示した場合と、単数形を呈示した場合の反応時間を分析した。結果として、単数形を呈示した場合、単数形優位ペアでも、複数形優位ペアでも、同程度の反応時間を示し、累積頻度効果が見られた。一方で、複数形を呈示した場合、複数形優位ペアにおいて、複数形の頻度効果が見られ、複数形の語は1語として処理されていることが明らかになった。

これらの第一言語話者に対する実験結果から、少なくとも低頻度の屈折接辞付き語は切り分け処理がなされ、高頻度の屈折接辞付き語は全表示処理がなされることが明らかになった。つまり、折衷仮説を支持する結果が得られたことになる。それでは、第二言語学習者では屈折接辞付き語はどのように処理されるのであろうか。次節では、第二言語学習者の心的辞書研究を概観する。

4. 第二言語の心的辞書

第二言語学習者を対象にした研究においても、言語の理解・産出において屈折接辞付き語がどのように処理されているのかに関する研究が行われている。Prasada et al. (1990) の実験を第二言語学習者を対象として実施した研究として、Beck (1997) と Miyata (2006) がある。

Beck (1997) では、Prasada et al. (1990) と同様の実験を、第二言語学習者に対して行った。結果として、屈折接辞が付く動詞に関しては、英語母語話者も英語学習者も、低頻度の表層頻度を持つ語への反応時間が、高頻度の表層頻度を持つ語

への反応時間よりも速かった⁽¹⁾。この結果から、英語学習者も英語母語話者と同様に、規則基盤の言語知識を用いて屈折接辞付き動詞を処理していると考えられる。一方で、不規則変化形を持つ動詞に関しては、英語母語話者では表層頻度が高い語ほど反応時間が短くなり表層頻度効果が見られたが、英語学習者では表層頻度の高低による頻度効果は見られなかった。Beck は、学習者は教室などで不規則変化形を持つ動詞をリストとして覚える活動をするが多いため、コーパスから得られた頻度に反応時間が影響されなかったのではないかと結論付けた。

Miyata (2006) は Beck (1997) の実験が Prasad et al. (1990) の追実験であり、Alegre and Gordon (1999) が指摘した実験項目と実験課題の不備を解消していない点を挙げ、それらの不備を解消しつつ実験を行った。Miyata では、屈折接辞が付く動詞の中から、累積頻度が 100 万語中 30, 60, 110 語であるものを選んだ。さらに、選ばれた動詞の中から表層頻度が高いものと低いものを 15 語ずつ選んで実験項目とした。実験で実際に用いられたのは、英単語と擬似語に過去形の +*ed* と三人称単数現在の +*s* を付けた語である。実験参加者は、読み上げられる語が英単語であれば“yes”と言ひ、擬似語であれば“no”と言うことが求められた。読み上げが始まってから、“yes”，または“no”と言うまでの時間を反応時間として測定した。結果として、英語母語話者では、累積頻度が低い場合、表層頻度効果が見られ、累積頻度が高くなるに従ひ、表層頻度効果が消えた。この結果は、二重処理メカニズムモデルの予測とは異なり、二重経路モデルでの予測との整合性が高いと結論付けられた。つまり、屈折接辞付き語の処理は、規則基盤知識を用いて行われるのではなく、心的辞書内に貯蔵されている語彙から抽出されるスキーマを基に行われる。そのため、累積頻

度が低い場合では、スキーマを抽出するために十分な用例がなく、1 語として処理されるが、高頻度になるにつれ、スキーマを抽出するための用例が十分に得られ、語幹との切り分けが成立するようになる。一方で、英語学習者では、累積頻度が高くなっても、表層頻度効果が消えることがなかった。英語学習者ではこの実験で用いられた頻度より高い累積頻度でなければ、十分にスキーマを抽出することができない可能性を示した。

Miyata (2006) は、Beck (1997) の実験項目と実験課題を改善したが、それでもいくつかの問題点が残る。第一に、Miyata の実験項目には、過去形の +*ed* が付いた動詞だけでなく、三人称単数の +*s* が付いた動詞も含まれている。確かに両者は、屈折接辞が付いた動詞に属するが、含まれる語彙情報は異なる。両者を比べれば、異なる音韻情報や統語情報を含んでいることは明らかである。それらの性質の異なる語を同じ実験項目リスト内で用いること、そして、その用いられる数がリストにより異なるという点は問題であろう。

第二に、Beck と同様に、実験参加者の第一言語及び、英語習熟度が統一されていない。Jiang (2000) は、第二言語学習者にとって、形態論知識を獲得することが難しいことを示し、その理由として、言語によって形態論が大きく異なることを挙げている。また、Jiang は習熟度が上がるに従って、形態論知識を十分に発達させることができる可能性も挙げている。実験参加者の第一言語と英語習熟度は考慮に入れるべきであろう。

ここまで見たように、第二言語学習者の屈折接辞付き語の貯蔵・処理に関しては、2 つの実験で異なる結果が示されている。本研究では、これらの問題点を考慮に入れ、実験を行った。

5. 研究の目的

第一言語における語認識では、低頻度の屈折接辞付き語は切り分け処理がなされることが明らかになっている。一方、Beck (1997) や Miyata (2006) の実験では、第二言語学習者の心的辞書内

(1) 低頻度語のほうが高頻度語よりも反応時間が短い現象は、非頻度効果 (anti-frequency effect) と呼ばれる。

においては、屈折接辞付き語が、切り分け処理をされるか否かは結果が分かれている。この結果の不一致の原因として、実験項目の不備と実験参加者の第一言語および英語習熟度が統一されていないことが挙げられる。本研究では、日本人英語学習者を英語語彙サイズテストにより3群に分け実験を行い、実験参加者の変数を統制する。また、Gordon and Alegre (1999) によれば、英語母語話者では、名詞であっても動詞であっても累積頻度効果が見られたことから、名詞を使用した。

本研究の実験項目では、Beck (1997) や Miyata (2006) で用いられている動詞ではなく、名詞を用いる。その理由は、動詞よりも実験項目が得やすく、実験項目に関わる変数の統一がしやすいためである。

実験では、名詞単数形をターゲットとした語彙性判断課題を課し、累積頻度効果が見られるかを検証する。累積頻度効果が見られれば、語幹（名詞単数形）は複数形の認識にも用いられており、複数形が切り分け処理をなされている可能性を示す。一方、表層頻度効果が見られれば、語幹（名詞単数形）は複数形の認識には影響を与えず、名詞単数形と複数形は個別の語彙項目として登録され、それぞれが全表示処理をされていることになる。加えて、本研究では、英語習熟度による頻度変数への反応を観察することで、心的辞書内の語幹（名詞単数形）が複数形に与える影響が変化するかを調査する。

6. 実験

6.1 実験項目

分析対象となるのは、25語の名詞単数形である。実験参加者がすでに知っている語でなければならぬため、JACET8000のレベル1とレベル2の中からランダムに語を抜き出した。さらに、文字数をそろえるため、6文字からなる語に限定して、抜き出した。抜き出された25語に対して頻度情報を付与するために、Adam Kilgarriff氏が提供しているBNC frequency listsの語彙リスト

が用いられた⁽²⁾。BNCとは、約1億語からなる英語大規模コーパスであるBritish National Corpusの略である。BNC frequency listsは数種類のフォーマットの頻度表を提供している。表層頻度として、レマ化されていないリスト(unlemmatized list)を利用し、分析対象となる語が名詞単数形として使われている頻度を抜き出した。累積頻度にも同様にレマ化されていないリストが用いられたが、分析対象となる語を含む語すべてが抜き出され、その頻度を合算したものが用いられた。分析対象となった25語の100万語中の平均相対頻度は、表層頻度（標準偏差）が9.24 (4.14)、累積頻度（標準偏差）が46.03 (25.66)であった（分析対象となった語の詳細については付録を参照）。さらに、阻害項目、そして、他の実験目的で抽出した語を合わせ、合計592語が呈示された（表1参照）。

表1 実験項目

	接辞あり	接辞なし (分析対象)	合計
英単語	232	120 (25)	352
擬似語	120	120	240
合計	352	340	592

6.2 実験手順

実験は個別に静かな部屋で行われた。実験参加者は、ノート型パーソナルコンピュータ（IBM ThinkPad R30 14.1型TFT液晶タイプ）のスクリーンに呈示される語が英語として存在するか、存在しないかを出来るだけ早く判断し、キーボード前方にあるボタンを押すことを求められた⁽³⁾。呈示された語は、MSゴシックでフォントサイズ32であり、背景は白であった。注視点（+）が画面中央に50ミリ秒呈示された後、実験項目

(2) <http://www.kilgarriff.co.uk/bnc-readme.html>にて公開されている。

(3) 右利きの場合は「存在する」が右ボタン、「存在しない」が左ボタン。左利きの場合は、「存在する」が左ボタン、「存在しない」が右ボタン。

表 2 日本人英語学習者の実験参加者

	4000 語グループ	5000 語グループ	6000 語グループ
人数（男・女）	21（15・6）	20（14・6）	19（8・11）
平均語彙サイズ	4645 語（247.59）	5429 語（177.43）	6348 語（310.24）
主観的英語レベル	1.64（0.41）	1.81（0.47）	2.39（0.54）
英語学習歴〔年〕	7.64（1.12）	8.71（2.23）	14.16（4.96）
英語圏滞在歴〔ヶ月〕	0.57（2.34）	2.29（4.75）	18.47（21.99）

主観的英語レベルは 5 段階評価（5：上級 1：初級）
（ ）内の数値は人数の欄を除き、標準偏差を示す。

が画面中央に呈示され、実験参加者が反応するまで呈示され続けた。反応後、再び注視点が中央に呈示され、次の実験項目へと進んだ。全ての語はランダムに表示され、カウンターバランスが取られた。文字呈示と反応の記録取得には、Hot Soup Processor（HSP）を用いて作成された語彙性判断課題用プログラムを用いた⁽⁴⁾。まず、30 語の練習用課題を行い、その後、質問を受け付け、実験へと進んだ。実験の所要時間は、平均で 1 時間であった。実験中、少なくとも 6 回の休憩時間が設けられた。

6.3 実験参加者

実験参加者は、10 名の英語母語話者と 60 名の日本人英語学習者であった。英語母語話者は男性 7 名・女性 3 名であり、平均年齢は 28.50 歳（標準偏差：8.47）であった。

日本人英語母語話者には、英語語彙サイズテスト（望月，1998）を課し、その結果により 3 グループに分けられた。語彙レベルに対して分散分析を行ったところ、有意な差が見られた（ $F(2,57)=164.03, p<.001$ ）。多重比較（シェッフェ法）により、各レベル間に有意な差が見られた。さらに、アンケートを実施し、主観的英語レベル、英語学習歴、英語圏滞在歴、年齢が調査された。全ての項目に対して分散分析を行ったところ有意差が見

られた（主観的英語レベル： $F(2,57)=11.75, p<.001$ ，英語学習歴： $F(2,57)=24.17, p<.001$ ，英語圏滞在歴： $F(2,57)=17.79, p<.001$ ，年齢： $F(2,57)=19.29, p<.001$ ）。多重比較（シェッフェ法）により、語彙レベル 4000 語グループと 5000 語グループに有意差はなく、4000 語グループと 6000 語グループ、5000 語グループと 6000 語グループの間に有意差が見られた。この結果、本実験の実験参加者は、4000 語グループと 5000 語グループは語彙レベルが異なるだけの英語中級者グループ、そして、6000 語グループは語彙レベルとそれ以外の英語に関わる力（主観的英語レベル、英語学習歴、英語圏滞在歴）、年齢が他の 2 グループと異なる英語上級者グループであることが分かった。

7. 分析と結果

反応時間の分析において、誤答反応は削除された。削除された割合は、4000 語グループで 3.01%，5000 語グループで 2.96%，6000 語グループで 0.32%，英語母語話者で 0.68%であった。また、200 ミリ秒より速い反応と 2000 ミリ秒よりも遅い反応も削除された。削除された割合は、4000 語グループで 1.94%，5000 語グループで 2.45%，6000 語グループで 0.11%，英語母語話者で 0.00%であった。これらに加えて、平均値±2 を超える値を外れ値として分析対象から外した。外された割合は、4000 語グループで 0.97%，5000 語グループで 0.17%，6000 語グループで 0.75%，英語母語

(4) 名古屋大学大学院国際開発研究科 杉浦正利教授により作成されたプログラム。詳細は、<http://sugura3.gsid.nagoya-u.ac.jp/program/HSP/>にて公開。

表 3 各グループの実験結果

グループ	抽出された変数	偏回帰係数	標準誤差	<i>F</i>	<i>P</i>
英語母語話者	累積頻度	-2.19	0.92	5.64	<.05
6000 語	表層頻度	-11.70	4.59	6.49	<.05
5000 語	表層頻度	-19.87	4.37	20.70	<.001
4000 語	表層頻度	-19.17	5.47	12.26	<.01

話者で 0.00%であった。

表層頻度と累積頻度を説明変数、反応速度を目的変数とした重回帰分析（ステップワイズ法）を行った。結果は表 3 のとおりである。英語母語話者では、累積頻度のみが有意な変数として抽出された ($R^2=0.35$, $F(1,23)=5.64$, $p<.05$)。4000 語グループの英語学習者は表層頻度のみが有意な変数として抽出された ($R^2=0.34$, $F(1,23)=12.26$, $p<.01$)。5000 語グループでも、表層頻度のみが有意な変数として抽出された ($R^2=0.45$, $F(1,23)=20.70$, $p<.001$)。そして、6000 語グループでも、表層頻度のみが有意な変数として抽出された ($R^2=0.22$, $F(1,23)=6.49$, $p<.05$)。

8. 考察と結果

本研究の結果は、英語母語話者では、名詞単数形そのものの頻度（表層頻度）と名詞単数形とその語の複数形を合計した頻度（累積頻度）では、累積頻度のほうが語彙性判断の反応速度をより良く予測できることを示した。このことは、名詞単数形の認識は、累積頻度を基に行われていることを示している。つまり、複数形の頻度が名詞単数形（語幹）の認識にも影響を与えていることが明らかになった。この結果は、全表示仮説ではなく、切り分け処理を含む仮説の予測と合致する。

一方、英語学習者では、表層頻度と累積頻度では、表層頻度のほうが語彙性判断の反応速度をより良く予測できることを示した。このことは、名詞単数形の認識は、表層頻度を基に行われていることを示している。つまり、日本人英語学習者の心的辞書内で、複数形は単数形（語幹）の認識に影響を与えることはなく、名詞単数形も複数形も

全表示処理が行われていることが明らかになった。

また、英語習熟度（英語語彙レベル）が 4000 語レベル、5000 語レベル、6000 語レベルのいずれのグループにおいても、表層頻度が語彙性判断の反応速度をより良く予測できる。つまり、英語習熟度（英語語彙レベル）が上がっても処理が変化しないことが明らかになった。

英語学習者の結果は、全表示モデルを支持する結果を示している。しかし、英語母語話者が最も習熟度の高い英語学習者であると仮定すると、英語学習者も習熟度をより高めることで、心的辞書内で名詞単数形（語幹）の認識に、複数形が影響を与える可能性がある。つまり、語認識処理が全表示から切り分けへ移行される可能性がある。このような可能性を考えると、全表示処理と切り分け処理の両方が説明できる折衷仮説、特に、全表示処理から切り分け処理へと発達することが想定される二重経路モデルが日本人英語学習者の心的辞書モデルとして考えられる。しかしながら、この仮説を支持するためには、より詳細な実験を積み重ねていく必要がある。

また、本研究では、名詞単数形とその複数形のみを取り上げ、心的辞書内の語彙ネットワークの一端を明らかにすることを試みた。しかし、心的辞書内の語彙ネットワークをより詳細に知るためには、語彙同士の多様な関連性に基づいた調査が必要であろう。具体的には、複数形以外の屈折形態素付き語（比較級、最上級、過去形など）とその語幹、さらに、語幹と派生形態素付き語の関連などに基づいた調査が求められる。

また、今回は、頻度を変数とした語彙性判断課

題を用いたが、他の方法論での検証も行うべきであろう。例えば、プライミングを用いた語彙性判断課題や命名課題などによっても、本研究の結果が支持されるかを調査することが必要である。

最後に、今後、異なる第一言語と目標言語の組み合わせを用いた研究を行うことにより、言語間の構造的な相違点により焦点を当てることが可能である。このような研究から、第二言語学習者が持つ心的辞書の構造がより明確になるであろう。

参考文献

- Alegre, M. & Gordon, P. (1999). Frequency effects and the representational status of regular inflections. *Journal of Memory and Language*, 40, 41-61.
- Baayen, R. H., Dijkstra, T. & Schreuder, R. (1997). Singulars and plurals in Dutch: Evidence for a parallel dual-route model. *Journal of Memory and Language*, 37, 94-117.
- Baayen, H. & Schreuder, R. (1999). War and peace: Morphemes and full forms in a non-interactive activation parallel dual-route model. *Brain and Language*, 68, 27-32.
- Beck, M. L. (1997). Regular verbs, past tense and frequency: Tracking down a potential source of NS/NNS competence differences. *Second Language Research*, 13, 93-115.
- Butterworth, B. (1983). Lexical representation. In B. Butterworth (Ed.). *Language Production: Vol. 2. Development, writing, and other Language processes*. London, England: Academic Press. pp. 257-294.
- Clashen, H. (1999). Lexical entries and rules of language: A multi-disciplinary study of German inflection. *Behavioral and Brain Sciences*, 22, 991-1060.
- 大学英語教育学会基本語改訂委員会（編集委員会）(2003). 『大学英語教育学会基本語リスト JACET List of 8000 Basic Words』
- Gordon, P. & Alegre, M. (1999). Is there a dual system for regular inflections? *Brain and Language*, 68 (1-2), 212-217
- Jiang, N. (2000). Lexical representation and development in a second language. *Applied Linguistics*, 21, 47-77.
- Manelis, L. & Tharp, D. A. (1977). The processing of affixed words. *Memory and Cognition*, 5, 690-695.
- Miyata, M. (2006). Frequency effects in the processing of regularly inflected words by native and non-native English speakers. Unpublished MA thesis, University of Hawaii Manoa.
- 望月正道 (1998). 日本人英語学習者のための英語語彙サイズテスト. *The IRLT Bulletin*, 12, 27-53.
- Schreuder, R. & Baayen, R. H. (1995). Modeling morphological processing. In L.B. Feldman (Ed.) *Morphological Aspects of Language Processing*. Hillsdale: Lawrence Erlbaum. pp. 131-154.
- Pinker, S. (1991). Rules of language. *Science*, 253, 530-535.
- Pinker, S. & Prince, A. (1994). Regular and irregular morphology and the psychological status of rules of grammar. In S. D. Lima, R. L., Corrigan, & G. K. Iverson (Eds.), *The Reality of Linguistic Rules*. Philadelphia: John Benjamins. pp. 321-351
- Prasada, S. & Pinker, S. (1993). Generalizations of regular and irregular morphology. *Language and Cognitive Processes*, 8, 1-56.
- Taft, M. (1979). Lexical access via orthographic code: The Basic Orthographic Syllable Structure (BOSS). *Journal of Verbal Learning and Verbal Behavior*, 18, 21-39.

Taft, M. & Forster, K. I. (1975). Lexical storage and retrieval of prefixed words. *Journal of Verbal Learning and Verbal Behavior*, 14. 638-647.

付録

ターゲット	BNC 表層頻度	BNC 累積頻度
blanket	6.39	12.79
bottle	13.35	29.20
calendar	0.14	7.16
camera	8.94	19.17
captain	7.65	19.46
channel	10.51	35.19
chicken	7.50	13.62
coffee	14.75	18.55
college	14.68	34.20
concert	6.88	21.61
curtain	6.34	19.04
diamond	4.99	8.94
elephant	4.10	7.34
forest	9.35	32.73
handicap	3.82	14.82
horizon	6.62	19.22
magazine	14.00	28.26
minute	16.78	72.93
mountain	10.71	29.21
stomach	9.95	14.14
symbol	9.38	32.56
victim	11.80	28.35
volume	16.22	25.39
weapon	8.87	19.29

* 各頻度は、100 万語中の相対頻度である。

Frequency Effects on Recognition of Singular Nouns by Japanese Learners of English: Surface Frequency and Cumulative Frequency

MORITA, Mitsuhiro

(Instructor, Faculty of Literature and Social Sciences, Yamagata University)

Abstract

The aim of this study is to investigate how the surface and cumulative frequency influence recognitions of English singular nouns by Japanese learners of English, and a central question has become whether English singular nouns exhibit the effect of cumulative frequency in the process of lexical access. The result shows that the effect of surface frequency is obtained for Japanese learners of English while the effect of cumulative frequency is obtained for native English speakers. It is concluded that although native English speakers decompose plural nouns in the process of lexical access, Japanese learners of English retrieve plural nouns directly from their mental lexicon.

「新規事業開発のアプローチと成長の 戦略に関する理論モデルの構築」

伊 藤 嘉 浩

1. はじめに

本稿の目的は新規事業開発のアプローチと成長の戦略に関する理論モデル⁽¹⁾を構築することである。

新規事業開発とは、既存事業の流れのなかでは出てこない事業、すなわち既存事業の延長上にはない新規事業を、社内資源を活用して創造する努力をさす(榊原・大滝・沼上, 1989)。すなわち既存事業の活動主体である事業部組織以外で行われる事業開発活動である。

新規事業開発は企業戦略、特に企業成長にとって重要な役割を持つ経営活動である。しかし、新規事業にどのように戦略的にアプローチし、さらにどのようにその新規事業を大きく成長させていけばよいか、という実務上の問いに答えうる理論モデルはこれまで数少なかった。特に、新規事業の成長戦略を分類し、モデル化した理論は皆無である。

そこで本稿ではこれらの先行する数少ない理論モデルとともに新規事業の戦略マネジメントにおいて活用しやすく、拡張性の高い理論モデルを構築することを目的とする。

2. 関連先行理論モデルのレビュー

新規事業開発のアプローチと成長戦略に関する主要な先行理論モデルのレビューを行う⁽²⁾。まず、

新規事業開発のアプローチの方向に関して分類を行った理論モデルがある。その最も代表的な理論モデルは、Ansoff (1965) の多角化に関する成長ベクトルの理論モデル(図1)である。

Ansoff (1965) の理論モデルは、技術関連と市場関連という2つの明確な次元による分類というモデルの簡潔さにその良さがあり、多くの理論家や実務家の間で利用されてきた。しかし、Ansoff (1965) の理論モデルは、新規事業参入の際にどのようなルートから参入するのかについて技術関連と市場関連の2つの次元でのみ議論しており、マネジメントツールとしてやや変数が少ないといわざるをえない。また、新規事業に参入した後どのようにそれを成長させていけばよいかについては答えていない。

次にRoberts and Berry (1985) の新規事業最適戦略を取り上げたい。この理論モデル(図2)は、新規事業開発の参入の方向性を、Ansoff (1965) の成長ベクトルの理論モデルをもとにして市場関連と技術関連の度合いをより細かく分類し、その選択したセルにおいて新規事業の成功のために最適な組織形態や得られる効果の種類を提示している。

この理論モデルは新規事業を開始する際にどのような組織を設計するかに答えうる大変有効な理論モデルである。しかし、この理論モデルは新規事業参入の分類がやはり市場関連度合いと技術関連度合いの2つしかなく、新規事業開発の戦略計画作成や現場でのマネジメントのためのマネジメントツールとしてこの理論モデルは物足りない。例えば、技術関連および市場関連以外の視点での新規事業のアプローチ方法にはどのようなルートが存在し、またそれらをどう分類したらよいかという疑問に答えていないからである。また、An-

(1) ここでいう理論モデルとは、単一の知識というよりも、複数の関連知識の集合や分析枠組みという形態をとり、経営実務に有効なマネジメントツールとなる理論をさしている。

(2) ここでは紙面の都合上、新規事業開発の関する先行研究のうち、特に本稿の目的に関係の深い、新規事業のアプローチおよび成長戦略に関連する理論モデルのみに絞って限定的なレビューを行うものとする。新規事業開発全般に関する先行研究の詳細については伊藤(2002)を参照されたい。

図1：Ansoff（1965）の多角化による成長ベクトル

		新製品	
		技術関連あり	技術関連なし
顧客	類似タイプ	注1 集中型多角化 注3	注3 集成型多角化
	新しいタイプ		

注1：マーケティングと技術が関連しているもの
 注2：マーケティングが関連しているもの
 注3：技術が関連しているもの

注1：マーケティングと技術が関連しているもの
 注2：マーケティングが関連しているもの
 注3：技術が関連しているもの

図2：Roberts and Berry（1985）の新規事業の最適参入戦略

市場			
新規かつ未知	ジョイントベンチャー	ベンチャーキャピタル ベンチャー育成 教育を目的とした買収	ベンチャーキャピタル ベンチャー教育 教育を目的とした買収
新規だが精通	社内における市場開発 買収 (ジョイントベンチャー)	社内ベンチャー 買収 ライセンス	ベンチャーキャピタル ベンチャー育成 教育を目的とした買収
基盤	社内での基盤開発 (買収)	社内における製品開発 買収 ライセンス	「新方式」 ジョイントベンチャー

基盤 新規だが精通 新規かつ未知
 製品に体化された技術またはサービス

soff（1965）の成長ベクトルの理論モデルへの批判と同様に、この理論モデルは新規事業参入時の最初の方向性を示すものの、その後どのようなプロセスでその新規事業を大きく成長させていったらよいかに関しては何も提示していないからある。

また、Roberts and Berry（1985）の理論モデル（図3）も同様な問題を持っている。この表は、社内ベンチャーがどのような組織構造を選択するかについて、全社的な重要性和本業からの距離によって分類している。しかし、この表も社内ベンチャーの組織設計に関する戦略代替案を提供するが、その後の成長プロセスについて詳細を提示するまでには至っていないのである。

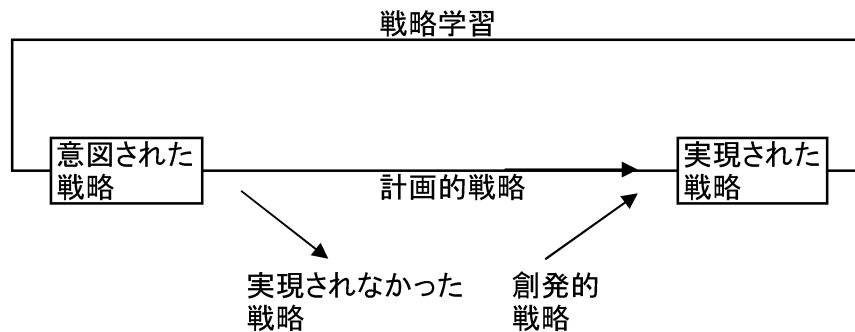
以上の理論モデルが新規事業開発のアプローチおよび成長の戦略に関する主要な理論モデルである。これらのいずれの理論モデルも新規事業の参

図3：Roberts and Berry（1985）の新規事業のための組織設計選択肢

		戦略的重要性		
		非常に重要	不確実	重要でない
業務上の 関連性	無 関 連	特別事業単位 (SBU)	独立事業単位 (IBU)	完全な スピンオフ
	一 部 関 連	新製品 プログラム	社内ベンチャー 部門	契約 ライセンス
	強 い 関 連	直接統合 (中核事業)	小規模 新ベンチャー 部門	育成と契約 ライセンス

入ルートの分類がやや簡潔すぎることで、また、新規事業に参入した後にその新規事業をどのようなルートで大きな事業に成長させていけばよいかという問いに答えていないのである。次に本稿の目的に照らし合わせて関連のある、新規事業開発の

図4：Mintzberg and Waters (1985) の計画的戦略と創発的戦略



プロセス、すなわち新規事業をどのように戦略的に成長させていくかという問題に関連する主要な理論をレビューしたい。

まず、新規事業開発も含む経営戦略プロセスに関する代表的な理論モデルとして、Mintzberg and Waters (1985) の経営戦略計画形成プロセス(図4)を挙げたい。このモデルで彼らは経営戦略計画の形成プロセスとして、それまで主流であった経営戦略計画部門による事前に計画された経営戦略による、計画、実行、フィードバックのプロセス(計画的戦略)とともに、現場から生まれてくる戦略的提案を経営戦略に取り入れていくプロセス(創発的戦略)を提示している。これは現場から離れた分析型戦略計画が戦略実行の現場にある事業ノウハウや新しい情報や環境変化と乖離してしまう欠点を指摘し、これらを補う戦略プロセスとして提唱したものである。

本稿との関係ではこの理論モデルは、新規事業という戦略計画の形成プロセスに、実際にはこれらの組み合わせの方向性も存在するが、2つの大きな方向性や分類があることを提示していることに注目したい。

しかし、これだけではあまりに簡潔で漠然としている。そこで新規事業という文脈でこの理論モデルに関連するものをレビューする。このことに関連する新規事業開発の理論⁽³⁾の中で、日本の研

究者によるものとして山田(2000)による研究に触れたい。山田(2000)は、新規事業を全社戦略やその目的との関係から、機会主導型、リストラ型、組織活性化型、柱創造型の4つに分類し、そのパフォーマンスとの関係を分析した。このことは、このような新規事業の分類により新規事業のアプローチの方向性を分類し、そのパフォーマンスを提示しているといえるだろう。つまり、新規事業の計画において、それらの分類別の新規事業を行う意図や意義を明確にすることができるのである⁽⁴⁾。

さらに新規事業の成長に関連する理論モデルとして、新規事業プロセスに関する理論モデルがいくつか存在する。Burgelman(1983)(1984)の新規事業プロセスのモデル(図5、図6)は、Mintzberg and Waters(1985)の経営戦略形成の創発的プロセスの概念について新規事業を対象に具現化したものと言え、新規事業開発プロセスにおける複数の内部管理の連携を理論モデル化し(図5)、さらにそれを全社戦略と連携させたものである(図6)。これらは、新規事業の成長プロセスを提示している点で本稿の問題意識に近い。また、これらは創発的な新規事業のための組織設計やマネジャーの役割を提示する上で有効なツールであ

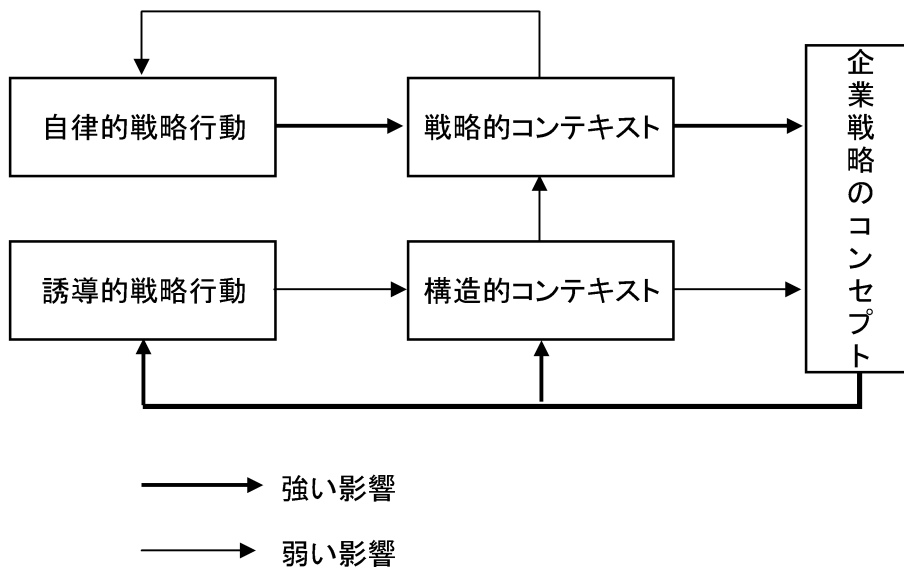
(3) 本稿では紙面の都合上、限定的なレビューにとどめる。新規事業開発に関する先行研究の詳細に関しては伊藤(2002)を参照されたい。

(4) 具体的には、山田(2000)の新規事業の分類の1つであるリストラ型は、パフォーマンスが低いことが明らかになったが、山田の分類結果を経営戦略策定上用いることで、パフォーマンスよりも雇用維持を優先してこのタイプの新規事業を行う意義を明確にすることができるといえるだろう。

図5：Burgelman（1983a）の新規事業開発社内プロセスモデル

		コアプロセス		重畳のプロセス	
		定義	推進	戦略的文脈	構造的な文脈
レベル	トップマネジメント	監視	権威付け	適及的合理化	管理システムの構築
	NVD マネジャー	育成・保護 製品チャンピオン	組織的 戦略構築 ピオニング	事業 チャン ピナ型作成	の選択
	社内企業家	事業機会	戦略遂行	ゲートキーピング アイデア出し	疑問

図6：Burgelman（1984）の自律的戦略行動と誘導的戦略行動の統合



る。しかし、これらの理論モデルは、社内の組織マネジメントを中心とした新規事業の成長の理論モデルであり、社外での事業活動と新規事業のアプローチ方法やその成長戦略との関係には触れていないのである。よって、本稿では主に社外での事業活動との関連で新規事業のアプローチ方法や成長戦略を分析し、また管理するための理論モデルの構築が求められているのである。

3. 新規事業の競争としての側面

3-1. 新規事業の競争としての側面

ここでは新しい理論モデルの構築のための準備として、新規事業の競争としての側面について述べる。企業には自ら行う事業の商品やサービスについて同様または類似の製品やサービスを行う競

争相手が通常存在する⁽⁵⁾。これが業界内での直接の競争である。しかし、企業の競争相手は業界内での直接の競争相手以外にも存在する。例えば、Sammon（1986）は競争相手の分析対象として直接の競争相手よりも広い競争の範囲を主張している。つまり、業界内の直接の競争業者とともに、隣接領域の間接競争業者、さらには関心領域の新規参入または潜在競争業者まで競争の範囲と考えなくてはならないということである。

ここで、新規事業について考えると、新規事業の進出先には何らかの既存市場とその市場でのプレイヤーが存在すると考えてよいだろう。無論、新規事業で行うのと全く同一の製品やサービスの

(5) 市場で独占状態である場合を除く。

図7：Porter（1980）の5つの競争要因

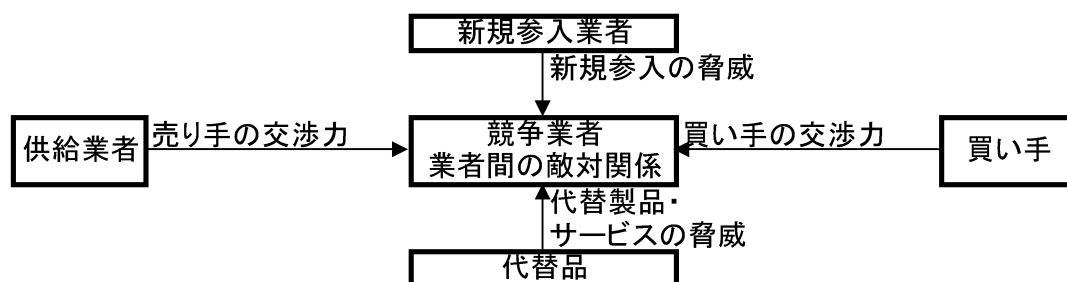
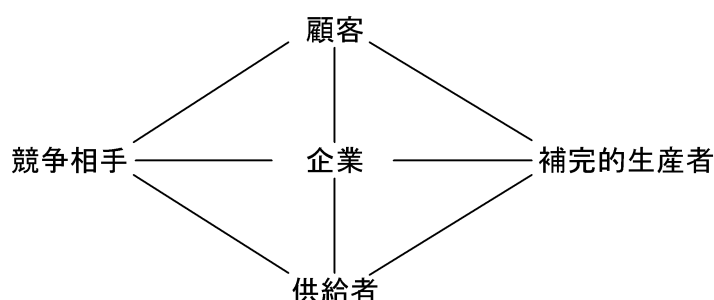


図8：Brandenburger and Nalebuff（1996）の価値相関図



既存市場はないかもしれない。しかし、その場合にも新規事業と何らかの代替関係にある既存市場とその市場でのプレイヤーが存在すると考えられる⁽⁶⁾。そのように考えれば、新規事業にも広い意味ではすべて競争が存在するといえる。

3-2. 競争戦略理論モデルの改良

ここでは以上の新規事業の競争としての側面にもとづいて、競争戦略の理論モデルとして代表的なPorter（1980）による5つの競争要因の理論モデルを新規事業の分析モデルを構築するために改良する。

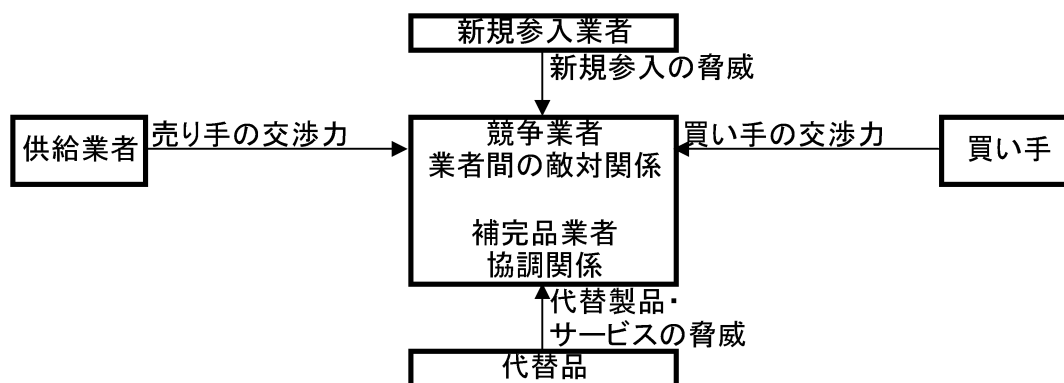
まず、競争戦略分析の代表的理論モデルとしてPorter（1980）ポーターの5つの競争要因の理論モデルを説明する（図7）。この理論モデルは、自社事業の競争力の分析をその業界内外の5つの業者である、競争業者、供給業者、買い手、代替品および新規参入業者、との力関係を分析する理論

モデルである。すなわち、この理論モデルはこれらの業者による脅威や交渉力から自社の製品や事業の競争力を分析し、また自社の事業の収益性を分析することに用いられるのである。

次にこのモデルを基にしてさらに改良するために、この理論モデル開発以降の競争戦略論の研究成果を取り入れた、Brandenburger and Nalebuff（1996）の価値相関図を説明する。価値相関図とは、競争戦略立案上、分析に必須なプレイヤーをその関係も含めてマッピングしたものである。図8に示すように、企業、顧客、競争相手、供給者、補完品生産者から構成される。この図のPorter（1980）の5つの競争要因の理論モデルと比較した特徴は、補完品生産者が存在することである。補完品生産者とは競争相手と正反対の役割、すなわち競争ではなく協調の役割を果たすプレイヤーである。補完品生産者の定義は次の通りである。すなわち、自分以外のプレイヤーの製品を顧客が所有したときに、それを所有していないときよりも自分の製品の顧客にとっての価値が増加する場合、そのプレイヤーを補完的生産者と呼

(6) 例えば、照明用に電球を発明し、その市場開拓を行う場合には、それまで照明用に用いていたローソクやガス灯などの既存市場が存在するであろう。

図9：Porter（1980）の5つの競争要因、の改良図



ぶ⁽⁷⁾。補完品生産者というプレイヤーを考慮することで、これまでの競争戦略論では分析出来なかった経営現象を解明できるようになったのである。

よって、すでに説明した Porter（1980）の5つの競争要因の理論モデルに、この補完品生産者を加えることにする。なぜなら、すでに多くの理論家や実務家に用いられてきた Porter（1980）の理論モデルをより精緻化することができるからである。すると、図9のようになり、プレイヤーは、供給業者、顧客、代替品業者、新規参入業者、業界内の競争業者および業界内の補完品生産者となる。このモデルによって、Porter（1980）の5つの競争要因の理論モデルに競争だけでなく、Brandenburger and Nalebuff（1996）の提示するビジネスにおける協調の側面を含めることが出来た。

次節では、この改良した理論モデルを用いて、本稿の目的である新規事業のアプローチおよび成長戦略の理論モデルを構築することにする。

4. 新規事業のアプローチおよび成長戦略の理論モデルの構築

4-1. 理論モデルの構築

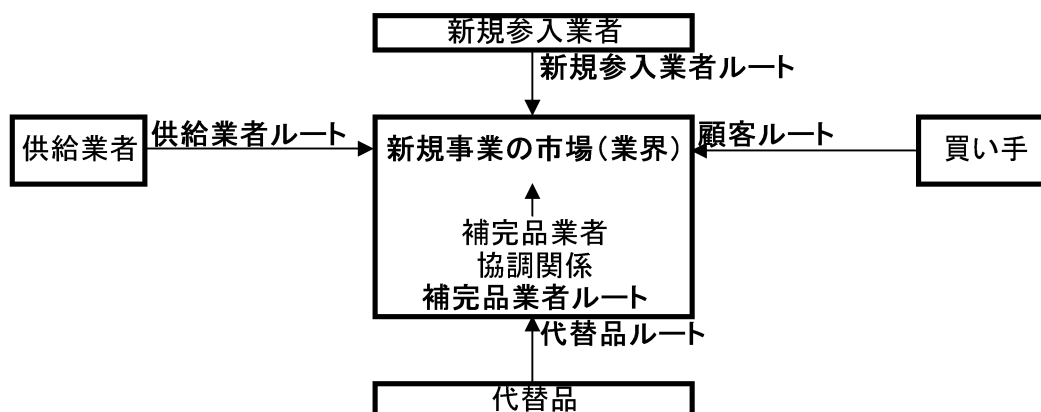
すでに Porter（1980）の5つの競争要因の理論

モデルに協調の側面として補完品生産者を加え、モデルの改良を行った（図9）。Porter（1980）の5つの競争要因は本来、競争を分析するうえで自社の事業に脅威を及ぼす可能性のあるプレイヤーを業界構造に基づいて分類したものであり、このモデルを用いることによって、それらのプレイヤーの力関係を分析することが出来る。

ここで、全く新たにこの図を新規事業のアプローチおよび成長戦略の視点で考察してみよう。すると次のことを考察できる。すなわち、自社の事業に脅威を及ぼす可能性のある業界内外のプレイヤーの分類とその関係を表すこの図において、自社と相手のポジションを逆に考えてみよう。するとこの図は新規事業のターゲット市場もしくは業界とそこへ到る新規事業の取りうるアプローチのルートを示すと考えることが出来る。すなわち、これまでは自社の事業および自社の事業の業界としていたポジションを、ある企業が新規事業を行う長期的なターゲット市場（業界）とその中の競争相手と読み替えることが出来る。このように読み替えると、自社のポジションに脅威や強い交渉力を及ぼすと考えていたポジション、すなわち、供給業者、顧客、代替品業者、新規参入業者は、いずれもある企業が新規事業の長期的なターゲットと想定する市場（業界）へのその企業の新規事業が取りうるアプローチポジションと考えることが出来るのである。なぜなら、脅威を及ぼすということは、交渉上有利に展開できるというこ

(7) なお、競争相手の定義は次の通りである。自分以外のプレイヤーの製品を顧客が所有したときに、それを所有していないときよりも自分の製品の顧客にとっての価値が下落する場合、その自分以外のプレイヤーを競争相手と呼ぶ。

図 10：新規事業開発のアプローチと成長の戦略に関する理論モデル（筆者作成）



とだけでなく、その市場（業界）へ参入する機会や可能性を持っていると考えられるからである⁽⁸⁾。この考えを図に示すと図 10 のようになる。これが本稿の求める新規事業のアプローチおよび成長の戦略に関する理論モデルとなる。

以上、本稿で求める新規事業のアプローチおよび成長戦略の理論モデルを、Porter（1980）の5つの競争要因の理論モデルの改良をもとにして、コロンブスの卵的な方法で構築することが出来た。

4-2. 構築したモデルの各アプローチの説明

ここでは、構築した理論モデルの説明を行う。まず、中央のボックスの中が新規事業の長期的な対象市場である。この市場は行おうとする新規事業の存在する市場であり、通常すでにその新規事業と同種類の事業を行っている企業が存在し、競合関係となる。ただし、従来まったく存在しないタイプの新しい事業（市場や製品）の開発を行う場合には、この市場には競合企業が1社も存在しないケースに相当する。

その対象市場に至る新規事業のアプローチの分類が、それぞれ供給業者ルート、顧客業者ルート、

代替品ルート、補完品ルート、新規参入業者ルートである。以下にそれぞれのルートの簡潔な説明を行う。

まず、供給業者ルートである。このルートは、新規事業の対象市場に対して、部品の供給や技術ライセンス、場合によっては共同製品開発などを行う。そうして、供給業者として当面の事業の売り上げや利益を確保しながら、同時に新規事業の高度化や成長に必要な技術をさらに高めていき、また対象市場における新規事業のノウハウを吸収しながら、次の段階で対象市場での新規事業の開発を行っていくルートである。このルートでは、技術志向の新規事業において単一技術の新規事業から始めて、その供給先が行っているような複数の技術で構成される高度で付加価値の高い製品やサービスの新規事業へ成長していくことが想定される。また、企業の経営戦略上の要請から川下へ垂直統合する場合もこのケースに含まれる。

次の顧客業者ルートは、新規事業の対象市場に対して、まず第一段階として顧客の立場でのポジションを確立するルートである。そうして、顧客として新たなニーズを認識しながら、同時に新規事業の対象市場の事業ノウハウを吸収し、次の段階として対象市場に進出するルートである。このルートは顧客としてその市場のニーズを強く認識して、川上に進出する場合であるが、企業の戦略上の要請から川上へ垂直統合する場合も含まれ

(8) 補完品業者についても、ある時期に協調関係にあるということは、その補完関係にある製品事業との距離が近く、その市場の新規事業に進出しやすいことを意味するのである。

る。また、逆にすでに行っている事業や製品を構成する技術や事業ノウハウだけを新たに取り出して新規事業を行う場合もこのルートに相当する。

代替品ルートは文字どおり代替品によって対象とする新規事業の市場へ参入するルートである。現在行っている事業や最初に行おうとする新規事業の製品やサービスが対象とする市場に対して代替品の関係になるような市場への進出である。なお、場合によってはすでに説明した供給業者ルートや顧客ルートから対象となる新規事業の市場へ進出する場合にも、その成功度合いを高めるために、代替品を投入する場合がある。この場合の成長プロセスは、供給業者ルートまたは顧客ルートを経て代替品ルート、となる。

補完品業者ルートは広い意味では現在行っている事業の市場と同一だが、現在行っている事業や最初に行おうとする新規事業が想定する新規事業と補完品の関係にある場合である。このルートではまず補完品業者として、対象市場やその製品に関するノウハウを蓄積していき、次の段階で対象市場の新規事業に進出するルートである。

最後に新規参入ルートである。これはこれまでのいずれのルートにも属さないまさに全く新規参入のルートである。つまり、現在行っている事業の市場とまったく関係のない市場への直接の進出を意味する。また、革新的で先進的な技術を自社開発し、それによって最初から新規事業の長期的な市場へ参入する社内ベンチャーを行う場合は、この新規参入ルートになる。

4-3. モデルの応用性

この節では、構築したモデルについて関連する理論との関係について述べ、その応用性を提示する。

まず、企業の多角化の理論モデルとして最も重要な Ansoff (1965) の成長ベクトルとの関係を考える。技術関連多角化、市場関連多角化とともに、非関連多角化のなかにも垂直統合などがある。技術関や市場関連の多角化は、それぞれ川上、また

は川下を経由して別の業界の垂直価値連鎖へ移動し多角化することをこのモデルでは意味する。一方、非関連多角化のなかの垂直統合は、それぞれ川上または川下への新規事業進出の過程を含んでいる。すなわち、供給業者ルートまたは顧客業者ルートでの新規事業の成長の過程を意味する。垂直統合の場合は、統合した業務活動をまず企業内への貢献のために活用するのが一般的であり、場合によってはさらに統合した業務活動を単独の事業として行う場合もあるからである。

また、新規事業にはニーズやシーズを中心にするのではなく、新規事業の事業構想にもとづいて新規事業に参入する場合がある。このような場合には、技術または市場との関連がある場合には、それぞれ供給業者ルートや顧客業者ルートになる。しかし、特に新規事業の参入以前に技術または市場との関連がない場合には、事業構想にもとづいて新規事業に参入するのは、本モデルでは新規参入ルート、代替品ルートおよび補完品業者ルートのいずれかに該当する。新規事業の製品やサービスが対象市場の製品やサービスと直接競合する場合には新規参入ルートであり、直接競合せず、代替品の立場にある場合には代替品ルートである。また、新規事業の進出する業者が補完品の業者である場合には補完品業者ルートとなる。

5. 考察

5-1. 本理論モデルの長所

ここではこの理論モデルの長所を述べる。まず、本理論モデルは Ansoff (1965) などの先行理論モデルに比べて、アプローチする選択肢の数がやや多いため、より具体的な新規事業計画の立案や分析が可能になることである。次に、経営学に多少でも通じるものなら誰もが良く知っている Porter (1980) の5つの競争要因のモデルと非常に似ていることである。よって、経営にかかわっているものなら誰でもこの理論モデルを容易に覚えられ、理解しやすい。また、このことは、この図の各アプローチポジションからターゲット市場

(業界)へ新規事業を成長させるために考慮すべきマネジメントやその際の困難点について、Porter (1980) の5つの競争要因の理論モデルの研究において多くの研究者にこれまで研究されてきた研究成果がそのまま活用できることを意味する。よって、この理論モデルをすぐに実際のマネジメントに応用することが可能になる。さらに、このモデルは、新規事業の開始時点だけでなく、どの新規事業の継続中の局面においても、その新規事業の成長する方向に関する分析や計画立案に利用することが出来ることである。このことは、すでにレビューを行った新規事業のアプローチに関する先行する理論モデルの持つ弱点である新規事業開始後の成長戦略の欠如を補う重要な長所である。

また、本理論モデルの長所として、他の主要な関連理論との連携性が高いことが上げられる。すでに説明したようにアンゾフモデル、さらにコアコンピタンスなど主要な関連理論の概念を本理論モデルの活用において包括しやすいため、本理論モデルを中心に新規事業の分析や計画立案への活用を行いやすくなる。

5-2. 本理論モデルの実際のマネジメントへの応用性

本稿で構築した理論モデルはこれまでの新規事業の戦略計画作成においてこれまでにない有効なツールを提供するものである。特にこれまでほとんど議論されてこなかったどのような方向から新規事業を生み出し、そしてどのようなルートでその新規事業を大きく成長させていくか、という問いの両方にある程度有益な回答を提供するマネジメントツールといえるだろう。また、その際に新規事業の難易度や成功の確率をある程度予測できるツールともいえるのである。なぜなら、すでに述べたように、本理論モデルの実際のマネジメントへの応用には、Porter (1980) の5つの競争要因の理論モデルに関する研究成果をそのまま利用することが出来るからである。

また、本稿の成果である新しい理論モデルはほとんどそのままベンチャー企業の事業のアプローチやその成長の戦略の分析と計画立案のためのツールとして利用可能である。そのような点で本稿の成果は応用範囲が広いといえよう。よって、本稿の成果は新規事業開発はもちろんのこと、ベンチャー企業経営論へも大きく貢献するものである。

6. 結論

本稿においては、新規事業開発にどのような方向からアプローチし、そしてどのようにその新規事業を大きく成長させていけばよいのか、という2つの戦略的な問いにある程度回答を提供し、汎用性や応用性の高い理論モデル(図10)を構築した。そして、その理論モデルの説明を行い、さらに関連する先行理論モデルや先行理論との関係において若干の考察を行った。その結果、構築した理論モデルの有効性や汎用性を示すことが出来た。

本稿ではこの理論モデルを、競争戦略論の最も著名な理論モデルであるポーターの5つの競争要因のフレームワークをもとにコロンブスの卵的な発想によって導出した。しかし、筆者の知りうる限り、ポーターの5つの競争要因のモデルを本稿の目的とした新規事業のアプローチとその成長戦略の分析や計画立案のために用いた論文や書籍は見当たらない。よって、本稿で構築した理論モデルはその目的に沿った使用法という視点では新規性が高いといえるだろう。

今後の課題は、本稿で構築した理論モデルを実際のさまざまな新規事業開発やベンチャー企業経営の事例分析や定量分析によって検証し、さらにこの理論モデルに関する考察を深めていくことである。例えば、その拡張性や適応範囲を模索し、また各アプローチ別の新規事業の成功確率や成長速度との関係を見出すことである。

和文参考文献

- 伊藤嘉浩 (2002) 「社内新規事業開発の先行研究に関する一考察：オープンダイナミクスの視点から」『研究年報経済学』 Vol.63, No.3, pp. 155-175。
- 榊原清則・大滝精一・沼上幹 (1989) 『事業創造のダイナミクス』 白桃書房。
- 山田幸三 (2000) 『新事業開発の戦略と組織』 白桃書房。

英文参考文献

- Ansoff, H.I. (1965) *Corporate Strategy*, McGraw-Hill (広田寿亮訳 (1969) 『企業戦略論』 産能大学出版社)。
- Brandenburger, A.M. and B.J. Nalebuff (1996) *Co-opetition*, Currency/Doubleday (嶋津祐一・東田啓作訳 『コーペティション』 日本経済新聞社)。
- Burgelman, R.A. (1983) "A Process Model of Internal Corporate Venturing in A Diversified Major Firm," *Administrative Science Quarterly*, Vol.28, pp.223-244.
- Burgelman, R.A. (1984) "Designs for Corporate Entrepreneurship in Established Firms," *California Management Review*, Vol.26, No. 3, pp.159-.
- Mintzberg, H. and J.A. Waters (1985) "Of Strategies, Deliberate and Emergent," *Strategic Management Journal*, Vol.6, pp.257-272.
- Porter, M.E. (1980) *Competitive Strategy*, Free Press (土岐坤・中辻萬治・服部照夫訳 (1982) 『競争の戦略』 ダイヤモンド社)。
- Roberts, E.B. and Berry, C.A. (1985) "Entering New Business: Selecting Strategies for Success," *Sloan Management Review*, Spring, pp.3-17.
- Sammon, W.L. (1986) "Assessing the Competition: Business Intelligence for Strategic Management," in J.R. Gardner, R. Rachlin and H.W. Allen Sweeney eds., *Strategic Planning*, John Wiley & sons (土岐坤・中辻萬治・小野寺武夫・伊藤泰敬訳 (1988) 『戦略計画ハンドブック』 ダイヤモンド社)。

Approach and Growth Strategies in New Business Development: Building a New Theoretical Model

Ito Yoshihiro

Abstract

This paper offers a new theoretical model, based on Porter's five forces framework, for a strategic approach towards new business development enabling large future growth. The model's validity and versatility is demonstrated through an examination of both its adaptability and applicability, as well as through an exploration of its relationship with earlier theoretical models of new business development.

越境地域協力の制度化と変容

高 橋 和

(社会システム専攻)

1 はじめに ——問題の設定——

冷戦終結後、世界各地で顕在化した地域主義の流れとヨーロッパにおける地域統合の急速な進展は、300年以上にわたって続いてきたウエストファリア体制を克服するものとなるという期待をもって研究の対象とされてきた。しかし、ヨーロッパにおける統合の進展は独仏和解という内発的な要因が強調される傾向にあるが、ソ連と対峙していた西欧において戦略的な理由から独仏和解が必要であったという国際関係を無視することはできないであろう。こうした点に着目するならば、歴史的状況や現在おかれている政治的・地理的位置の異なるところで生じている地域主義や地域統合を類型化することは、EUモデルを基準として地域統合を評価するという危険性を伴うのではないかという懸念がある。

地域主義や地域統合をどのように評価するかということは、「地域」をどのように定義するかという問題と関わっている。地理的な範疇としての地域は一定のまとまりを持つが、まとまりの中身によってローカル・コミュニティのような小さい規模のものからヨーロッパやアジアといった大きな規模のものまで融通無碍であり、国家が領土を画定する国境線による明確な領域とはその性格において大きく異なっている。こうした不確定な「地域」が国際政治において果たす役割をどのように考えればいいのかであろうか。

地域主義に関する研究が注目されるようになったのは、1990年代にはいってECがEUへと変容しようとした頃である。それまでの地域主義に関する研究は、ECやNAFTA（北米自由貿易協定）のような経済的な統合の進展を基底とするものであり、統合によって経済規模を確保することで、経済発展を促進していくという目標が明確であっ

た。そこではかつてミトラニーがスピルオーバーという概念を使って経済統合から政治統合へと発展すると予測した機能主義は、ECの統合がなかなか進展せず行きつ戻りつしていたために失敗したとみなされてきた。しかし1990年以降、ECは経済統合から政治統合へと急速に舵を切った。こうした地域統合の進展を、ハースはミトラニーの機能主義を修正して新機能主義として内在的な要因で説明し、ミトラニーを復活させた。ハースによれば、EUの統合の進展は、冷戦後の世界はイデオロギーの桎梏がなくなり、経済のグローバル化が容易に浸透するようになったためである。この状況のなかで経済的な競争力を発揮し、維持し続けるためには強力な政治的リーダーシップが必要であり、その要請に基づき政治統合が進展したという。この文脈では、NAFTA、メルコスール、ASEANやAPECのような経済的な統合の動きはEUと対抗するためにこれらの地域統合は政治統合に発展するという予測にたつ。しかし、ヨーロッパ以外の地域において政治統合へと発展する動きは生じなかった。こうした状況を勘案すると、機能主義・新機能主義で地域統合の動きを説明することはできないといえよう。

では、地域統合はEUだけに見られる特殊な現象として捉えるべきであろうか。この章の最初で述べたように、EUの統合の進展はソ連と対峙するという冷戦の影響を無視することはできない。したがってEUにおける地域統合の進展は、歴史的な状況のなかで生まれたのであって、他の地域が同じ条件を備えているとは言えない。しかし同時に、その形態は違うけれども同時代的に世界各地で「地域」が出現しているという状況があることも確かである。この現代の「地域」は、1980年代に出現した「地域」とは異なり、国家の集合体というだけに留まらず、国家の上位レベル、また

下位レベル、さらに国家の一部同士が結びつく越境地域など重層的・国家横断的などあらゆるレベルで「地域」が形成されている状況にあり、国民国家を単位とするウェストファリア体制が相対化されていることを可視的に示しているようにみえる。しかし、「地域」は国民国家を相対化するアクターとなっているのであろうか。

本稿では、EU の地域政策の変容のなかで「地域」がアクターとして位置づけられるかどうかを検討したのち、「地域」の持つ意味について考察することを目的とする。

本稿が分析の対象とするヨーロッパの越境地域協力（cross-border cooperation—CBC, その実施団体としてのユーロリージョン）に関する研究では、具体的な実践を例として紹介し、ローカルなアクターが国家をとおしてではなくローカル・イニシアチブとして外交を行なうようになった点に注目した研究が初期の研究である。90 年代前半にユーロリージョンの設置が相次いだ時期に国家間の外交に新しいチャンネルを開くものとして越境地域協力が位置づけられた。⁽¹⁾ これらの研究はユーロリージョンの地域的な広がり注目したものであるが、これに対して下位地域協力の重層性に注目した研究では、EU の統合と並行して起こった下位地域協力の活発化をヨーロッパ統合の過渡的状況とみて、統合が進むにつれて下位地域協力は解消されると見ていた。⁽²⁾ しかし、その後の進展をみると、EU の統合の進展は逆に下位地域協力を活発化させている。

こうした越境地域協力の地理的もしくは空間的拡大とともに、EU における越境地域協力の制度化、とりわけ INTERREG に注目する研究に関心

が向けられるようになった。これは EU の統合の拡大と進展のなかで「補完性の原理」を実現するものとして、下位地域協力を注目するものであり、越境地域協力体を新しいアクターとしてみなすものである。この観点からみれば、INTERREG は越境地域協力体を形成するための制度として位置づけられる。⁽³⁾ EU、国家、地域という三層構造の考え方を受け継ぎ、それを発展させたものがマークスのマルチレベルガバナンス（MLG）という呼ばれるものである。しかし MLG について、柑本は、垂直方向の多層化という視点では不十分であり、国家の主権の一部を上位もしくは下位レベルのアクターに移譲しただけであり、依然として国家が中心概念となっていると指摘し、「EU の地域政策の重層性は、水平的な「越境的行為体」のみならず、同時にその層の間を往還する垂直的な「越層的行為体」を出現させ、この重層的な地域協力形態の分析をさらに複雑化させている」⁽⁴⁾ と現状を捉えたうえで、越境広域経営という分析枠組みを提示している。これは「自治体のような行為体が、国家のクライアントとして層のなかに埋め込まれている状態を脱し、新たな政治的行為を行なうことを想定する。」そして層と層の間の空間を「狭空間」と名づけて、ここが新しい行為体の活動領域となっていると指摘する。⁽⁵⁾ 国家中心の意思決定のシステムが EU の地域政策の進展のなかで EU と地域が結びつくことによってこれらの非国家アクターが国家領域を侵食しているのであって国家が権限を移譲したという国家の側の論理ではないという柑本の指摘は、従来の EU の地域政策の評価と大きく異なっている点で注目される。

他方、EU の経済統合の視点から越境地域協力

(1) Francisco Aldecoa, Michael Keating(eds.), *Paradiplomacy in Action*, Frank Cass Publisher, 1999., 拙稿「欧州における下位地域協力——チェコ西部におけるユーロリージョンの活動を中心に——」環日本海学会『環日本海研究』第 4 号, 1998 年, 28-43 頁。

(2) Andrew Cotty (ed.), *Subregional Cooperation in the New Europe: Building Security, Prosperity and Solidarity from the Baltics to the Black Sea*, New York, Palgrave 1999.

(3) 筆者も当初はこうした見解を取っていたが、現在では地域をアクターとみなすことはできないと考えている。

(4) 柑本英雄「欧州地域空間再編成の検証：バルト海地域グランドデザイン VASAB2010 のケース」中村信吾・多賀秀敏・柑本英雄編著『サブリージョンから読み解く EU・東アジア共同体』弘前大学出版会, 2006 年, 111 頁。

(5) 同上, 112 頁。

に着目する研究は、制度としての INTERREG を EU における MLG の形態として位置づけ、諸地域のユーロリージョンの制度の比較を行なうことによって地域によって制度の果たす役割が異なっていることを明らかにしている。しかし、CBC の評価としては後進地域の経済発展を促すための手段とみなすために、経済的な成果が計測できない事例については成果がないという見解をとる。⁽⁶⁾ 同様に、世銀グループの研究チームは越境地域協力にたいして費用対効果の点から成果があがっていないとみなし、政府の関与を強化するべきであると主張する。⁽⁷⁾ これに対して、コペンハーゲン学派は越境地域協力の成果は経済的な観点のみから説明されるべきではなく、プロセスを重視すべきであるという。⁽⁸⁾

これらの研究は EU におけるガバナンスに着目して INTERREG という制度の機能を分析するものであり、地域主義をアクターとして捉える見解とは一線を画している。しかし、こうした分析は EU のガバナンスのなかに CBC を位置づけようとするために、CBC の制度化に対して、CBC に正統性を与えるものとして肯定的に評価する。しかし筆者は、ユーロリージョンの活動が EU の制度だけに還元されない独自の活動も含まれると

いう状況を鑑みれば、CBC を INTERREG という制度と同一視することは必ずしもできないと考える。とすれば、EGTC というユーロリージョンに法人格を与えようとする EU の試みは地域の側にとってどのような意味を持つのであろうか。

さらに、越境地域協力が EU の制度が関係する地域のみならず、東南アジアや南米でも見られるという現状を考慮するならば、EU のような国家の上位レベルの機構が存在していない地域における越境地域協力の動きはどのような位置づけとなるのであろうか。本稿では、越境地域協力の制度化のプロセスと現在進行中の EGTC と INTERREG IV における制度的な変容が何を意図しているのかを分析したのち、地域の側にとって越境地域協力の持つ意味について考察する。

2 越境地域協力の進展 ——AEBR の設立と発展——

ヨーロッパにおける越境地域協力の出発点になったのは、1960 年頃にドイツ・オランダ間の国境に設置されたオイレギオやドイツ・フランス・スイスの三カ国に跨るユーロリージョン・バシレンシスなどである。これらのユーロリージョンは、1965 年にスイスのバーゼルにおいて「国際地域計画会議（International Regional Planning Conference in Basel）」を開催し、はじめてユーロリージョン相互の関係の強化の必要性を確認した。これに基づき、1971 年 6 月 17—18 日にアンホルト（Anholt）で「ヨーロッパ国境地域設立会議（Standing Conference of European Border Regions）」が開催されて、「ヨーロッパ国境地域協会（Association of European Border Regions—AEBR—）」が設立された。この時、この会議に参加したユーロリージョンはわずか 10 団体であった。

AEBR 設立の目的は、国家の利害関心とは異なる地域の利害をヨーロッパ社会に訴えていくというものであった。そのために AEBR は「地域」を代表する組織として、アクターとしての地域を

(6) 若森章孝『国境を越える地域経済ガバナンス・EU 諸地域の先行例を中心とした比較研究（平成 14 年度～平成 17 年度科学研究費補助金基盤研究（A）研究成果報告書』平成 18 年 4 月。

(7) Bernard Funk, Lodovico Pizzati (eds.), *European Integration, Regional Policy, and Growth*, Washington, D.C., The World Bank 2003.

(8) Michael Schulz, Fredrik Söderbaum and Joakim Öjendal, 'A Framework for Understanding Regionalization, in *Regionalization in a Globalizing World*, London and New York, ZED BOOKS, 2001, pp.1-21.

筆者は基本的にはこのコペンハーゲン学派の立場を踏襲するものであり、越境地域協力におけるプロセスこそが地域間の信頼醸成を生み出すことにつながり、そのことが地域協力の成果であると考え。TAKAHASHI Kazu, 'Cross-border Cooperation among Local Governments between Western and Eastern Europe: The Activities of the Euroregion as the Sub-regional Cooperation,' 「スラブユーラシアの変動」領域研究報告 No.60 『ロシア西側周辺における環内海地域協力の研究』北海道大学スラブ研究センター、1998 年 3 月, pp.53-82.

認知するように欧州評議会や欧州委員会や欧州議会などに働きかけを行なった。1976年、ホルスト・ゲラフ（Horst Gerlach）がAEBRの委員長に就任すると、その働きかけを活発化させ、1979年、AEBRは欧州評議会においてオブザーバーの地位を獲得した。⁽⁹⁾

AEBRの活動の成果は、1979年のマドリード協定として結実することになった。マドリード協定（正式名称は、The European Outline Convention for Transfrontier Cooperation between Territorial Communities or Authorities）は、欧州評議会において採択された条約であり、はじめて地方政府が公法に基づき越境地域協力を行なうことを認めることを規定したものであった。これは、従来中央政府の専管事項であった「外交」の分野に地方政府が関与することを公式に認めたという点で画期的であり、さらにこれは欧州評議会において採択されたという点、さらに、すでに地域統合に踏み出していたECのみならず、当時ECに加盟していない北欧諸国も含めた広範なヨーロッパを対象とするものであったという二点において画期的であったといえよう。

1981年、AEBRは「国境および越境地域のためのヨーロッパ憲章（European Charter for Border and Cross-Border Regions）」を採択し、国境地域の抱える問題点と指摘するとともに地域計画、インフラ、経済、ツーリズムの発展等を目標に掲げた。⁽¹⁰⁾ AEBRは、この憲章に基づき、これらの目標を達成するための支援の制度を模索することになった。AEBRの取り組みは、専門家の研究をもとに欧州評議会に対して意見を表明することから始まった。1978年に設立されていた地域組織リエゾンビューロー（Bureau de Liaison des Organizations Regionales—BLORE—）は、1982年ヨーロッパ汎地域代表会議に関する草案

を欧州評議会に提出することになった。この草案は、欧州地方自治体評議会（Council of European Municipalities and Regions—CMER—）とともに審議を重ねた結果、1985年にヨーロッパ地域評議会（Council of European Regions—現在ではAssembly of European Regions—AER—）が設立されることになった。それと同時に、ヨーロッパ地域評議会はヨーロッパ地域発展センター（the European Regional Development Centre—CEDRE—）を設立し、AEBRはおもにこのCEDREにおいて越境地域協力のための技術的な支援を行なうことになった。⁽¹¹⁾ この時期、EC委員会においてもAEBRの働きかけによって「地域の利害を代表する委員会」の設立が検討されるようになっていた。これは1990年以降、EC/EUの地域政策のなかで越境地域協力の戦略的重要が認識されるようになり、1993年にEUの地域評議会（Committee of Regions—CoR—）として結実する。

ECの統合の進展と拡大は、AEBRに新たな活動の可能性を与えた。1981年のギリシア、1986年のスペイン、ポルトガルの加盟は、EC諸国間の地域間格差を拡大した。域内単一市場の完成を目標としていたECは、統合の進展を促すために、地域間格差を縮小する目的で地域政策を導入した。とりわけ国境によって辺境地帯に位置しているために経済的に後進地域になっている地域の発展を推進することが喫緊の課題であった。この課題に対処するためにECは、AEBRとの協力を進めることになった。1987年、欧州議会と欧州議会の議員であり、かつてオイレギオ（Euregio）⁽¹²⁾の代表を務めていたペチキ（Poetschki）の働きかけによって、ECは越境地域協力に対して財政支援を行なうことになり、約170万ユーロが予算として計上された。これとともにECは1990年か

(9) Association of European Border Regions, *White Paper on European Border Regions Final Version (to be commented)* Gronau 2006, p.10.

(10) *Ibid.*, p.22

(11) *Ibid.*, p.29

(12) オランダ・ドイツ間の国境地域に位置するユーロリージョン。もっとも早いユーロリージョンのひとつといわれている。

ら INTERREG プログラムを開始した。また、AEBR は越境地域協力の経験を新しく越境地域協力を行なおうとしている地域にノウハウを伝える LACA（ヨーロッパ国境地域のための援助とリンクージュ）を開始した。LACA は 1990 年から 2001 年までの期間実施され、各地でセミナーを開き、越境地域協力のための実務的な支援を行なった。AEBR はその設立当初から、ユーロリージョン設立とその運営についてサポートし、国際政治における新しいアクターとしての地域の確立のために尽力してきた。AEBR の活動の結果、欧州議会のみならず、EC も越境地域協力への関心を高めつつあったが、1990 年までに設立されたユーロリージョンは 30 団体に満たなかった。

3 EU における地域政策の制度化の進展

3.1 INTERREG の導入

越境地域協力の進展に大きな弾みとなったのは冷戦の終結である。拡大とともに統合を深化させる方向へと動き出した EC は、1990 年から越境地域協力をバックアップするために INTERREG というプログラムを導入した。INTERREG の目的は、「国境線がヨーロッパ領域のバランスある発展と統合に障害となってはならない」⁽¹³⁾ として、国家の辺境に位置しているために経済や運輸通信の発展が十分に行なわれていない地域にてこ入れをして、地域内格差を是正しようとするものであった。また、海や河川の汚染、森林の立ち枯れなど国家の枠組みを越えて協力しなければならない環境問題への対応も INTERREG の重要な目的であった。越境地域協力にとって INTERREG というプログラムの導入が画期的であったのは、越境地域協力に対して、中央政府を通じてではなく、直接援助を必要とする地域に対して EU が資

金を出すという制度であったことである。⁽¹⁴⁾ これによって越境地域協力を行なっているサブナショナルなアクターが EU に対して計画を提示し、資金を得て、執行することができるようになったのである。

INTERREG の導入は、ユーロリージョンの拡大に大きく貢献することになった。EC/EU 域内において新しくユーロリージョンが設置されるようになった。（付表参照）とりわけ社会主義体制を終了させて市場経済と複数政党制を導入し、体制転換を図ろうとしていた東中欧諸国と国境を接している地域で、ユーロリージョンがつぎつぎと誕生した。チェコドイツ国境に設立されたユーロリージョンは、1991 年のユーロリージョン・ナイセ/ニサ、ユーロリージョン・エグレンシス、ユーロリージョン・エルベ/ラベヤ、ドイツポーランド間でユーロリージョン・プロエウロパヴィアドリナ、ユーロリージョン・スプレー/ナイセ/ボープルなどのユーロリージョンが 1990 年代はじめに設立されている。また INTERREG の対象とならない EU 域外地域においてもカルパチア・ユーロリージョン（ポーランド・ウクライナ・スロヴァキア・ハンガリー・ルーマニア）やユーロリージョン・タトラ（ポーランド・スロヴァキア）が設立された。

しかし EC/EU 域内外に跨るユーロリージョンの設置は、財政面と運営面において問題を生じさせた。まず、財政面では、EC/EU の域内を対象として設けた INTERREG の予算を域外地域との共同プロジェクトに適用することができるかどうか、という問題であった。運営面においては、体制転換を開始したばかりで市場経済に不慣れな東中欧諸国では地方自治制度が整備されておらず、地方政府の権限が弱く財政基盤もほとんどなかったために、プロジェクトの遂行過程において大幅

(13) Communication from the Commission to the Member States of September 2004 laying guidelines for a Community initiative concerning trans-European Cooperation intended to encourage harmonious and balanced development of the European Community INTERREG III (2004/C226/02) *Official Journal of the European Union*, 10.9.2004.

(14) INTERREG 開始当初は、地域の側の申請をもとにそれぞれの国家に対して予算を分配する方式をとっていたが、政府間の力関係が予算配分に影響するという批判をうけて地域に直接配布する方式に転換した。

な遅れをもたらすなどの障害を生じていた。⁽¹⁵⁾

AEBR はこうした状況を鑑みて、EU に対して東中欧諸国の国境地域における越境地域協力に対して資金援助を行なうように要請を繰り返していた。EU の側においても、EU の隣接地域との越境協力の必要性は認識されていた。EU と東中欧諸国との間の国境線は冷戦期の東西分断線にあたり、そのために国境を挟んだ地域の間での交流は厳しく管理されて制限されていた。第二次世界大戦以前において「ヨーロッパ」の一部であった地域は、社会主義体制に組み込まれたことによってヨーロッパから阻害されてきたのである。これは東の地域において西側との関係性を分断されたのみならず、西側においても同様であり、西欧の周辺となった地域では東側地域との経済的な関係を遮断されて辺境地帯となっていた。これらの双方で辺境となった地域が越境地域協力を行なうことでかつての関係性を復活し、経済的な後進性を克服することはヨーロッパの統合にとって不可欠であるとの認識が、地域の側においても EU の側においてもあった。

また、冷戦の終結によってワルシャワ条約機構が解体し、東欧諸国は安全保障上の観点から不安を抱えていた。体制転換によって経済的な危機状況に陥っていたロシアでは国内政治が右傾化しており、強いロシアの復活を求めるナショナリズムが高まっていた。ソ連に代わってロシアが再び東欧諸国に影響力を行使するのではないかという不安から東欧諸国は西側の軍事同盟であった NATO（北大西洋条約機構）への加盟を求めたが、ロシアを刺激することを懸念する西側諸国は東欧諸国をただちに NATO に迎え入れることには慎重であり、「平和のためのパートナーシップ（Partnership for Peace—PFP—）」という連合協定にとどまった。対ロシアの不安から西側の機関

への加盟を求める東欧諸国の要求は、EU 加盟問題においても同様であった。EC/EU 側は経済的な遅れ、政治制度の不備などさまざまな EU 基準が達成されていないことを理由に、EC/EU への加盟を求める東欧諸国の要求を押しとどめ、1993 年に EU と東欧諸国の間で「連合協定」が締結された。この EU との連合協定は、それ以前に連合協定を締結しているトルコなどとは異なり、加盟を前提とすることを明記しており、単なる宥和ではなかったが、ただちに EU への加盟を求める東欧諸国にとってこれらの連合協定は不満の残るものであった。

EU の越境地域政策はロシアに脅威を与えることなく、東欧諸国の不満を緩和するという戦略的な観点からも進められることになった。EU は、こうした戦略的な理由と AEBR の東欧諸国への越境地域協力への支援の要請から、東欧諸国が体制転換を行なうための支援プログラムであった PHARE に CBC（Cross Border Cooperation）という項目を設けて越境地域協力を援助することになった。これは後に CIS 諸国への経済援助であった TACIS、ユーゴスラヴィア内戦後のバルカン諸国への経済援助である CARDS においても同様に CBC というプログラムが設けられることになる。PHARE/CBC の導入は、EU の域内外に跨る越境地域協力のみならず、EU 域外における越境地域協力にも資金援助が開始されたことを意味する。

EU はさらに、EU の域外における越境地域協力の伴う運営上の問題を解決するために、ミラー・プロジェクト⁽¹⁶⁾と JPMCs（Joint Programming and Monitoring Committees）の制度を導入した。ミラー・プロジェクトは EU の域内外において実施されるプロジェクトが双方で同じものか、もしくは相互補完的なものであることをプロジェクト採択の要件とするものである。JPMCs は、域内地域は INTERREG で審査が行なわれ、域外地域は PHARE/CBC で審査が行なわれるた

(15) 拙稿「ユーロリージョンにおける協調と対立——下位地域協力の拡大とその要因——」山形大学『山形大学紀要（社会科学）』第 30 巻第 2 号、平成 12 年 2 月、27-29 頁。

(16) Twin method とも呼ばれる。

めに双方がお互いのプロジェクトを周知していないということ防止するために導入されたものであり、プロジェクトの採択前の審査の段階で、双方の関与する地域の代表および双方の政府の代表者が参加して審査を行なうというものであった。これによって越境地域協力が行なわれる地域でプロジェクトの一体性を確認しようとするものであった。⁽¹⁷⁾

INTERREG は 1990 年—93 年に第一期が終了し、その後第二期の 1994 年-2000 年の期間に PHARE/CBC の導入とミラー・プロジェクト、JPMCs の制度が導入され、越境地域協力を通して、地域間の一体性を高めるための制度化が進んだといえよう。

2.2 INTERREG III

INTERREG の第 2 ステージの期間、ユーロリージョンの数は飛躍的に増大した。2000 年までに AEBR に登録されたユーロリージョンは、70 を超えた。これをさらに増加させたのは、EU の拡大政策であった。2004 年旧東欧諸国のうち、エストニア、ラトビア、リトアニア、ポーランド、チェコ、スロヴァキア、ハンガリー、スロヴェニアが EU に新規加盟を果たした。⁽¹⁸⁾ これによって EU の域内外に跨るユーロリージョンは、ヨーロッパのさらに周縁地域に拡大することになった。INTERREG の第二ステージで導入された手法は越境地域協力を進め、EU の制度に馴染みのない地域の人に、EU の諸制度や手続きに慣れるためのトレーニングとして有効的であるとの観点から、EU は EU 領域の境界線に位置する地域にたいしてユーロリージョンの設置を積極的に働きかけた。またこれから EU に加盟する予定のルーマニアやブルガリアに対しても相互の間でユーロ

リージョンを設置するように促した。さらに、EU は近隣諸国政策として、EU への加盟がその議事日程に上っていない国にたいしても、越境地域協力を奨励した。⁽¹⁹⁾

しかし、これらは新たな問題をもたらせることになった。

AEBR は東中欧地域に設置されたユーロリージョンの問題点として以下の点を指摘している。すなわち、これらの地域ではユーロリージョンを設置したいという非公式な関係や組織の存在と意思が見られる一方で、国家が依然として有力な役割を担っていること、越境地域協力のための政治的な理由が見出せないにもかかわらずリージョナルなレベルやローカルなレベルで協力が続けられていること、バルト諸国、ポーランド、チェコ、スロヴァキア、ハンガリー、ブルガリア、スロヴェニアにおいてユーロリージョンは急速に発展したが、ルーマニアにおいてはつい最近まで EU との国境線を持たなかったためにその進展の様子は緩慢であること、近隣諸国との抗争や政治的（に不安定な）状況は越境地域協力の障害となっていること、とりわけアルバニア、マケドニア、ロシア、トルコが当てはまる、国境を挟む地域間の不均衡な地理的、経済的そして産業構造、賃金格差や通貨格差、インフラの欠如や国境管理体制の不備、環境問題などの深刻な問題を抱えていること、心理的・政治的な移民に対する影響、まだまだ改善を必要とする未熟な民主主義と行政機構という点である。⁽²⁰⁾

新たにユーロリージョンが設置された地域は、新規に EU に加盟した地域とその外延地域であり、EU 域内地域と比較して経済的後進性、民主

(17) 拙稿「下位地域における地域的利害実現のためのメカニズム——ユーロリージョン・ナイセ/ニサの事例を中心に——」山形大学『法政論叢』第 16 号、平成 11 年 7 月、51-80 頁。

(18) この時にキプロスとマルタも EU に加盟しており、2004 年の加盟国は全部で 10 カ国である。

(19) スコットは、この近隣諸国政策としての CBC の目的は、EU 域内もしくは将来の加盟国との連携で行なう CBC と異なって、近隣諸国から不法移民が流入しないための「貧困対策メカニズム」であり、開発援助の代替であるとの指摘している。James Wesley Scott, 'Wider Europe: Geopolitics of Inclusion and Exclusion at the EU's New External Boundaries', *Enlargement, Region Building and Shifting Borders of Inclusion and Exclusion*, Ashgate 2006, pp.30-31.

(20) *White Paper, op.cit.*, p.48.

主義の定着度、行政機構の整備において EU 域内との格差は歴然としていた。また 2004 年に新規に EU に加盟した諸国家はかつての EU との境界線において活発な越境地域協力を行なっている一方で、EU と国境線を持っていなかった東部の国境地域では、EU における諸制度の運営のノウハウを伝授するには経験が乏しかった。そのために、1990 年代に設置されたユーロリージョンの多くが、地域のイニシアチブを制度化する形でユーロリージョンが設置されるボトムアップ型であったのに対して、2000 年以降に設置されるユーロリージョンの多くが、EU 加盟のための条件のひとつとして越境地域協力を行なわなければならないとされているために、EU 基準のキャッチアップと、さらにそれによって EU から地域振興のための予算を獲得できるという中央政府の意向が先行して、トップダウンで設置されたものが多くあった。それゆえに越境地域協力を行なう地域の受け皿が弱く、運営面において「行政能力が弱い」とみなされたのであった。

AEBR は、こうした地域の後進性を克服するためにこそ越境地域協力が必要であると主張し、この越境地域協力を進めることによって地域の能力は高まると考える。EU はこうした状況に対処するべく、2000 年からスタートした INTERREG III において、さらに制度を強化することになった。INTERREG III では、越境地域協力を行なう行為体は合同の組織、合同の財政、合同の会計、合同の意思決定機関をもつことを要件としており、地域の一体性をその組織においても要求するものとなっている。さらに INTERREG II で導入された JPMCs に加えて、モニタリング委員会や運営委員会の設置を要求している。とりわけモニタリング委員会は、ジョイント・プロジェクトの導入に際して事前の相談からはじまり、プロジェクト運用のための運用基準の作成を行なうことが定められている。この委員会は、地域の代表のみならず、地方政府、中央政府から構成され、経済的・社会的パートナーや NGO の代表の参加が望ましいと

している他、EU 委員会の指名によって欧州開発銀行のメンバーが顧問として参加することも可能となっている。

運営委員会もまた、モニタリング委員会に倣って構成することが義務づけられており、ここにも EU 委員会がオブザーバーを派遣することも可能としており、EU の直接の関与を容認する制度となっている。^{②)} この運営委員会はプロジェクトごとに設置することになっており、その地域で実施するプロジェクトの件数が多いほど多くの委員会が必要となり、地域全体としては手続きが煩雑になることになる。このために EU では、モニタリング委員会が運営委員会を兼ねることも認めている。

INTERREG II の段階で要求されたのは、プロジェクト導入に際して双方の意思を確認することによって地域の一体性を確保しようとするものであった。INTERREG III では、これに加えて、運営における EU や国家の関与を制度化した。これによって、「行政能力の低い」地域において効率性を高め、EU の資金が任意団体によって恣意的に使用されているという批判に対して、これらの制度の運用によって「プロジェクトの透明性が高まる」と述べている。しかし、こうした手続きの煩雑さは、越境地域協りに不慣れな地域においてますます中央政府主導の越境地域協力という性格を強めることとなり、越境地域協力は国家の EU からの資金調達のための道具となっているという批判をうけることになった。

3.1 EGTC

INTERREG III の導入は、効率性と透明性の確

②) Communication from the Commission on the Member States of September 2004 laying down guidelines for a Community initiative concerning trans-European cooperation intended to encourage harmonious and balanced development of the European Community INTERREG III (2004/c 226/02) *Official Journal of the European Union*, 10.9.2006. 拙稿「EU における地域協力の制度化の進展と地域の空間の生成に関する一考察——INTERREG III をめぐって——」山形大学『山形大学紀要(社会科学)』第 36 巻第 2 号、平成 18 年 2 月、56 頁。

保のための制度の強化という目的があった。しかし筆者がすでに別の論考で指摘したように、国境線によって分断された地域を実態に即して再編しようとする試みが制度にシフトした結果、制度化のために実態が制限されるというパラドックスに陥っていた。⁽²²⁾ 実態とずれていく「地域」のために EU が次に導入したのが、EGTC である。EGTC は、「欧州領域的協力の機構制度 (European Grouping of Territorial Cooperation: EGTC)」と称される規則であり、越境地域協力を国家間の条約なく設立できる制度として評価されている。⁽²³⁾

INTERREG III は越境地域協力の組織に関わる制度を強化することによって、地域の一体性を高めようとするものであった。しかし、INTERREG III に規定されたような合同の組織、合同の財政、合同の会計、合同の意思決定機関を設置することは可能なのだろうか。

INTERACT は、欧州地域開発基金 (ERDF) を利用するためのノウハウを提供している機関であるが、その INTERACT が 64 のユーロリージョンについて分析した結果によれば、ユーロリージョンの構造は地域によるバラつきが大きいという。越境地域協力では管理機関 (Managing Authority—MA—)、会計機関 (Paying Authority—PA—)、合同事務局 (Joint Technical Secretariat—JTS—) の 3 つの機関の設置が不可欠であり、これらの機関はすべて「合同」の機関であることが期待されている。しかし現実には国境線をオーバーライドして隣の国家の法律に抵触するような活動は認められない。このために越境地域協力を実施するために西欧では、ユーロリージョンを設置するにあたり関係する二国間協定の締結

によってこの越境協力を容認することを行ってきた。1991 年のアンホルト条約 (the Anholt Treaty) や 1996 年のカールスルーエ協定 (Karlsruhe Agreement) がその例であろう。またチェコドイツ間のように、善隣友好条約に越境協力に関する合意を盛り込むケースもある。そうした国家間の努力にもかかわらずうち、PA, MA, JTS の 3 つの機関を共有している協力体は全体の 7.8% にしかすぎず、48.8% というほぼ半数の協力体ではひとつの国家のひとつの機関がすべてを兼ねている状況が明らかにされている。⁽²⁴⁾

こうした状況のなかで、AEBR は EGTC の導入は従来の法的な制度にあらたな価値を付与するものであると評価する。すなわち、現在 EGTC を導入して越境地域協力が法的な主体となる、とりわけ公法上の主体となることはオプションであって強制ではない。しかしこれを適応することができるのであれば、それぞれのユーロリージョンは公法上の法人となり、EU からのプロジェクト資金を獲得する際にグラントの契約者となることができ、それぞれの国家の関与は必要なくなるという。したがって将来的には所属する国家の承認なくどこにおいてもいつでも越境地域協力を行なうことが可能となり、関係するそれぞれの政府の意向に左右されないで長期的な戦略的協力が可能となる、地域的またはローカルな行政機関は越境地域協力の実施について国内のモニタリングの責任を負うが、他方中央政府は越境地域協力の運営の責任から解放されることになる。⁽²⁵⁾ それゆえに AEBR にとって、EGTC はユーロリージョンやそれに類する越境地域協力体が国家と対等な地位において活動が保障されるものとして捉えられていた。

こうした AEBR の期待に対して、INTERACT

(22) 同上, 61-62 頁。

(23) REGULATION (EC) NO 1082/2006 of THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 5 July 2006 on a European Grouping of territorial cooperation (EGTC), 柑本英雄「先行する EU 北海地域からの照射——グラントデザイン・アップデート」中村信吾他編『サブリージョンから読み解く EU・東アジア共同体』弘前大学出版会, 2006 年, 91-92 頁。

(24) INTERACT, *Study on organizational aspects of cross-border INTERREG programmes—Legal aspects and partnerships: A TOOL for better use of the European Regional Development Fund*, 2006 October, p.81.

(25) *White Paper, op. cit.*, pp.76-77.

では EGTC の限界を指摘する。EGTC は法人格を持つとしても、国家から完全に離れた法人として活動が保障されているとはいいきれず、その EGTC の事務所が置かれる国家の法律に拘束される可能性が残されている。⁽²⁶⁾

また法人格の獲得は国内法と EU 官報による公示によるために、国家が故意にこれを怠れば実施できないというリスクがあるなど国家の関与を全面的に否定していない点を危惧している。⁽²⁷⁾ とりわけ、この法律の適用を受けない EU の域外地域や近隣諸国との軋轢の強い地域においては、EGTC がどの程度可能性を持つかについては未知数であった。

さらに EGTC によって法人格を持つことが可能となると公的機関としてその職員を雇用することができることになる一方で、地域内格差が大きい場合や隣国に対する信頼がない場合には、一方的な運営や資金管理が相手国の恣意的に行なわれているのではないかという不信をかえって高めることにもなりかねないという指摘もなされている。⁽²⁸⁾

したがって EGTC の導入によって越境地域協力の法人格を与えることは、地域協力体としての地位を高め、権限を保障することに繋がる一方で、その権限をめぐる地域間や関与する国家の間で対立を生む危険性もあり、諸刃の刃となっていることは EU も認識している。しかし、それにもかかわらず EGTC の導入は、越境地域協力体に法的な根拠を与え、アクターへと転換させていくとする EU の意思表示であるといえよう。

3.2 INTERREGIV

EGTC は、2007 年から始まる INTERREGIV に受けつがれた。INTERREGIV では、越境地域協力体の制度化がより一層図られることになった。

INTERREG はコミュニティ・イニシアチブの位置づけを離れて新しい地域政策の主要な優先目的とされた。しかし共同体予算が限定的であることを鑑みれば、より効果的で質の高い、そして模範的なマネジメントが要求されることになった。そして単一の運営機関（Managing Authority—MA—）、予算執行機関（Certifying Authority—CA—: INTERREGⅢでは PA）、会計機関（Audit Authority）、合同事務局（Joint Technical Secretariat—JTS）の設置を義務付けた。JTS は INTERREGⅢではガイドラインにおいてのみ規定されており、規則のなかに記載されていなかったが、INTERREGIV では、規則で設置が義務付けられることになり、拘束力の強いものとなった。またモニタリング委員会はプログラムの遂行に関する責任から解放された。他方、新たに導入されたものとして「リード・パートナー原則（the Lead Partner Principle）」がある。リード・パートナーは、プロジェクトの遂行に対して MA に対して全面的に責任を持ち、EU からプロジェクトに対する助成金を受け取り、他のパートナーとともにプロジェクトを遂行する。プロジェクトへの助成金受け取りに際して文書を取り交わすことができるのは、MA とリード・パートナーとの間に限定される。⁽²⁹⁾

さらに、INTERREGIV では MA の役割について EU の規則に則ったコンプライアンスを要求するとともにプログラム全体の統括責任を負う立場にあること、そしてプログラムの推進とそのガバナンスに対して責任を持たなければならないとしている。

これらの点は、2000 年移行の越境地域協力が、いわゆる「行政能力の弱い」地域で展開しているという状況を踏まえて、効果的にプロジェクトを遂行するために管理を強化するために導入されたといっていであらう。しかし、それと同時に、従来からユーロリージョンの活動を行なっている

⁽²⁶⁾ Commission Regulation (EC) No.1082/2006, op.cit., 第 2 条

⁽²⁷⁾ INTERACT, op.cit., pp.147-148.

⁽²⁸⁾ Ibid, p.148.

⁽²⁹⁾ Ibid., pp.19-22.

地域にとっては、国家から自立するための法的基盤となる可能性を示すものであった。

4 おわりに

EU の越境地域協力は、2000 年からスタートした INTERREG III から INTERREG IV にかけて大きくその内容を変化させた。INTERREG I, II が実施された 1990 年代、INTERREG は、それ以前から続いていた地域のイニシアチブをサポートすることを目的としていた。したがって予算規模も小さく、対象となるプロジェクトも小規模なものがほとんどであった。しかし、2000 年以降、越境地域協力は EU の外延地域を取り込む形で拡大していった。東欧地域への越境地域協力の拡大は、その運営にあたり問題を生じさせた。EU が指摘するように「行政能力の弱い」地域では、効率的で透明性の高いプロジェクト運営がなされないという問題である。

この問題に直面した EU は、INTERREG III に入る際に制度の強化に乗り出した。INTERREG III では、パートナーとなる地域間の連携を強化するために、INTERREG II で導入された「ミラー・プロジェクト」と JPMCs というプロジェクトの事前審査に適用される制度に加えて、モニタリング委員会 (MC) や運営委員会 (SC) の制度化を要求し、プロジェクトの運営に際しても「合同」で行なうことを義務付けた。さらに、これらの委員会には EU や中央政府の関与を明記した。また、2006 年から導入された EGTC と 2007 年から開始された INTERREG IV では、「合同の構造」「合同の財政」「合同の会計制度」「合同の事務局」の設置が義務づけられ、越境地域協力の法人化、とりわけ公法に基づく法人化を要求するものとなった。

こうした制度の強化は越境地域協力にとって何を意味しているのだろうか。EU の越境地域政策は、当初はボトムアップで行なわれてきた越境地域協力を支援するためのツールであったが、2000 年以降、EU 全体の地域政策の一部として認

識されるようになり、EU の拡大にともなってトップダウンで越境地域協力が行なわれるようになった。これは、越境地域協力を行なう地域として東欧諸国やアフリカ、トルコなど EU の外延地域がその対象となったことによって、地域の側のイニシアチブの弱さが越境地域協力を停滞させ、非効率的な運用になっているという状況を改善するために行なわれた改革であった。INTERREG III, IV に見られる政府の関与の強化や「合同 (ジョイント)」を強調し、さらにそれを制度化したのは、これらの地域において地域の一体性の欠如が顕著であったことの証左であろう。地域の一体性の欠如を改善するために EU が取った政策は INTERREG や EGTC を通じて、制度を構築することによって越境地域協力体というアクターを作り出そうとするものであった。すなわち、越境地域協力はツールから目的に転化しようとしているといえよう。

INTERREG IV は今年から開始された制度であり、また EGTC も任意であり、この規則を利用することを表明しない限り、適用されない。これは現実には、それぞれの越境地域協力において十分に準備ができていないことを考慮したものであるとともに、ボトムアップで活動を行ってきた越境地域協力体、すなわちユーロリージョンにとっては既存の組織や規則を変更しなければならず負担が大きいきりばかりでなく、地域の抱える問題に地域イニシアチブで柔軟に対応してきた状況が大きく制限されることになる。

ユーロリージョンの拡大は、既存の国境線の領域内では解決の難しい問題を越境協力によって解決したい考える地域の側のイニシアチブがあり、さらにマーストリヒト条約以降 EU が「補完性の原理」に基づく意思決定の権限の下位レベルへの移譲という政策を推進したことに起因すると説明されているが、EU の拡大、とりわけ東方拡大という EU の戦略を無視することはできないであろう。しかし、こうした EU の拡大戦略の一部として越境地域協力を利用しようとする試みは、地域

イニシアチブの弱さゆえにさらなる介入を必要とし、その結果、EUは制度化をいっそう進めることになった。

EUによる越境地域協力の制度化は、越境地域協力体、アクターとしての「地域」を作り出そうとする試みである。制度化が地域を形成することに寄与する点はすでに指摘されてきた。³⁰⁾しかし、この制度化の試みは制度を精緻に構築しようとするほど地域の直面する問題に対して融通無碍にその組織を改変して対応してきた越境地域協力の現場から乖離していく。現実から乖離した「地域」はどのような役割を担うのであろうか。

越境地域協力をアクターとして位置づけることは、「地域」を限定することにつながり、従来の国家が持つ国境線の排他性を引き継ぐことにならないであろうか。近年「地域」が新しい要素として注目されている背景として、現代社会が抱える問題が領域を排他的に設定することによって解決不可能な問題、たとえば環境問題や移民を含む人の移動の問題などが切実な問題として立ちはだかっているという状況がある。そしてこれらの問題は領域支配を行なっている単一のアクターによって解決可能な問題ではなく、その周辺に広がる領域、そして上位レベル・下位レベルのさまざまなアクターを交えて解決を試みなければならない問題である。重層的な「地域」の出現はまさにこの現状を反映したものといえよう。したがって「地域」はそれ自身がアクターではなく、垂直軸と水平軸に位置するさまざまなアクターを繋いでいくリエゾンとしての機能を持つものであると考えられ、百瀬宏が指摘したように「国際関係における場」

である。³¹⁾

越境地域協力の活動について、AEBRはその報告書のなかで次のように述べている。

ユーロリージョンやそれに類する組織は新しい行政レベルを創出するものではなく、あらゆる越境協力のための任務とコンタクトを遂行するために供与されるものである。（中略）政治的、実践的活動の成功が越境地域協力の承認と権限の獲得をもたらせる。肝要な点は、ローカル、リージョナル、ナショナル、そしてヨーロッパレベルという垂直的そして諸地域を横断する水平的な諸組織の間のパートナーシップと補完性（subsidiarity）である。³²⁾

AEBRは越境地域協力の制度化をEUに対して働きかけを行ってきた。EGTCの導入と越境地域協力を公法のなかで位置づけようとするEUの政策は、越境地域協力の必要性を訴えてきたAEBRにとって、国家から自立した「地域」の地位が認知されたことの証左となる。しかしその制度化が越境地域協力のための手段ではなく目的と化した時、「地域」はその役割を大きく変質させることになり、AEBRが上記に掲げているような「地域」の存在意義を失わせることにならないだろう。

「地域」の役割をアクターではなく、様々なアクターのリエゾンとして捉えるという立場に立つと「地域」の出現がウエストファリア体制を変容させているかという問題に対しては、国民国家に對峙する新しいアクターとしての位置づけではなく、様々なアクターと取り込むことによって独占的であった国民国家の意思決定の機能を相対化するという意味で長期的にみればウエストファリア体制を変容させていくであろう。

付記：本稿は平成19年度科学研究費基盤研究(c)「欧州における越境地域協力の制度化とマル

³⁰⁾ Iain Deas, 'From a New Regionalism to an unusual Regionalism? Mapping the Emergence of Non-standard regional Configurations in Europe', Paper presented to the Association of American Geographers, 100th Annual Meeting, Philadelphia, 18. March 2004.

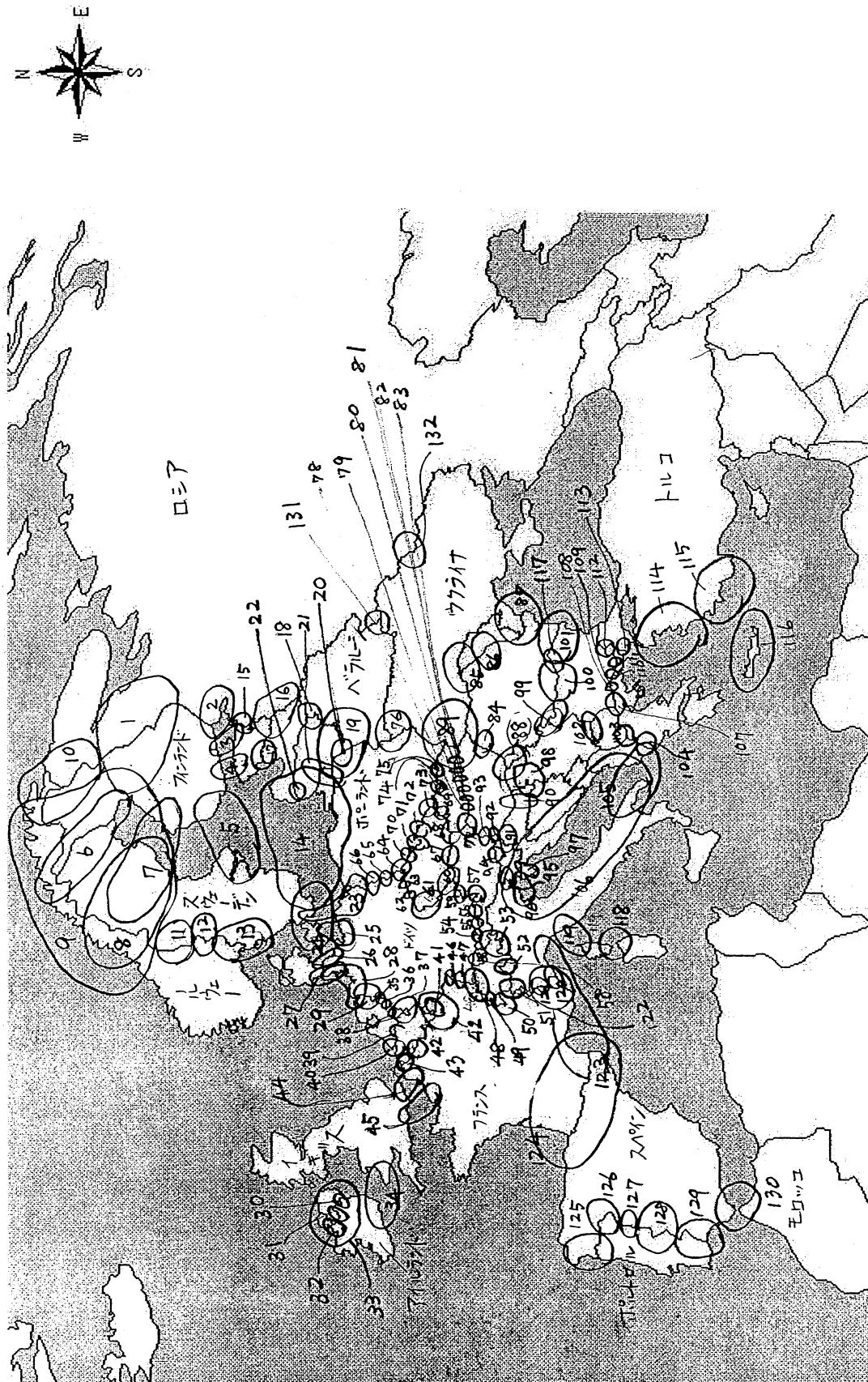
柑本英雄「EU地域政策分析枠組みとしての『地域広域経営』モデル構築の試み：バルト海グランドデザインVASAB2010とINTERREG IICを例証とした欧州地域空間再編の研究」弘前大学人文学部紀要『人文社会論叢 社会科学編』14号、2005年、1-37頁。

³¹⁾ 百瀬宏『国際関係学原論』岩波書店、2003年、136-138頁。

³²⁾ White Paper, op.cit., p.58.

チレベルガバナンスに関する研究」の研究成果の一部である。

ユーロリージョンの分布状況（2006年現在）



越境地域協力の制度化と変容（高橋 和）

ユーロリージョン一覧

ユーロリージョンの名称	設置年	関係国
EUREGIO	1958	独・オランダ
Oresund Committee	1964	デンマーク・スウェーデン
North West Region Cross Border Group	ca.1970	イギリス・アイルランド
Euregio Rhein-Waal	1971	デンマーク・オランダ
North-Calotte Council	1971	スウェーデン・フィンランド・ノルウェー
Kvarken Council	1972	フィンランド・スウェーデン
Albeitsgemeinschaft Alpenlander	1972	オーストリア・イタリア・ドイツ・スイス
Euregio Maas Rhein	1976	ドイツ・オランダ
East Border Region	1976	イギリス・アイルランド
Mittskandia	1977	フィンランド・スウェーデン・ノルウェー
Strostroms Amt/Kreis ostholstein-Lubeck	1977	デンマーク・ドイツ
Ems Dollart Region	1977	ドイツ・オランダ
Islands/Archipelago Cooperation-Skargarten	1978	スウェーデン・フィンランド
Cooperation ARKO	1978	スウェーデン・ノルウェー
euregio rhein-maas-nord	1978	ドイツ・オランダ
Albeitergemeinschaft Alpen-Adria	1978	オーストリア・イタリア・スロヴェニア・クロアチア・ハンガリー
Zukunfr SaarMoselle-Avenir	1979	ドイツ・フランス
Bornholm-southeastern Skane	1980	デンマーク・スウェーデン
Oestfold/Bohuslan/Dalsland	1989	スウェーデン・ノルウェー
Comunidad de trabajo de lo Pirineos	1983	フランス・スペイン
Benelux-Middengebied	1984	ベルギー・オランダ
Espace Mont Blanc	1986	フランス・イタリア・スイス
Tornedalsradet	1987	フィンランド・ノルウェー・スウェーデン
Scheldemond	1989	ベルギー・オランダ
Aquitaine/Euskadi	1989	フランス・スペイン
Euregio SaarLorLuxRhein	1989	デンマーク・フランス・ルクセンブルグ
Euregio PAMINA	?	ドイツ・フランス
Euroregion Neisse/Nisa/Nysa	1991	ドイツ・ポーランド・チェコ
Euroregion Elbe/Labe	1992	ドイツ・チェコ
Association of Rhodope Municipalities (ARM)	1992	ベルギー・ルクセンブルグ
Euroregion Erzgebirge	1992	ドイツ・チェコ
Euroregion Nestos-Mesta	1992	EL・ベルギー
Euroregion Pro Europa Viadrina	1992	ドイツ・ポーランド
EUREGIO EGRENSIS	1992	ドイツ・チェコ
EUREGIO bayerischer wald/bohmerwald/muhlviertel	1993	オーストリア・ドイツ・チェコ
Euroregion Spree-Neisse-Bober/Sprewa-Nysa-Bohr	1993	ドイツ・ポーランド
Euroregion TATRY	1994	ポーランド・スロヴァキア
Eastern Macedonia-Thrace	1994	ギリシア・トルコ
Inn-Salzach-Euregio	1994	ドイツ・オーストリア
Regio BODENSEE	1994	オーストリア・ドイツ・スイス
Euroregion Pomerania	1995	ドイツ・ポーランド・スウェーデン
Regio TriRhena	1995	ドイツ・フランス・スイス
Comunidad de Trabajo/Comunidade de Trabalho Castilla y Leon-Centro de Portugal	1995	スペイン・ポルトガル
Working Community Regio Insubrica	1995	イタリア・スイス
EuRegio Salzburug-Berchtesgartener Land-Traunstein	1995	ドイツ・オーストリア
Andalucia/Algave/Alentejo	1995	スペイン・ポルトガル
Inner Scandinavia	1995	ノルウェー・スウェーデン
Euroregion Bug	1995	ポーランド・ウクライナ・ベラルーシ
Estonian-Finnish 3+3 Regional Cooperation	1995	エストニア・フィンランド・ロシア
ICBAN	1995	イギリス・アイルランド
Euregio Pskov-Livonia	1996	エストニア・ラトヴィア・ロシア
Euroregion Baltic	1998	ポーランド・スウェーデン・ラトヴィア・リトアニア・デンマーク・RF
EUROREGIO via Salina	1997	ドイツ・オーストリア
Euroregion Danube-Kris-Mures-Tisa (DKMT)	1997	ルーマニア・ハンガリー・セルビア
Euroregion NEMUNAS-NIEMEN-HEMAH	1997	リトアニア・ポーランド・ベラルーシ・ロシア

越境地域協力の制度化と変容（高橋 和）

ユーロリージョンの名称	設置年	関係国
Region Sonderjylland-Schleswig	1997	デンマーク・ドイツ
EUREGIO Inntal	1998	ドイツ・オーストリア
C.A.F.I.	1998	フランス・イタリア
Euroregion Country of Lakes	1998	リトアニア・ラトヴィア・ベラルーシ
EUREGIO Zugspitze-Wetterstein-Karwendel	1998	ドイツ・オーストリア
CENTRE	1999	ドイツ・フランス
Euregio Karelia	1999	フィンランド・ロシア
Euregio Helsinki-Tallinn	1999	エストニア・フィンランド
Euroregion SAULE	1999	リトアニア・ラトヴィア・ロシア
Euregio Watteninseln	1999	ドイツ・デンマーク・オランダ
Euroregion Bile-Biele Karpaty	2000	スロヴァキア・チェコ
Euroregion Beskidy	2000	ポーランド・スロヴァキア・Y
Euroregion Bartava	2000	リトアニア・ラトヴィア
Euro-Region Rousse-Giurgiu	2000	ブルガリア・ルーマニア
Comunidad de Trabajo/Comunidade de Trabalho Castilla y leon-Norte de Portugal	2000	スペイン・ポルトガル
Euroregion Rodopi	2001	ギリシア・ブルガリア
Cross border-Regionale Partnerschaft Karawanken	2001	オーストリア・スロヴェニア
Euroregion Sesupe	2003	リトアニア・ポーランド・ロシア
Euroregion Dnepr	2003	ウクライナ・ロシア・ベラルーシ
Euroregion Lyna-Lawa	2003	ポーランド・ロシア
Euroregion Belasica	2003	ギリシア・ブルガリア・マケドニア
Euroregion Dina-Sava-Majevisa	2003	ボスニア・セルビア・クロアチア
"Pyrenees Mediterranean Euroregion (Catalonia, Midi-Pyrenees, Languedoc-Roussillon, Balearic Islands Aragon"	2004	スペイン・フランス
Euroregion Polis-TrakiaKent-RAM Trakia	2005	ギリシア・トルコ・ブルガリア
Euroregion Glacensis		チェコ・ポーランド
Euroregion Praded-Pradziad		チェコ・ポーランド
Euroregion Silesia/Slezsko		チェコ・ポーランド
Euroregion Tesinske Slezsko-Slask Cieszyski		チェコ・ポーランド
South Karelia		フィンランド・ロシア
Euroregion Silva Nortica		オーストリア・チェコ
Euroregion Weinviertel-Sudmahren-Jizni-Morava-Zahorie		オーストリア・チェコ・スロヴァキア
Euroregion Istria		ハンガリー・スロヴェニア
Euroregion Vagus-Danubius-Ipolia		スロヴァキア・ハンガリー
Euroregion Ipersky-Ipoly		スロヴァキア・ハンガリー
Euroregion Neogradensis		スロヴァキア・ハンガリー
Euroregion Sajo-Rima-Slana-Rimava		スロヴァキア・ハンガリー
Euroregion Kosice-Miskolc		スロヴァキア・ハンガリー
Euroregion Hajdu-Bihar/Bihor		ハンガリー・ルーマニア
Euroregion Danube-Drava-Sawa		ハンガリー／クロアチア／ボスニア
Upper Prut Euroregion		ルーマニア・モルドヴァ・ウクライナ
Middle Prut Euroregion		ルーマニア・モルドヴァ・ウクライナ
Lower Prut Euroregion		ルーマニア・モルドヴァ・ウクライナ
Euroregion Danube East		ルーマニア・ブルガリア
Euroregion Danube South		ルーマニア・ブルガリア
Euroregion Danube 21st Century		ルーマニア・ブルガリア・セルビア
EXTREMADURA		スペイン・ポルトガル
Central Macedonia		ギリシア・マケドニア・ブルガリア
West Macedonia		ギリシア・アルバニア・マケドニア
Epirus		ギリシア・マケドニア
Euroregion Stymon-Strouma		ギリシア・ブルガリア
Euroregion Evros-Martisa-Meric		ギリシア・トルコ・ブルガリア
Varmland/Hedmark		スウェーデン・ノルウェー
Euroregion Slobzhanschina		ロシア・ウクライナ

AEBR, White Paper on Euroean Border Regions Final Version, Grounau 2006 より作成

The Institutionalization of and Changes in EU Cross-Border Cooperation

TAKAHASHI Kazu

(Professor, International Relations, Social Systems Course)

The purpose of this paper is to analyze the institutionalization of EU cross-border cooperation and to examine its function in the context of the regionalism.

Cross-border cooperation, specifically the euroregion, has spread all over Europe, especially in Eastern Europe since the end of Cold War. One of the reasons behind this phenomenon has been the political situation during the period of political transformation in Eastern Europe. Because of the threat from Russia, East European countries eagerly expected to be integrated into the Western European institutions, specifically EC/EU and NATO, but the leaders of EC/EU and NATO were reluctant to accept these countries as members. However they did offer the association agreements with the EU and PFP with NATO in order to mitigate their security threat.

Another reason was the institutionalization of cross-border cooperation within the EU. The INTERREG, a cross-border cooperation program was started in 1990 and began its forth stage in 2007. The INTERREG program has changed during throughout these stages. It was launched due to an initiatives from the AEBR, i.e. it was planned and based on a bottom up approach. Gradually, however, cross-border cooperation spread the external regions of the EU, the inadequate ability of local governments and local actors became the issue requiring resolution. The EU attempted to supervise the administration of cross-border cooperation and the INTERREG program was shifted towards the top down approach. The EU introduced a new scheme EGTC in 2006. EGTC cleft through the path for cross-border cooperation. It admitted the legal person status without the agreement between the states concerning, but at the same time it obliges euroregions to have a strict structure for the implementation of INTERREG according to the provisions and gives the possibility for the central government to interfere the activities of euroregions.

Cross-border cooperation was characterized by a flexibility of size and method based on the region's problems. Its function is to liaise among the various actors both vertically and horizontally. If its structure were tightly restricted, it may harm this flexibility and scope for future cooperation may also be restricted.

宝光院文書と宝光院文書目録

松 尾 剛 次

はじめに

私は、2004—2006 年度に人文学部のプロジェクト研究「出羽山形の地域特性と交流圏に関する歴史文化研究——山形地域史の再構築」(代表岩田浩太郎教授)の研究費を使って、宝光院ご住職工藤秀和さん他の協力をえて、宝光院所蔵「宝光院文書」(853 点)の文書整理と分析を行なった。その際、永塚昌仁、神野智史、田中大輔、菅原清華、福士瑛希、本間美智子、石崎景子、阿部真衣、渋谷麻梨子らの協力を得た。

その過程で、永禄六(1563)年の最上義光の母が刺繍したと考えられる文殊菩薩騎獅像を見いだし、ご住職の暖かいご理解により、本学図書館へ文書とともに寄贈されるにいたった。

しかし、未整理の文書群であり、文書目録の作成だけで、ほぼ3年間をついやした観がある。

今回は、ほぼ文書目録の作成が終了した本院の文書について中間報告として、文書目録を翻刻する。先述の文殊騎獅像は除いている。

宝光院についてだが、宝光院は、天台宗寺院で、八日町にあり、山形城下では、城下の南をやくする寺であった。古代・中世いや前近代の闘いは、人と人との戦いのみならず、目に見えない「神々の闘い」でもあり、戦勝祈願をする寺社の役割は「軍事的」にも重要だった。山形城下も、重要拠点に寺社を創建し、東は天満宮、西光寺、北は今の宮町の両所宮、南は八日町の六榎八幡宮と宝光院のように城下の周囲を寺社が守る形で配置されていた。宝光院は元々は市内の中野にあったが、慶長六(一六〇一)年に最上義光(一五四六—一六一四)がわざわざ都市政策の一環として移転させた。

寺伝によれば、天長七年(八三〇)、天台座主慈覚大師・円仁が出羽国の大地震に際し、難民救済

のため関東より巡錫したとき、山形市大字中野に山王権現・熊野権現・八王子権現等とともに創建したのが宝光院の創始という。

その後、最上義光によって、現在地に移され、二百七十八石を賜った。最上家改易後は山形に入部した鳥居忠政によって、山形城内の建物が取り払われ、最上家ゆかりの寺院に下賜された際、大書院を移築して本堂としたと伝えられている。

宝光院文書についていえば、大部分が近世文書で、もっとも古いものは、元和九(一六二三)年の知行帳である。安永から安政年間(一七七二—一八五九)の江戸時代の文書が多く、一部、近代文書もある。全体的に、寺領関係文書が多く、二五〇点以上もある。また、江戸時代の宝光院境内絵図・中野村絵図などの貴重な絵図も伝えている。さらに、寛永寺・柏山寺・立石寺など出羽国内外の宗門関係者のやりとりを示すものも多い。山形のみならず近世天台宗寺院研究の寺院経済・法脈関係を研究するための貴重な文書と評価できる。

以下で文書目録の翻刻を行うが、人文学部のホームページでも見ることができる。

宝光院文書と宝光院文書目録（松尾 剛次）

番 号	史 料 名	保 管 箱	年 月 日	西 暦	差 出 人	受 取 人
1	興田補任状包紙	プラスチック箱				
1-1	興田無動寺法華堂僧綱職補任状	プラスチック箱	嘉永5年正月15日	1852	徧道	興田
1-2	興田無動寺法華堂僧綱職補任状	プラスチック箱	嘉永6年2月20日	1853	徧道	興田
1-3	興田無動寺法華堂僧綱職補任状	プラスチック箱	安政元年5月8日	1854	徧道	興田
1-4	興田無動寺法華堂僧綱職補任状	プラスチック箱	安政2年7月7日	1855	徧道	興田
1-5	興田無動寺法華堂僧綱職補任状	プラスチック箱	安政3年8月朔日	1856	徧道	興田
1-6	興田無動寺法華堂僧綱職補任状	プラスチック箱	安政4年9月15日	1857	徧道	興田
2	興田第五三昧耶印信包紙	プラスチック箱	嘉永6年9月5日	1853		
2-1	興田第五三昧耶印信	プラスチック箱	嘉永6年9月5日	1853	（徧道）	（興田）
3	興田瑜祇灌頂印信包紙	プラスチック箱	嘉永6年9月5日	1853		
3-1	興田瑜祇灌頂印信	プラスチック箱	嘉永6年9月5日	1853	徧道	興田
4	興田灌頂印信得仏灌川ム得仏記包紙	プラスチック箱				
4-1	興田伝法灌頂印信	プラスチック箱	嘉永6年9月	1853	徧道	（興田）
4-2	興田伝法灌頂得仏記	プラスチック箱	嘉永6年9月5日	1853	徧道	興田
5	遂業奉納状	プラスチック箱	嘉永6年9月	1853	会行事・八役者中	玉林院所化妙詮房
6	優田請状包紙	プラスチック箱	弘化2年10月	1845		
6-1	優田請状	プラスチック箱	弘化2年10月	1845	文煥・憲章	優田
7	請状包紙	プラスチック箱	嘉永6年10月5日	1853		
7-1	興田請状	プラスチック箱	嘉永6年10月5日	1853	徧典・養恕	興田
8	請状包紙	プラスチック箱				
8-1	優田請状	プラスチック箱	弘化2年10月8日	1845	圓如・養恕	優田
8-2	優田請状断簡	プラスチック箱				
9	興田木蘭色衣着用許可状包紙	プラスチック箱	安政4年8月	1857		
9-1	興田木蘭色衣着用許可状	プラスチック箱	安政4年8月	1857	宣徴・亮瑞	興田
10	優田三緒五條袈裟着用許可状包紙	プラスチック箱	弘化2年10月10日	1845		
10-1	優田三緒五條袈裟着用許可状	プラスチック箱	弘化2年10月10日	1845	為純	優田
11	興田唄匿許可状包紙	プラスチック箱	安政2年5月	1855		
11-1	興田唄匿許可状	プラスチック箱	安政2年5月	1855	良観	興田
12	宗務庁状包紙	プラスチック箱	明治14年6月	1881		
12-1	宗務庁状	プラスチック箱	明治14年6月	1881	宗務庁	宝光院
13	興田三緒五條袈裟着用許可状包紙	プラスチック箱	安政4年9月	1857		
13-1	興田三緒五條袈裟着用許可状礼紙	プラスチック箱	安政4年9月	1857		
13-2	興田三緒五條袈裟着用許可状	プラスチック箱	安政4年9月	1857	応篤	興田
14	本智院開壇許可状包紙	プラスチック箱	文化6年10月	1809		
14-1	本智院開壇許可状	プラスチック箱	文化6年10月	1809	圓璟	文田
15	大阿闍職位許可状包紙	プラスチック箱	文化6年11月	1809		
15-1	大阿闍職位許可状	プラスチック箱	文化6年11月	1809	圓璟	文田
16	文田木蘭色衣着用許可状包紙	プラスチック箱	文政8年12月	1825		
16-1	文田木蘭色衣着用許可状	プラスチック箱	文政8年12月	1825	鈴明・慈異	文田
17	文田補任状包紙	プラスチック箱				尾州知多郡圓増寺文田
17-1	文田比叡山僧綱職補任状	プラスチック箱	享和元年3年	1801	豪恕・目代	文田
17-2	文田比叡山僧綱職補任状	プラスチック箱	享和3年5月	1803	豪恕・目代	文田
17-3	文田比叡山僧綱職補任状	プラスチック箱	享和3年8月	1803	豪恕・目代	文田
17-4	文田比叡山僧綱職補任状	プラスチック箱	享和4年正月	1804	豪恕・目代	文田
17-5	文田比叡山僧綱職補任状	プラスチック箱	文化元年3月	1804	豪恕・目代	文田
17-6	文田比叡山僧綱職補任状	プラスチック箱	文化元年11月	1804	豪恕・目代	文田
17-7	文田木蘭色衣着用許可状	プラスチック箱	文化7年6月	1810	深信・願海	文田
18	指図	プラスチック箱				
19	宝光院境内絵図	プラスチック箱				
20	宝光院境内絵図	プラスチック箱	正徳6年3月14日	1716		
21	宝光院指図	プラスチック箱				
22	宝光院境内絵図包紙	プラスチック箱				
22-1	宝光院境内絵図	プラスチック箱				
23	浄光房隠居許可状	黒細箱	寛政8年10月	1796	長善・玲然	浄光房
24	宝光院住持職補任状包紙	黒細箱	安政4年8月	1857		
24-1	宝光院住持職補任状	黒細箱	安政4年8月	1857	宣徴・亮瑞	宝光院組合
25	宝光院住持職補任状（天台座主御教書）	黒細箱	文化14年3月	1817	孝順・深信	

宝光院文書と宝光院文書目録（松尾 剛次）

大きさ (縦×横cm)	形 態	数量	キ ャ ー ド
68×51.9	大高檀紙	1	補任, 宝光院興田
52.2×68	大高檀紙	1	法橋上人, 偏道
52.2×68	大高檀紙	1	権律師, 偏道
52.2×68	大高檀紙	1	法眼, 無動寺法華堂
52.2×68	大高檀紙	1	権小僧都, 無動寺法華堂
52.2×68	大高檀紙	1	権大僧都, 偏道
52.2×68	大高檀紙	1	興田, 法印, 偏道
40.1×27.1	楮紙	1	興田
30.2×41.2	楮紙	1	偏道, 興田
40.1×27.1	楮紙	1	
30.3×41.1	楮紙	1	偏道, 興田
40.1×27.1	楮紙	1	
30.2×41.2	楮紙	1	胎蔵界, 偏道, 興田
30.3×41	楮紙	1	無道寺法曼院, 偏道, 興田
33.1×22.9	楮紙	1	遂業, 八役者, 会行事, 玉林院, 妙詮房
48.2×36.1	楮紙	1	僧綱
36×97	楮紙	1	僧綱, 優田, 堅義, 11月会, 文煥, 憲章
54.1×39.2	大高檀紙	1	放請
38.3×54	大高檀紙	1	法華会, 興田, 六月会, 堅義, 偏典, 養恕
54×39	大高檀紙	1	放請, 羽州, 村山郡, 山形, 宝光院
39×54.1	大高檀紙	1	法華会, 優田, 十一月会, 堅義, 圓如, 養恕
18×6.9	楮紙	1	羽州, 村山郡, 山形, 宝光院, 宿坊, 宝珠院
66×49.9	大高檀紙	1	宝光院
52.9×66.1	大高檀紙	1	木蘭色衣, 興田, 宣微, 亮瑞, 輪王寺一品大王
60.3×46.1	大高檀紙	1	宝光院, 為純
46.2×60.3	大高檀紙	1	三緒五條袈裟, 優田, 青蓮院宮
58×44.3	大高檀紙	1	許可状
45.2×58.1	大高檀紙	1	玉林院, 妙詮房興田, 魚山普賢院, 良観
61.3×47	大高檀紙	1	鉄砲町, 宝光院
47.2×61.9	大高檀紙	1	十等, 六級, 大寺
60.2×46.1	大高檀紙	1	宝光院, 興田, 応篤
46.3×60.3	大高檀紙	1	
46.3×60.3	大高檀紙	1	三緒五條袈裟, 興田, 応篤, 竹内宮
46×33.2	大高檀紙	1	開壇許可, 本智院
33.9×46	大高檀紙	1	本智院, 圓環, 文田
65.3×49.2	大高檀紙	1	大阿闍職, 許可, 円増寺
49.9×66.1	大高檀紙	1	結壇許可, 文田, 圓環
66×49	大高檀紙	1	尾州, 須佐村, 円増寺
51.3×66	大高檀紙	1	陸奥州田村郡守山, 木蘭色衣, 文田, 輪王寺一品大王, 鈴明, 慈巽
60.1×45.2	大高檀紙	1	尾州, 知多郡, 円増寺, 文田
46×60.9	大高檀紙	1	比叡山僧綱職, 文田, 法橋, 豪恕
46×60.9	大高檀紙	1	比叡山僧綱職, 文田, 権律師, 豪恕
46.1×60.9	大高檀紙	1	比叡山僧綱職, 文田, 法眼, 豪恕
46.1×60.9	大高檀紙	1	比叡山僧綱職, 文田, 権少僧都, 豪恕
46.2×60.9	大高檀紙	1	比叡山僧綱職, 文田, 権大僧都, 豪恕
46.2×60.9	大高檀紙	1	比叡山僧綱職, 文田, 法印, 豪恕
51.8×66.3	大高檀紙	1	木蘭色衣, 尾州知多郡須佐村, 白雲山, 実相院, 円増寺, 文田, 輪王寺一品大王, 深信, 願海
44×65	斐紙	1	土蔵, 道場
54.9×79.4	斐紙	1	重要
31.9×43	斐紙	1	町百姓屋敷
64×68.2	斐紙	1	宝光院境内
39.8×27.6	楮紙	1	
48.6×69.2	楮紙	1	
40.8×55	大高檀紙	1	浄光房, 輪王寺一品大王, 長善, 玲然
39.2×52.3	斐紙	1	宝光院, 組合
43.8×56	斐紙	1	妙詮房, 輪王寺一品大王, 宣微, 亮瑞
40.4×55.1	大高檀紙	1	満願寺, 輪王寺一品大王, 孝順, 深信

宝光院文書と宝光院文書目録（松尾 剛次）

番 号	史 料 名	保 管 箱	年 月 日	西 暦	差 出 人	受 取 人
26	宝光院住持職補任状包紙	黒細箱	弘化2年5月	1845		
26-1	宝光院住持職補任状	黒細箱	弘化2年5月	1845	韶慶・純海	宝光院
27	隆田木蘭色衣着用許可状	黒細箱	寛政8年10月	1796	長善・玲然	隆田
28	優弁木蘭色衣着用許可状	黒細箱	寛保元年5月	1741	智韶・澄然	優弁
29	文田請状包紙	黒細箱	文化元年10月	1804		
29-1	文田請状	黒細箱	文化元年10月	1804	豪恕・養仙	文田
30	包紙	黒細箱				
31	義俊木蘭色衣着用許可状	黒細箱	安永3年6月	1774	覚印・周順	義俊
32	優田木蘭色衣着用許可状	黒細箱	弘化2年10月	1845	韶慶・純海	優田
33	恵田木蘭色衣着用許可状	黒細箱	文政4年7月	1821	慈巽・孝順	恵田
34	包紙	黒細箱				
35	智鶴木蘭色衣着用許可状	黒細箱	宝暦11年4月	1761	貫亮・空潭	智鶴
36	包紙	黒細箱	天保6年7月	1835		
36-1	宝光院住持職補任状（天台座主御教書）	黒細箱	天保6年7月	1835	明順・純海	
37	包紙	黒細箱				
38	興田請状包紙	黒細箱	嘉永6年10月	1853		
38-1	興田請状	黒細箱	嘉永6年10月	1853	文煥・幸□	興田
39	文田請状包紙	黒細箱	文化元年10月	1804		
39-1	文田請状	黒細箱	文化元年10月	1804	慶凌・幸寛	文田
40	宝光院住持職補任状（天台座主御教書）	黒細箱	宝暦11年4月	1804	貫亮・空潭	
41	御神幸入用覚	黒広箱	亥年（文化12年）	1761		
42	内済証文	黒広箱	文化12年カ	1815		
43	制状断簡	黒広箱				
44	船町村・中野村申達状	黒広箱	文政8年10月カ	1825	宝光院役人結城栄助・神尾清太郎	支配人九郎兵衛・平十郎
45	書付以申渡状ほか関連文書綴り	黒広箱	文政8年正月26日	1825	宝光院役人	中野村小作人善次郎
46	書状	黒広箱	申年		当院	柏山寺
47	宝光院稻荷社之事	黒広箱				海谷九右衛門
48	借屋請状	黒広箱	寛政9年2月	1797	鉄砲町借屋主与三郎・同町諸人松之助・同町人々源蔵	地主原田助右衛門
49	素絹直綴許可状	黒広箱	安永8年10月24日	1779	武田法印	竹林坊権僧正
50	覚	黒広箱	巳年6月17日	1779	吉野善兵衛	宝光院納所
51	覚	黒広箱	11月	1825	宝光院	
52	覚	黒広箱				
53	制状断簡	黒広箱				
54	宝光院絵図	黒広箱				
55	願上状案	黒広箱	4月		柏山寺	
56	代替御礼延引并先例共控	黒広箱	11月20日		宝光院	
57	執当者へ本末帳差上候書状控	黒広箱	11月20日		宝光院	仏頂院法印・真覚院法印
58	四月山王御祭礼入用書付包紙	黒広箱				
59	包紙	黒広箱			船町村兼常名主長左衛門	宝光院御役人
60	書付を以奉願候断簡	黒広箱				
61	包紙	黒広箱				
62	書状	黒広箱	申6月		仏頂院覚謙・真覚院守寂	
63-1	寺領書付断簡（60と対応）	黒広箱				
63-2	寺領書付断簡	黒広箱				
63-3	寺領書付断簡	黒広箱				
64	書類入	黒広箱				
65	当山縁起地引帳包紙	黒広箱				
66	宝光院周辺寺領絵図	黒広箱	明治8年2月20日	1875		
67	村山郷出石高帳包紙	黒広箱				
68	御朱印地水帳包紙	黒広箱	寛永3年～天保			
69	宝光院寺領図	黒広箱				
70	宝光院境内絵図	黒広箱	寛政3年2月	1791		
71	払手形包紙	黒広箱				
72	包紙	黒広箱				
73	年貢減に付き御尋覚	黒広箱				

宝光院文書と宝光院文書目録（松尾 剛次）

大きさ (縦×横cm)	形 態	数量	キ ャ ー ド
54.3×39.8	大高檀紙	1	宝光院
40.4×55	大高檀紙	1	常照院弟子亮禪房, 優田, 韶慶, 純海
46.2×65.8	斐紙	1	木蘭色衣, 宝光院, 隆田, 輪王寺一品大王, 長善, 玲然
46.3×65.8	斐紙	1	木蘭色衣, 宝光院, 優弁, 輪王寺一品大王, 智韶, 澄然
53.8×39.2	大高檀紙	1	放請, 円増寺
39.5×54	大高檀紙	1	法華会, 文田, 永禄三年分, 十一月会, 堅義, 豪恕, 養仙
64.2×49.1	斐紙	1	宝光院
49×67.2	斐紙	1	木蘭色衣, 義俊, 輪王寺准后宮, 覚印, 周順
51.6×66.4	大高檀紙	1	木蘭色衣, 優田, 輪王寺一品大王, 韶慶, 純海
51.2×65.8	斐紙	1	木蘭色衣, 恵田, 輪王寺一品大王, 慈巽, 孝順
64.2×48.2	大高檀紙	1	宝光院
46.8×66.9	斐紙	1	木蘭色衣, 智鶴, 輪王寺一品大王, 貫亮, 空潭
55.2×40.2	斐紙	1	宝光院
39.8×54.6	斐紙	1	宝光院, 隠居, 陸奥守山善法院, 輪王寺准后一品大王, 明順, 純海
55.1×40.4	大高檀紙	1	宝光院
48×35	斐紙	1	僧綱
36.2×96	斐紙	1	興田, 天正十五年分, 六月会, 堅義, 文煥, 幸□
47.4×37.2	斐紙	1	僧綱
36.6×95.8	斐紙	1	文田, 永禄三年分, 十一月会, 堅義, 慶湊, 幸寛
41×55.6	大高檀紙	1	宝光院, 隠居, 同院如法堂, 輪王寺一品大王, 貫亮, 空潭, 後住
15.4×10.8	堅帳	19	御神幸
25.2×15.9	斐紙	4	大旱魃
27.8×33.8	斐紙	1	慈眼大師
15.6×63.3	楮紙	1	小作人, 田畑
16.5×47.5	楮紙・横帳	7	
16.6×31.3	楮紙	1	柏山寺, 仏頂院, 回章
19×19.2	楮紙	1	船町, 寛政九年, 寛政四年, 海谷九右衛門
31.2×83.8	楮紙	1	与三郎
43×57.2	斐紙	1	素絹直綴, 竹林坊権僧正, 青蓮院一品親王, 武田法印
16.6×102.2	楮紙	1	宝光院納所, 吉野善兵衛
16×56	楮紙	1	有徳院, 御代替御礼先例, 宝光院
16.5×23.4	楮紙	1	天下国家ノ祈祷
29.6×36.2	楮紙	1	五人組を除くべき事
40.2×28	楮紙	1	宝光院, 本堂, 庫裏
18×40.2	楮紙	1	宝光院, 越後国分寺, 同国関山宝蔵院, 柏山寺
15.4×65.8	楮紙	1	仏頂院法印, 真覚院法印, 宝光院, 先例
15.8×19.2	楮紙	1	本末, 宝光院, 仏頂院法印, 真覚院法印
23.6×33.6	楮紙	1	四月山王御祭礼, □成院, 東叡山, 宝光院
30×18.8	楮紙	1	宝光院, 船町村, 長左衛門
28×32.6	楮紙	1	中野村, 吉次郎
30.8×43.9	楮紙	1	宝光院
18.8×86.9	斐紙	1	宝光院, 柏山寺, 回章, 仏頂院覚謙, 真覚院守寂
28×33	楮紙	1	小作人, 田畑, 山王社, 年貢米
28×33.2	楮紙	1	
28×33.2	楮紙	1	
31×22	楮紙	1	清原齐田, 裏に絵図あり
27.8×58.2	楮紙	1	宝光院
47.2×67.6	楮紙	1	田畑屋敷, 門前
28×59	楮紙	1	宝光院, 二冊
27.8×70	楮紙	1	御朱印地, 宝光院
24.8×17	楮紙	1	宝光院, 吉徳の印
45×65.8	楮紙	1	宝光院, 本堂, 庫裏
18.8×15.4	楮紙	1	原田忠蔵女房
37.4×29.4	楮紙	1	山王社門前買添証文, 同差出候写, 馬見ヶ崎人足免除願出, 山王門前立木見分免除願出
14×34	楮紙・横帳	5	田畑, 源蔵, 年貢, 小作人, 大罪人

宝光院文書と宝光院文書目録（松尾 剛次）

番 号	史 料 名	保 管 箱	年 月 日	西 暦	差 出 人	受 取 人
74	先触包紙	黒広箱				
74-1	先触回状	黒広箱	申3月		宝光院役人結城半次郎	宿々廻四屋中
75	堰筋用手控	黒広箱	寛政3年・文化9年	1791・1812		
76-1	寺領請作図	黒広箱				
76-2	寺領請作図	黒広箱				
76-3	寺領請作図	黒広箱				
76-4	寺領請作図	黒広箱				
76-5	寺領請作図	黒広箱				
77	寺領請作図	黒広箱				
78	包紙	黒広箱				
79	絵図	黒広箱				
80	耕地売却願	黒広箱	明治14年2月	1881	清原齊田並びに組中惣代結城栄助・神尾清次郎・原田忠助・同郡宮町柏山寺住職本寺代理高志宥端・法類正楽寺住職木津俊応・同類印役町戸長佐藤信蔵・鉄砲町戸長黒田吉重	山形県令三島通庸
81	宝光院境内損木御届	黒広箱	明治35年12月2日	1902	清原齊田並びに壇中惣代原田忠助・八日町田嶋四郎兵衛・門馬直蔵, 法類惣代正楽住職	天台座主三津玄深
82	宝光院周辺寺領絵図	黒広箱			宝光院	
83	宝光院境内指図	黒広箱				
84	宝光院庫裏指図	黒広箱				
85	耕地売却之儀ニ付願および地券	黒広箱	明治14年4月丑日	1881	壇中惣代結城栄助・神尾清次郎・原田忠助・住職清原齊田・香澄町正楽寺住職法類木津俊応・宮町柏山寺住職本寺代理高志宥瑞・鉄砲町戸長黒田吉重・船町村戸長阿部九郎兵衛	山形県令三島通庸
86	寺領請作図	黒広箱				
87	覚	黒広箱	寅8月		宝光院	
88	小作入付米並人別畝付取調帳	黒広箱	辛未（文化八年か）	1811か		
89	立木売渡証等	黒広箱	明治17年3月6日	1884	宝光院住職売渡人清原齊田・壇中惣代結城栄助・神尾清治郎・原田忠介・八日町世話人豊田伝右衛門	三日町福嶋治助
90	宝光院周辺寺領絵図	黒広箱	明治8年5月28日	1875	宝光院	
91	指図	黒広箱				
92	庫裏之図包紙	黒広箱				
92-1	宝光院庫裏臺所再建ノ図	黒広箱				
92-2	宝光院庫裏指図	黒広箱				
93	宝光院周辺寺領絵図	黒広箱	明治8年10月27日	1875		
94	宝光院庫裏指図	黒広箱				
95 (1)	宝光院庫裏指図	黒広箱				
95 (2)	山王社殿絵図	黒広箱				
96	宝光院庫裏絵図断簡	黒広箱				
97	宝光院庫裏絵図断簡	黒広箱				
98	宝光院庫裏之指図断簡	黒広箱				
99	宝光院周辺絵図断簡 (102 と対応)	黒広箱				
100	指図断簡	黒広箱				
101	指図断簡	黒広箱				
102	宝光院周辺絵図断簡 (99 と対応)	黒広箱				

宝光院文書と宝光院文書目録（松尾 剛次）

大きさ (縦×横cm)	形 態	数量	キ ー ワ ー ド
28.6×18.2 (36.4)	楮紙	1	宝光院, 小坂, 千住
16.4 (32.8) ×43.6	楮紙	1	東叡山寿昌院, 宝光院, 四屋, 宿籠, 軽尻馬
28×17	楮紙・豎紙	8	宝光院, 馬見ヶ崎前普請, 義俊, 隆田, 流水, 堰, 義俊代以書付奉願上候, 隆田代回章写
32.6×28	楮紙	1	今塚村武兵衛
33.6×28	楮紙	1	成沢道, 孫四郎, 吉次郎, 九郎兵衛
33.6×28	楮紙	1	中野村, 小四郎, 内表, 平助, 柏山寺, 九郎兵衛, 文助, 肴町
33.6×28	楮紙	1	
33.6×28	楮紙	1	長町勘兵衛
29×36.8		1	裏に「極楽院」, 柏山寺支配人源蔵, 吉次郎, 九郎兵衛
30.4×27.4		1	優弁代再建立願書付, 増改坊号を院号ニ直し被願書面共三通
23.8×31.4		1	宝光院, 諏訪町戸長, 岩井幸吉, 東原
24.6×17.2	野線用紙	2	宝光院, 柏山寺, 法類, 正楽寺
25.2×17	豎帳	4	山形市長佐治吉左衛門, 清原斉田, 原田忠助, 八日町田嶋四郎兵衛, 門馬直蔵, 正楽
40.4×28		1	
45.2×65.6		1	宝光院, 八幡社, 法恩寺, 土蔵 (嘉永6年土蔵), 山王社
59.8×29.6		1	役人部屋, 納戸, 茶の間, 居間, 庫裏
24.6×17.4	野線用紙	4	長町村, 設楽八助, 山形地券掛四等属川崙清
36.4×29.2		1	下樁沢村, 六右衛門, 上樁沢村
15.6×57		1	縁起, 御朱印, 大猷院, 山王権現二十一社, 堀田相模守
24.4×16	豎帳	14	七浦村, 内表村, 下樁沢村, 漆山村, 上町, 長町村, 酢洗村, 陣場村, 中野村
24.6×17.4	野線用紙	4	御普請, 墓地樹木調, 木下政愛, 墓地境界区域ヲ定度儀二付立木伐採之伺, 衛生委員武田真佐人, 戸長黒田吉重, 山形県令折田平内
47×62.6		1	
27.6×68 (33.8+34.2)		1	書院, 居間, 茶の間, 台所
29.4×38.2		1	庫裏
21.6×29.6		1	庫裏
48.4×38.0		1	庫裏
40.4×27.8		1	
53.4×59.2 (12.6+29.6+17)		1	庫裏, 納戸, 茶の間, 台所
19.6×13.8		1	庫裏
40.3×38.2		1	山王社殿
19.3×13.9		1	井戸
7.5×10.6		1	
16.4×54.1		1	
9.8×29		1	神尾清次
14.2×10		1	下座
14.8×34.8		1	
29.8×9.6		1	

宝光院文書と宝光院文書目録（松尾 剛次）

番 号	史 料 名	保 管 箱	年 月 日	西 暦	差 出 人	受 取 人
103	歴代譜封筒	板箱				
103-1	覚書	板箱				
103-2	先住歴代（住持職次第）	板箱	天保6年	1835		
103-3	当院代々（住持職次第）	板箱				
104	慶応4年山王社勸請由緒書	板箱	慶応4年4月	1868	宝光院	寺社御役所
105	両執当中ヨリ御書付包紙	板箱	延享5年	1748		
106	御尋付書上	板箱	文化2年3月	1819	宝光院	寺社御役所
107	御尋付縁起書上覚	板箱	文化2年3月	1819	宝光院	寺社御役所
108	覚	板箱	元禄10年3月	1697	宝光院	
109	羽州最上鈴立山若松寺聖観世音菩薩略縁起	板箱	貞享4年	1687	别当修験来叶院	
110	御尋付縁起并寺格書上覚	板箱	弘化4年	1847	宝光院	寺社御役所
111	乍恐書付を以奉願上候案	板箱			末安寺	御当院法印
112	羽州村山郡中野村内宝光院支配山王社・八王子社・熊野社書上	板箱	寛政3年2月	1791	宝光院	
113	御尋付縁起并寺格書上覚	板箱	弘化2年12月	1845	宝光院	寺社御役所
114	指図	板箱				
115	宝光院境内絵図	板箱	寛政3年12月	1791		
115-1	絵図付属文書	板箱	寛政3年13月	1792		
116	宝光院境内絵図	板箱	弘化4年	1847	宝光院	
117	覚書	板箱	巳4月		宝光院	等覚院法印
118	乍恐書付を以奉願上候	板箱	巳4月		宝光院	住心院法印・靈山院法印
119	宝光院境内絵図	板箱	弘化4年	1847	宝光院	
120	宝光院庫裏指図	板箱				
121	宝光院指図	板箱	嘉永6年3月	1853		
122	宝光院境内絵図	板箱	弘化4年2月	1847		
123	宝光院指図	板箱				
124	宝光院指図	板箱	嘉永6年3月	1853		
125	口上覚	板箱	5月		宝光院	維摩院・福聚院か
126	願書添状	板箱				
127	覚書	板箱	宝永元年11月7日	1704		堀田伊豆守
128	差上申境内并寺中諸堂社絵図面之事	板箱	寛政3年2月	1791	宝光院	
129	口上之覚	板箱	卯2月		宝光院	
130	書状	板箱	安政6年6月26日	1859	宝光院	寺社御役所
131	永代相渡申屋敷事	板箱	寛文6年4月24日	1666	吉三郎・八三郎・庄右衛門・角右衛門	宝光院・石行寺・円了坊
132	書状	板箱	卯2月		宝光院	
133	寺領之事	板箱	元禄7年7月	1694	宝光院・鑑司円了坊・加判宗福院・検断仁兵衛・同弥治右衛門・町年寄鈴木四郎右衛門・小清水庄蔵・鈴木半助	黒沢八左衛門・内藤清兵衛
134	宝光院住持職補任状（天台座主御教書）	板箱	寛保元年五月	1741	智韶・澄然	
135	窺申状（132と同文）	板箱	延享4年2月10日	1747	宝光院	
136	地中門前役人共心得方申渡控書	板箱	天保2年	1831	宝光院	
137	御尋付縁起并寺格書上覚（337に接続）	板箱	弘化4年2月	1847	宝光院	寺社御役所
138	表門再建控帳	板箱	文化13年9月	1816		
139	乍恐書付を以奉願候	板箱	天明元年6月	1781	宝光院	
140	縁起并寺格書上覚	板箱				
141	覚書断簡（147と対応）	板箱	寛政3年2月	1791		
142	差上申境内并寺中諸堂社坪数絵図面之事	板箱	寛政3年2月	1791	宝光院	
143	文田代修理造営新調之具書留	板箱	天保9年	1838		
144	書状	板箱	4月7日		松平伊豆守	龍王院・仏頂院
145	儀式次第断簡（152と関連か）	板箱				
146	願上状包紙	板箱	10月3日			

宝光院文書と宝光院文書目録（松尾 剛次）

大きさ (縦×横cm)	形 態	数量	キ ー ワ ー ド
	茶封筒	1	
15.8×145		1	縁起, 宝光院代々(住持職次第), 天英, 英純, 慶海, 恵山, 恵明, 恵道, 優弁, 智鶴, 覚仙, 隆田
14×49.7		1	天英, 英純, 優弁, 智鶴, 恵道, 覚仙, 隆田, 傳隆, 実田, 寛田, 盈田, 了田, 亮田, 俊如
15.4×18		1	天英, 英純, 慶海, 恵山, 恵明, 慧道, 優弁, 智鶴
33.5×22.8		1	山王権現, 中野村, 義光
32.7×24.3		1	延享五年六月□
29.6×18.8	縦帳	6	竹福, 縁起, 御朱印, 大猷院, 山王権現, 護摩堂, 松平和泉守, 鉄鉢, 寺中浄伝院・安住院
29.4×18.8	縦帳	6	縁起, 御朱印, 大猷院, 山王権現, 護摩堂, 松平和泉守, 鉄鉢, 寺中浄伝院・安住院
32.4×43.2		1	宝光院, 大猷院, 厳有院, 常憲院, 松平下総守
24.2×15.7	縦帳	5	若松寺, 来叶院, 実乗坊, 英祐, 宥朝, 最上義光寄付の鐘
30×19.4	縦帳	8	宝光院, 縁起, 御朱印地高, 御朱印地所, 本尊釈迦如来, 脇士文殊大士・普賢大士, 境内鎮守山王権現, 末社熊野権現・稻荷明神, 山王例祭
28.8×19.2	縦帳	3	立石寺, 林守, 宝光院, 慈覚大師, 末安寺, 御当院法印
33.3×44.8		1	宝光院, 山王社, 八王子社, 熊野社
30×19	縦帳, 紙背文書有り	4	宝光院, 御朱印地高, 寺中浄住院・安住院
32.8×28		1	茅屋根作り
44.8×65.2		1	客殿, 庫裏, 山王権現, 稻荷社, 熊野社, 地中浄住院, 土蔵, 宝篋印塔
20.2×105.8		1	客殿など, 絵図内建物の寸法
45×65.4		1	客殿, 庫裏, 山王権現, 稻荷社, 熊野社, 地中浄住院, 土蔵, 宝篋印塔, 石灯籠, 法華堂写塔
32.2×90.4		1	宝光院, 等覚院法印, 貞享ヨリ享保迄数代兼帯
33.2×47.8		1	宝光院, 住持病, 如法堂移転, 住心院法印, 靈山院法印
45×65.4		1	客殿, 庫裏, 山王権現, 稻荷社, 熊野社, 地中浄住院, 土蔵, 宝篋印塔
48.8×53.8		1	上台所, 下台所, 茶の間, 納戸, 居間, 役人部屋
44.2×56.4		1	客殿, 庫裏, 山王権現, 稻荷社, 熊野社, 地中浄住院, 土蔵, 安住院跡
41.2×64.4		1	客殿, 庫裏, 山王権現, 稻荷社, 熊野社, 地中浄住院, 土蔵, 宝篋印塔, 石灯籠
62.6×70		1	
44.1×52.9		1	客殿, 庫裏, 山王権現, 稻荷社, 熊野社, 地中浄住院, 土蔵, 安住院跡, 経蔵
16.3×127.2		1	柏山寺, 宝光院, 先々住優弁, 維摩院, 福養院, 覚王院, 信解院
15×86.2		1	立石寺, 寛延三年, 千歳山, 一乱
16.4×17.3		1	堀田伊豆守, 宝光院, 千福寺
31.6×91.8		1	宝光院, 客殿, 廊下, 庫裏, 表門, 中門, 土蔵, など
32.8×43.2		1	本末改, 東叡山, 円了坊, 三教坊, 浄信院, 安住院, 堀田相模守
33.4×44.5		1	御朱印改, 松平右京亮, 松平市正
30.2×37.3		1	宝光院, 石行寺, 円了坊, 吉三郎, 八三郎, 庄右衛門, 角右衛門, 山王
33×43.8		1	三教坊, 東叡山, 大応院, 安住院, 宝光院, 浄信院
30.8×75		1	御朱印地, 宝光院, 円了坊, 宗福院, 仁兵衛, 弥治右衛門, 鈴木四郎兵衛, 小清水庄蔵, 鈴木半助, 黒沢八左衛門, 内藤清兵衛
40.4×54.8		1	宝光院, 無主, 同国内御堂, 輪王寺一品大王, 澄然, 智韶
33×43.7		1	三教坊, 東叡山, 大応院, 安住院, 宝光院, 浄信院
28.2×17	冊子	27	
29×19.2	冊子	11	宝光院, 御朱印地, 大猷院, 山王権現, 八王子権現, 本尊釈迦如来, 脇士文殊大士・普賢大士, 護摩堂本尊不動明王, 歓喜天, 客殿, 廊下, 中門など, 末社熊野権現・稻荷明神
38.2×15.3	横帳	11	隆田, 惣□役原田助右衛門, 結城栄助, 神尾清次郎, 棟梁大工一ト町高橋仙蔵, 芳広
33.7×156.6		1	宝光院, 慈覚大師, 山王権現, 八王子権現, 最上家, 大猷院
25.2×17.4	縦帳	4	宝光院, 比叡山, 興田, 縁起, 弟子栄田, 寛田, 乗田, 境内, 檀家, 塔頭浄信院, 安住院, 斉田
24.1×33.2		1	宝光院, 図面, 客殿, 玄関, 廊下, 中玄関, 庫裏, など
24×83.2		1	宝光院, 図面, 客殿, 玄関, 廊下, 中玄関, 庫裏, など, など
34.6×14.6	横帳	33	文田, 天保6年間7月18日入院, 尾張国, 円増寺, 住職, 守山若法院, 白川領次賀川妙林寺, 祐田, 千用寺, 謙堂, 文田弟子一覧, 文田随従
40.2×52.4		1	輪王寺准后宮, 東叡山学頭, 凌雲院僧正慈顕
15.2×22		1	延年の舞, 神輿, 中野御旅所, 八王子, 法楽
38×28.8		1	亥年, 義俊, 馬見ヶ崎人足, 隆田, 復回章

宝光院文書と宝光院文書目録（松尾 剛次）

番 号	史 料 名	保 管 箱	年 月 日	西 暦	差 出 人	受 取 人
146-1	以書付奉願上候	板箱	10 月 3 日		宝光院	寺社御役所
147	覚書断簡（141 と対応）	板箱	寛政 3 年 2 月	1791		
148	宝光院境内指図之覚	板箱	正徳 6 年 3 月	1716	宝光院・石行寺	日光山門跡教證坊
149	包紙	板箱	延享 3 年 4 月	1746		
149-1	書状	板箱	延享 3 年 4 月	1746	覚深・深海	宝光院
150	當院本末記	板箱	享保 14 年 6 月	1729		
151	羽州村山郡中野村内宝光院支配山王社・八王子社・熊野社書上控	板箱	寛政 3 年 2 月	1791	宝光院	
152	儀式次第断簡（145 と関連か）	板箱				
153	入用控出納也	板箱	安永 3 年			
154	覚書	板箱				
155	別記之趣	板箱				
156	覚書	板箱	已 4 月		柏山寺・護摩堂・内御堂	住心院法印・□山院法印
157	諸文書写	板箱	享保 7 年 9 月			
158	願上状	板箱				
159	覚書	板箱	安永 4 年 3 月か	1775	柏山寺	宝光院
160	回章	板箱	延享 5 年 6 月	1748	覚深・深海	宝光院・柏山寺
161	宝光院住職職補任状（天台座主御教書）	板箱	寛政 4 年 4 月	1792	海龍王院・大恵恩院	宝光院東門中・檀那中
162	覚書案	板箱	安永 4 年 4 月 14 日	1775	宝光院	門前者
163	願上げ状	板箱	天保 2 年 6 月	1831	柏山寺	覚王院・真覚院
164	指図断簡	板箱				
165	書状	板箱	12 月 27 日			戸沢上総介
166	包紙（封筒）	梅箱 1				
166-1	願上げ状案	梅箱 1	寛延 4 年 6 月 26 日	1751	宝光院	御奉行所
166-2	願上げ状	梅箱 1	寛延 4 年 6 月 26 日か	1751か	宝光院	御奉行所
166-3	覚書	梅箱 1	元禄元年	1688	宝光院	沖忠左衛門
166-4	願上げ状	梅箱 1	寛延 4 年 6 月 26 日か	1751か	宝光院	御奉行所
167	寺誌縁起所包紙（封筒）	梅箱 1				
167-1	宝光院由緒書案	梅箱 1				
167-2	宝光院由緒書案	梅箱 1				
167-3	宝光院由緒書案	梅箱 1	6 月			
167-4	宝光院由緒書案	梅箱 1				
168	包紙（封筒）	梅箱 1				
168-1	中野村御縄打水帳	梅箱 1	寛永 15 年 6 月 17 日	1638		
169	優田代諸用記録	梅箱 1	嘉永 2 年	1849		
170	回章	梅箱 1	辰 6 月		住解院・覚王院	宝光院・柏山寺
171	絵図	梅箱 1				
172	先例	梅箱 1	4 月		柏山寺	
173	宝光院相伝之書包紙	梅箱 1				
174	関白奉書（談山唱導の際、祈祷依頼）	梅箱 1	11 月 12 日		朝山義連・塩小路光貫	竹林坊僧正御房
175	差上申証文之事	梅箱 1	嘉永元年 5 月	1848	中野村名主・太郎七・昌伯・市太郎・作兵衛・与次兵衛・兼帯名主与次兵衛	宝光院御役僧中・御役人中・世話山王宮見廻役平重郎・同見廻役九郎兵衛
176	包紙	梅箱 1	嘉永 7 年	1854		
176-1	差上申一札之事	梅箱 1	嘉永 7 年	1854	中野村惣代小助ほか・名主太郎七組詫人組頭伝四郎・詫人名主惣代多兵衛・同断孫四郎・詫入人一条院・同断源応寺・同断大宝院	宝光院御役僧・御役人
177	書状案	梅箱 1	7 月 21 日か		宝光院	仏頂院代官・□王院

宝光院文書と宝光院文書目録（松尾 剛次）

大きさ (縦×横 cm)	形 態	数量	キ ー ワ ー ド
31.7×42.8		1	回章, 馬見ヶ崎大普請
24×33.6		1	山王権現, 同廊下, 同拝殿, 同門, など
32.4×112		1	山王御宮, 同廊下(慶海建立), 拝殿, 客殿, 廊下, など
36×49.4		1	覚王院, 住解院
43.4×57.4		1	千妙寺, 東叡山, 海龍王院権僧正, 覚樹院権僧正
39×14.8	横帳	21	宝光院, 千妙寺, 秋田, 六供, 天英, 恵道
33.3×45,		1	宝光院, 山王社, 八王子社, 熊野社
15.4×29.6		1	呪願柏山寺, 始終泰安寺, 如法堂, 惣礼内御堂, 護摩堂, 正楽寺, 石行寺, 回向白雲寺, 浄信院, 安住院, 導師宝光院, 4月15日
14.1×34.2	横帳	6	柏山寺, 台林院, 智鶴, 寒松院法印, 勝果院法印, 覚王院, 住解院, 維摩院, 福聚院, 優弁, 真覚院, 仏頂院
14.3×83		1	縁起, 山王権現, 熊野権現, 稲荷大明神, 中野村, 天英, 大猷院
15.2×105.1		1	御朱印田地之内二三カ所, 円了坊, 三教坊, 堀田相模守, 寛保三年, 理乘院
15.3×266.7		1	優弁, 唯識院, 理乘院, 庫裏再建, 立石寺, 白雲寺, 等覚院
28×280.8		1	住心院, 信解院, 掟書, 饗応
15×51.8		1	病身, 後住
15.8×31.4		1	宝光院, 柏山寺, 智鶴
30.4×38.2		1	千妙寺, 東叡山, 海龍王院権僧正, 覚樹院権僧正, 信解院深海, 覚王院覚深, 宝光院, 柏山寺, 信解院
42.6×56.4		1	宝光院, 輪王寺二品親王, 海龍王院, 円伝, 大恵恩院, 鈴然
15.6×94.8	3紙継ぐ, 緒紙, 端裏書	1枚	夜廻り, 山王様, 掃除
27.5×160.5		1	隠居, 如法堂, 興看, 宝勝院, 慈観, 泰安寺, 類焼, 柏山寺, 真覚院, 覚王院, 新白雲寺, 如法堂, 内御堂, 護摩堂など
33×54		1	庫裏, 物置角屋, 下屋
44.8×60.6		1	松平伊賀守, 戸沢上総介, 祝儀
		1	
33×108		1	庫裏, 廊下, 再建, 宝光院, 奉行所, 絵図相添
33×106.2		1	庫裏, 廊下, 再建, 宝光院, 奉行所, 絵図相添
30.8×85.4		1	漆山村, 七浦村, 内表村, 酢洗村, 中野村, ほか, 宝光院, 沖忠左衛門
33×109.2		1	庫裏, 廊下, 再建, 宝光院, 奉行所, 絵図相添
		1	
16×178.4		1	慈覚大師, 山王権現, 八王子権現, 熊野権現, 会津正之, 松平大和守, 慈眼大師, 天英, 英純, 大応院, 慶海, 准后様, 真如院, 護摩堂, 慈恵大師
16.4×158.8		1	慈覚大師, 山王権現, 八王子権現, 熊野権現, 会津正之, 松平大和守, 慈眼大師, 天英, 英純, 大応院, 慶海, 准后様, 真如院, 護摩堂, 法楽
16×194.4		1	慈覚大師, 山王権現, 八王子権現, 熊野権現, 会津正之, 松平大和守, 慈眼大師, 天英, 英純, 大応院, 慶海, 准后様, 真如院, 護摩堂, 慈恵大師
16.8×200.4		1	慈覚大師, 山王権現, 八王子権現, 熊野権現, 会津正之, 松平大和守, 慈眼大師, 天英, 英純, 大応院, 慶海, 准后様, 真如院, 護摩堂, 慈恵大師, 法楽
		1	
31.4×21.4	縦帳	15	矢吹清兵衛, 磯上清左衛門, 野中茂左衛門, 神田角兵衛, など, 中野, 七浦, 宝光院, 舟町, 柏山寺, 月光院, 八王地
29.8×19.3	紙背文書あり・縦帳	14	優田, 成就院, 宝光院, 柏山寺
19.2×61.6		1	宝光院, 柏山寺, 覚王院, 信解院
34.4×25.2		1	宝光院, 槽袋, 束本□
18×41		1	玄空, 柏山寺
27.7×32.8		1	
35.6×49.8		1	般若院, 閼白殿, 堀少□修理□, 朝山式部権少輔義連, 竹林坊僧正御房, 談山唱導
33×64.2		1	山王宮, 中野村, 太郎七, 昌伯, 市太郎, 作兵衛, 与次兵衛, 兼帯名主与次兵衛
37.5×28.6		1	
30×89.4		1	山王社, 大千魃, 社木六本立枯, 山王宮修復, 盗伐, 大宝院, 源応寺, 一乘院, 山王権現, 中野村若者惣代, 小助ほか, 名主太郎七組, 託人組頭, 託人名主惣代, 多兵衛ほか
15.2×39		1	御朱印御改

宝光院文書と宝光院文書目録（松尾 剛次）

番 号	史 料 名	保 管 箱	年 月 日	西 暦	差 出 人	受 取 人
178	包紙	梅箱 1				宝光院東門中・檀那中
179	願上げ状	梅箱 1	3 月 9 日			宝光院・覺王院・住解院
180	家屋敷沽券状	梅箱 1	享保 13 年 4 月	1728	売主六兵衛	買主清三郎
181	乍恐以書付御訴訟達申上候（社木盗木の件）	梅箱 1	嘉永 7 年 8 月	1854	宝光院	寺社御役所
182	差上申証文之事	梅箱 1	嘉永元年 5 月	1848	中野村名主太郎七・同昌伯・市太郎・作兵衛・与次兵衛・兼帯名主与次兵衛	宝光院御役僧中・御役人中山王宮見廻役平重郎・九郎兵衛
183	口上之覚	梅箱 1	4 月 4 日		宝光院	御奉行所
184	大般若経請取状	梅箱 1	丑 2 月 8 日		大般若経版元近江屋新助	宝光院・御取次吉野屋吉兵衛
185	払手形包紙（茶封筒より移す）	梅箱 1				
185-1	払手形	梅箱 1	天保 2 年 2 月	1831	神保河内家来後藤小右衛門	宝光院御役人衆中
185-2	払手形包紙（185-1 包紙カ）	梅箱 1	天保 2 年 2 月	1831	後藤小右衛門	原田助右衛門
185-3	払手形	梅箱 1	天明 9 年正月	1788	陣場村名主武衛門	宝光院御役人衆中
185-4	人別払包紙	梅箱 1				
185-4-1	宗旨払一札之事	梅箱 1	嘉永 2 年 2 月	1849	南館村若福寺	宝光院地中浄信院
186	日蓮秘伝書	梅箱 1	万治 2 年 9 月 13 日	1659		
187	宝篋印塔落成供養并諸建営略筆記	梅箱 1	宝暦 9 年 9 月 12 日	1759		
188	妙円山之額背記稿	梅箱 1				
189	撮要秘録	梅箱 1				
190	寛政 11 年御年頭在府中諸用日記	梅箱 1	寛政 11 年正月	1799		
191	宝光院実測図	梅箱 1	大正 14 年 8 月 4 日	1925		
192	本末分限帳包紙	梅箱 1				
192-1	本末并分限御改帳	梅箱 1	安永 5 年 9 月	1776	宝光院	仏頂院法印・真覚院法印
192-2	宝光院末千福寺分限帳	梅箱 1	安永 5 年 9 月	1776	千福寺檀家惣代近藤栄左衛門・院内村名主久右衛門	
192-3	本末御改帳	梅箱 1	天明 6 年 11 月	1786	宝光院	寺社御奉行所
193	為取替申一札之事	梅箱 1	明治 6 年 5 月	1873	漆山村永小作人海和苗蔵・戸長半澤久三郎・宝光院・戸長尾関甚平	
194	宝光院隆田代功書并無尽掛金覚	梅箱 1	丑正月			津□院御院代所中
195	地券	梅箱 1	明治 8 年 11 月 18 日	1875	山形県	宝光院
196	地券	梅箱 1	明治 8 年 11 月 18 日	1875	山形県	宝光院
197-1	地券	梅箱 1	明治 8 年 11 月 18 日	1875	山形県	宝光院
197-2	地券	梅箱 1	明治 8 年 11 月 18 日	1875	山形県	宝光院
198	地券	梅箱 1	明治 8 年 11 月 18 日	1875	山形県	宝光院
199	地券	梅箱 1	明治 8 年 11 月 18 日	1875	山形県	宝光院
200	地券	梅箱 1	明治 8 年 11 月 18 日	1875	山形県	宝光院
201	地券	梅箱 1	明治 8 年 11 月 18 日	1875	山形県	宝光院
202	地券	梅箱 1	明治 8 年 11 月 18 日	1875	山形県	宝光院
203	地券	梅箱 1	明治 12 年 2 月 28 日	1879	山形県	設楽八助
204	敬白文断簡	黒広箱				
205	戊年縄打御検見帳	梅箱 2	寛永 3 年 8 月	1626		
206	請作図か	梅箱 2				
207	請作図	梅箱 2				
208	絵図綴り	梅箱 2				
209	田畠名寄帳	梅箱 2	天保 3 年 2 月	1832		
210	何国郡村仮名付帳	梅箱 2				

宝光院文書と宝光院文書目録（松尾 剛次）

大きさ (縦×横cm)	形 態	数量	キ ー ワ ー ド
35.8×49.2		1	
16.9×76.4		1	覚王院, 信解院, 米沢台林院, 光円院
32.4×69		1	鉄砲町家屋敷主六兵衛, 同町口入長吉, 同町組頭惣次郎, 検断多田清兵衛, 同石川久衛門, 同町家屋敷買主清三郎, 小清水庄蔵, 鈴木太郎左衛門, 藤田長左衛門
24.6×15.8	縦帳	8	水野大鑑物, 訴訟人山形宝光院, 社木盗伐事, 天童織田兵部少輔, 中野村□屋□助, 秋元但馬守, 中野村若者中, 柴橋御代官, 土屋相模守, 中渋江村□屋市左衛門, 同村丈助, 又至, 山王宮, 船町村九郎兵衛, 大千魃
33.2×90		1	松木三本, 御陣屋用水, 山王宮社木, 中野村名主太郎七ほか, 兼帯名主与次兵衛, 宝光院御役僧中, 御役人中, 山王宮見廻役平重郎, 同九郎兵衛
31.8×43.6		1	立木御改, 山王門前屋敷, 神木
30.2×80		1	大般若経, 御寄付, 京都柳馬場三条下ル町大般若経版元近江屋新助, 宝光院, 御取次吉野屋吉兵衛
	封筒	1	
28×33		1	八幡宮社中, 修験宗来叶院, 常燈守藤七娘とく, 原田助右衛門, 神保河内家来後藤小右衛門
33.2×27.8		1	
27.8×29.8		1	上山御領中野村, 喜右衛門娘世江, 清三郎, 陣場村名主武左衛門
27.8×16.8		1	
29.8×27.8		1	惣九郎弟与七, 神尾清三郎, 養子
32×148.8		1	日蓮宗血脈之大事, 下総国千葉郡性実座主日蓮在判, 遠州浜松法雲寺代十三世, 伝燈, 妙典院日宗聖人書写
29.6×19.8	縦帳	8	優弁, 照教寺宝光院, 千妙寺, 寛永寺, 東叡山一品大王, 檜物町, 佐藤氏, 両所宮, 内御堂住僧秀弁, 庫裏, 立石寺, 新覚院, 鑑古, 宝篋印塔
15.8×40.8		1	立石寺前住大僧都鑑古, 優弁, 庫裏, 智鶴, 義俊, 覚仙
14.2×20.6	横帳	17	当山御代々, 凌雲院世代, 執当, 寒松院, 信解院, 真如院, 本覚院, 明王院, 護国院ほか, 東照大権現ほか, 御裏方, 伝通院殿ほか, 慈眼大師天海ほか
23.2×16.5	縦帳	9	宝光院隆田代, 中性院蔵宣, 楞伽院長谷, 宝光院, 隆田, 明日院, 脇坂淡路守, 土井大炊頭, 野沢近江守, 御老中, 松平伊豆守, 戸田采女正ほか, 納御丸水野出羽守, 御若年寄井伊兵部少輔ほか, 納御丸青山下野守, 寺社御奉行大井大炊頭ほか
24.4×33.2		1	山形市鉄砲町字長谷川, 宝光院, 住職清原英田, 神尾満弥, 山形市八日町惣代人門馬幸吉, 鉄砲町同結城栄吉, 香澄町字吹張同片桐亀次郎, ほか
28×53.8		1	
30×19.4	縦帳	8	宝光院, 御朱印, 山王宮, 八王子宮, 檀方, 淨信院, 安住院, 優弁, 雄勝郡院内村西宝山千福寺, 観音堂, 祈願檀方, 檀家惣代近藤案左衛門, 名主久右衛門, 仏頂院法印, 真覚院法印
29.6×19.4	縦帳	4	西宝山常福院千福寺, 観音堂, 祈願檀方, 檀家惣代近藤案左衛門, 名主久左衛門
31.9×21.6	縦帳	3	宝光院, 千福寺, 淨信院, 安住院, 仏頂院法印, 真覚院法印
29.8×60.5		1	御朱印地, 漆山村, 永小作人海和苗蔵, 戸長半澤久三郎宝光院, 戸長尾関基平
38.2×15	横帳	6	湯殿新規普請, 正観音再建, 仏足石, 大門新規再建, 隆田, 尾州円浄寺, 海願寺, 米沢台林院, 奥州観音寺, 秋田千福寺, 若松福正院, 龍王院唯乗房, 勤若院観行房, 学寮十老浄林房, 同前座揚光房ほか, 隆田随従連浄房ほか, 死去仕候兵部ほか, 最上院, 光明寺, 神尾清次郎, 結城栄助ほか, 宝光院, 柏山寺
25.5×32.9		1	酢洗村, 茨田前, 持主宝光院, 山形県
25.5×32.9		1	鉄砲町, 長谷川, 持主宝光院, 山形県
25.5×32.9		1	鉄砲町, 長谷川, 持主宝光院, 山形県
25.5×32.9		1	鉄砲町, 長谷川, 持主宝光院, 山形県
25.5×32.9		1	鉄砲町, 長谷川, 持主宝光院, 山形県
25.5×32.9		1	鉄砲町, 長谷川, 持主共有墓地, 山形県
25.5×32.9		1	鉄砲町, 長谷川, 持主宝光院, 山形県
25.5×32.9		1	鉄砲町, 長谷川, 持主宝光院, 山形県
25.5×32.9		1	上町, 長苗代, 持主宝光院, 山形県
25.5×32.9		1	長町, 境田, 持主設楽八助, 山形県
25×16.9		1	箱根, 伊豆走湯権現, 富士浅間, 敬白, 日光三所権現
33×21.7	冊子	21	宝光院, 七浦□□作, 藤七, 打面三五郎, 甚四郎, 打面新, 樫沢久作, 源右衛門
29.2×37.0		1	□右衛門, 白川通
66.2×82.1		1	内表村, 中の村, 舟町村, す川, 熊の様, 山王様, 八幡宮, 八王子様, (裏), 七浦村, 月光院
28.2×35.5	冊子	34	す川, 中野村, 文政8年3月改, 舟町村, 七浦村, 陣場村, 今塚村
30.4×19	冊子	46	俊田, 七浦村, 内表村, 樫沢村, 漆山村, 上町裏□塚, 長町村, 酢洗村, 陣場村, 中野舟町両村, 作人名あり
29.5×19.1	冊子	5	見本か

宝光院文書と宝光院文書目録（松尾 剛次）

番 号	史 料 名	保 管 箱	年 月 日	西 暦	差 出 人	受 取 人
211	為取替申一札之事	梅箱 2	明治 6 年 5 月	1873	漆山村永小作人那須弥八・戸主小野沢九三郎・地主宝光院・戸主尾関甚平	
212	漆山村田地高并反別之控	梅箱 2	文政 7 年 5 月	1824		
213	宝光院境内周辺絵図	梅箱 2				
214	宝光院田畑反歩之帳	梅箱 2	寛文元年 2 月 9 日	1661	宝光院畠主居・六供衆	
215	漆山村御朱印地絵図面	梅箱 2	文政 6 年 3 月	1823	漆山村永小作人	宝光院御役人中
216	御朱印地畝歩覚	梅箱 2	寛政 5 年 8 月	1793	宝光院目代原田助右衛門・結城半治郎・神尾清三郎	
217	御朱印高境内共并御除地書付	梅箱 2	天保 3 年正月	1832	宝光院	寺社御役所
218	出羽国村山郡之内郷村高帳	梅箱 2	天保 4 年 5 月	1833	宝光院	寺社御役所
219	出羽国村山郡之内郷村高帳	梅箱 2	天保 5 年 12 月	1834	宝光院	御勘定所
220	耕作地絵図	梅箱 2	文政 9 年 4 月 15 日	1826		
220-1	耕作地絵図	梅箱 2				
221	耕作地絵図	梅箱 2				
222	中野村耕作地絵図	梅箱 2				
223-1	内表村耕作地絵図	梅箱 2				
223-2	榎沢村耕作地絵図	梅箱 2				
223-3	耕作地絵図	梅箱 2				
224	榎沢村耕作地絵図	梅箱 2	文政 9 年 3 月	1826		
225	耕作地絵図	梅箱 2	文政 9 年 2 月 28 日	1826		
226	田地年貢書上	梅箱 2	文政 7 年 11 月	1824		
227	榎沢村耕作地絵図	梅箱 2				
228	耕作地絵図	梅箱 2				
229	下榎沢村耕作地絵図	梅箱 2				
230	慈恩寺宝蔵院訴状案	梅箱 2	文化 7 年 6 月	1810	宝蔵院・梅本坊・竹内坊	寺社御奉行所
231	宝光院支配領域図	梅箱 2				
232	田地預証文	梅箱 2	明和 6 年正月	1769	舟町村預主清七・同村立合九郎兵衛	宝光院御役人中
233	出羽国郡村仮名付帳包紙	梅箱 2	享和 3 年 6 月	1803		
233-1	出羽国郡村仮名付帳	梅箱 2	享和 3 年 6 月	1803	宝光院	御勘定所
234	寺領覚控	梅箱 2	寛延 2 年 10 月	1749	宝光院	漆山御役所
235	寺領覚控	梅箱 2	元禄元年 12 月 5 日	1688	宝光院慶海	
236	普請高役覚控	梅箱 2	寛延 2 年 10 月	1749	宝光院	
237	家屋敷受取状	梅箱 2	寛文 6 年 4 月 24 日	1666	鉄砲町屋敷主吉兵衛・□頭八兵衛・検断庄右衛門・角右衛門	宝光院畠主居・石行寺・圓了坊
238	耕作地絵図	梅箱 2				
239	耕作覚	梅箱 2	辰正月		船町村九郎兵衛	宝光院御役人中
240	家屋敷受取状	梅箱 2	寛文 6 年 4 月 24 日	1666	□役人円了坊力・	鉄砲町検断方へ
241	請書	梅箱 2	慶応元年 10 月	1865	船町村見廻役九郎兵衛・中野村名主喜右衛門他	宝光院御役人衆中
242	宝光院絵図	梅箱 3	明治 8 年 2 月 19 日	1875		
243	宝光院絵図	梅箱 3	明治 8 年 5 月 28 日	1875		
244	耕作地絵図集	梅箱 3	文政 8 年 5 月	1825		
245	宝光院境内絵図断簡	梅箱 3				
246	中野村田畑絵図	梅箱 3				
247	中野村周辺絵図	梅箱 3				
248	耕作地絵図	梅箱 3				
249	中野村田畑絵図面	梅箱 3				

宝光院文書と宝光院文書目録（松尾 剛次）

大きさ (縦×横cm)	形 態	数量	キ ー ワ ー ド
29.7×61.7		1	漆山, 宝光院
28.5×17.1	冊子	14	恵田代, 漆山村, 支配人名あり
47.8×61.4		1	壬生興田
44×19.6	冊子	17	仏供田, 七浦, 陣場, 八幡所, 天神所, 八王地, 舟町, 中野村, 江俣村, 馬洗場, 樫沢村
32.5×65.2	冊子	5	漆山村, 畠蔵, 藤治郎, 半治郎, 孫助, 公料田地
31.4×21.4	冊子	6	馬洗場, 八幡所, 天神所, 原田助右衛門, 結城半治郎, 神尾清三郎
28.9×19.9	冊子	6	宝光院, 阿部飛驒守, 七浦村, 池田仙九郎, 裏表村, 樫澤村, 上杉弾正大弼, 稻荷塚, 大貫治右衛門, 長町村, 酢洗村, 堀田相模守, 陣場村, 中野村, 船町村, 八王子社, 熊野社
33.2×22.6	冊子	6	宝光院, 阿部飛驒守, 七浦村, 池田仙九郎, 裏表村, 樫澤村, 上杉弾正大弼, 秋元但馬守, 大貫治右衛門, 長町村, 酢洗村, 堀田相模守, 堀田備中守, 陣場村, 中野村, 船町村, 八王子社, 熊野社
33.6×22.8	冊子	11	中野村, 池田仙九郎, 宝光院, 浄蓮寺, 常念寺, 成就院烏海月山両所権現社, 行蔵院熊野権現社, 柏山寺薬師堂, 宝幢寺□岩権現社, 山家村金勝寺, 内表村, 光禪寺, 舟町村, 堀田備中守, 酢洗村, 阿部能登守, 龍福寺□□□神社, 七浦, 龍門寺, 正明寺, 烏海月山両所権現如法堂, 陣場村, 宝祥寺
28×66.2		1	長町勘兵衛
30×38		1	畠蔵, 漆山村, 田中村, 沼江村, 久治郎, 吉祥院, 千手堂, トツラ塚
32×28.2		1	七兵衛, 孫助, 文性院
55.4×99.4		1	山王社, 七浦道, 畠蔵, 成安村, 天神社
32.8×28.2		1	羽州村山郡, 裏表村, 寶沢
22.4×16.8		1	羽州村山郡かないのしう, 樫沢村
18.1×23.2		1	山形入会上町, 藤次郎, 五日町
32×28		1	樫沢村
62.8×28		1	長町村, 勘兵衛, 嘉兵衛, 清助
15.6×34.8		1	下樫沢村, 七兵衛, 孫助, 畠蔵, 半次郎, 藤次郎
32×28		1	樫沢村, 七兵衛, 孫助, 文性院, 八幡田
37×29.8		1	上町, 半助, 八日町, 六兵衛, 仁助, 五日町分
33×28.2		1	下樫沢村, 孫助, 飯塚村, 志鎌村
29.7×228.8		1	最上院, 不法出入, 新義真言宗学頭, 学頭花蔵院煩二付代, 真言方惣代, 開扉, 弥勒堂, 高七石余, 鍵役
38×58.6		1	高 278 石伏所, 舟町村, 中野村, 内表村, 酢洗村, 陣場村, 江俣村, 樫沢村, 上町之内稻荷塚, 漆山村, 七浦村, 長町村, 沖原村, 水野和泉守領分
29.4×52.6		1	
37×14		1	東叡山, 御回章, 子正月
28.4×22.5	冊子	4	阿蘇郷成生庄, 御料入会, 漆山村, 七浦村, 山形郷小白川庄, 長町村, 最上郷金井庄, 御料・寺領入会中野村, 私領入会・裏表村, 陣場村, 樫沢村, 上町村
27.4×34		1	御朱印, □□村長十郎, 九郎兵衛, 松平和泉守
30.6×81		1	御朱印, 漆山村, 七浦村, 裏表村, 酢洗村, 中野村, 松平和泉守御領, 舟町村, 陣場村, 長町村, 樫沢村, 稻荷塚, 本田越前守御領, 中野村
33×86.4		1	御朱印, 高役, 七浦村, 裏表村, 樫沢村, 漆山村, 稻荷塚村, 長町村, 酢洗村, 陣場村, 中野村, 辰年最上川通御普請
30.4×38.2	裏打	1	山王御門前
36.9×30		1	上町, 地主上町仁助, 与助, 八日町分, 孫太郎, 五日町分, 沼木村
27.8×171.2		1	籠野町, 宮代, 北田, 馬洗場, 八王司, 木戸口, 籠町, 八王地
36.0×43.6	裏打	1	山王御門前
29.8×57.4		1	白川橋, 山王社木, 杉苗木千本
49×66.8		1	除地, 宝光院
48.2×67.4		1	除地, 宝光院, 従来税有地
28.4×33	堅帳	41	山王社, 宮代, 九郎兵衛, 吉郎次, 柏山寺分, 常慈寺分, 公領, 八王子, 源蔵, 作兵衛, す川, 木戸口, 舟町分, 日光院, 熊野社, 市太郎, 和吉前通, 北田, 孫市, 伊兵衛, 弁蔵, 市左衛門, 泉蔵院
37.6×57.8		1	法恩寺, 八幡社, 庫裏, 仏殿, 土蔵, 経蔵, 結城栄助家, 安住院寮, 当院歴代并減罪檀家墓所
103×86.2		1	中野村, 鮎洗村, 八幡宮, 八王子, 寒河江道
87×65		1	中野村, 舟町, 須川, 山王大権現社, 八幡社・日光院, 一乗院, 浄蓮寺, 米沢陣屋
36.8×29.6		1	七浦
32.8×28.2	堅帳	36	中野村, 舟町村, 141 石, 八幡田, 兵右衛門, 北田, 市三郎, 万吉, 陣場村市十郎, 平十郎, 八幡所, 八王地, 卯平治, 九郎兵衛, 予治兵衛, 船町村孫市, 馬洗場, 籠町, 今塚村庄次郎, 栄吉, 定八, 権蔵, 御料分

宝光院文書と宝光院文書目録（松尾 剛次）

番 号	史 料 名	保 管 箱	年 月 日	西 暦	差 出 人	受 取 人
250	宝光院周辺絵図	梅箱 3				
251	中野村田畑絵図	梅箱 3				
252	知行帳	梅箱 3	元和 9 年正月	1623		
253	宝光院知行反納目録帳	梅箱 3	享保 7 年 12 月	1727	如法堂・護摩堂	
254	宝光院田畑反別之水帳	梅箱 3	文政 8 年 2 月	1825		
255	舟町中野検見年控	梅箱 3	文化 8 年 9 月	1811		
255-1	舟町検見反別之控	梅箱 3	文化 8 年 9 月	1811	中野村支配人平十郎	宝光院・原田助右衛門・結城半次郎・神尾清次郎
255-2	中野村検見反別之扣	梅箱 3	文化 8 年 9 月	1811		
256	書状案（山王社領之事）	梅箱 3	寛永 14 年 5 月	1637	天英	寺社御奉行所
257	田畠名寄水帳	梅箱 3	明治 4 年	1871		
258	御朱印田畑反別之水帳	梅箱 3	文政 7 年 11 月	1824		
259	中野村水帳	梅箱 3	寛文 4 年 2 月 3 日	1664		
260	縄打	梅箱 3	寛永 15 年 11 月 15 日	1638		
261	宝光院田畑反歩之帳	梅箱 3	延宝 3 年正月	1675		
262	宝光院什器其外取調目録	梅箱 4	明治 11 年 7 月 24 日	1878	清原齐田・檀中惣代原田忠介・神尾清次郎	山形県
263	庫裏棟札銘写力	梅箱 4	明治 16 年 11 月 28 日	1883		
264	宝光院取調目録	梅箱 4	明治 28 年 7 月 22 日	1895		
265	宝光院取調目録	梅箱 4	明治 18 年 11 月	1890	清原齐田・法類立石寺優田・組寺柏山寺和田亮宥・惣代原田忠助・神尾清次郎・結城栄助・宗務取締太田浄田	
266	宝光院領鄉村高其外取調帳	梅箱 4	明治 4 年 6 月	1871	宝光院・触頭柏山寺	山形県御役所
267	宝光院宗門人別改帳	梅箱 4	明治 3 年 3 月	1870	安住院・浄信院・宝光院・興田	宗旨方御役所
268	宝光院境内上地畑其外地引絵図	梅箱 4	明治 5 年 6 月	1872		
269	宝光院明細取調書上帳	梅箱 4	明治 13 年 10 月	1880		
270 (1)	宝光院取調目録	梅箱 4			清原齐田	
270 (2)	宝光院取調目録	梅箱 4				
270 (3)	宝光院取調目録	梅箱 4				
270 (4)	宝光院取調目録	梅箱 4				
271	崇叡会大勸進帳	梅箱 4	明治 18 年 7 月 7 日	1885		
272	本末変更届書并末寺願・誓約証書	梅箱 4	明治 13 年 12 月 5・6 日	1880	清原齐田	管長覚宝
273	前往興田我物扣簿	梅箱 4	明治 11 年 7 月 7 日	1878		
274	為取替申一札之事	梅箱 4	明治 6 年 5 月	1873	七浦村永小作人青山□右衛門・戸長青山吉十郎・宝光院・戸長尾関甚平	
275	庫裏取崩度儀二付願	梅箱 4	明治 14 年 12 月	1881	清原齐田・檀中惣代・法類立石寺壬生優田・組寺正楽寺木津俊応	山形県令三島通庸
276	倒木代償払聞届状	梅箱 4	明治 35 年 10 月 3 日	1902	山形市長佐治吉左エ門	清原齐田・外三名
277	宝光院取調目録（281 と同一）	梅箱 4				
278	宝光院取調目録	梅箱 4	明治 29 年 11 月 2 日	1896		
279	宝光院取調目録（280 とセット）	梅箱 4				
280	宝光院取調目録（279 とセット）	梅箱 4				
281	宝光院取調目録（277 と同一）	梅箱 4				

宝光院文書と宝光院文書目録（松尾 剛次）

大きさ (縦×横cm)	形 態	数量	キ ー ワ ー ド
38×29.8	鉛筆書き	1	宝光院, 墓地
116.2×114.2		1	中野村, 山王様, 天神宮, 七浦道, 成安道, 舟町村, 今塚村, 八幡宮別当日光院, 孫市, 九郎兵衛
31.8×22.4	縦帳	4	寂存法印, 漆山村, 美濃, 長町村, 又六, 中野村, 甚九郎, 内面村, 甚助, 鉤拔沢村, 雅楽助, ばら田, 直所, 飯塚村, 渡邊義雲, 稻荷塚, 齊藤伊予守, 鈴木備後守, 柏蔵加門, など
28.1×17.6	縦帳	4	丁紙五枚扣, 船町村, 中野村, 内表村, 陣場村, 榎沢村, 長町村, 七浦村, 漆山村, 稻荷口, 寺屋敷, 門前役人三人, 昌泉院
33.6×14	横帳	10	馬洗場, 文化八年, 源右衛門, 平重郎, 孫四郎, 岩次郎, 北田, 市十郎, 弁蔵, 九郎兵衛, 宮代, 籠町, 日光院, など
32.8×14	横帳	5	岩次郎, 源蔵, 市左衛門, など, 専蔵院, 中野村分, 庄五郎, 半蔵, など
32.8×14	横帳	7	船町九郎兵衛, 馬洗場, 新五郎, 嘉兵衛, 宮代
32.8×14	横帳	5	舟町反畝当作出□, 岩次郎, 源蔵, 孫七郎, 弁蔵, 専蔵院, など
34.5×80		1	山王大権現寺社領, 七浦村, 裏表村, 榎沢村, 漆山村, 西田表稻荷塚, 長町村, 酢洗村, 陣場村, 中野村, 龍蔵坊, 柳田主水正, 坂清左衛門尉, 日向兵左衛門尉, 保科民部少輔
28.2×19	縦帳	25	七浦村□田, 内表村□□田, 榎沢村谷地際, 漆山村前田, 上町之分畠塚, 長町村窪田, 酢洗村荊田, 陣場村耳取, 中野村, 内表村, 飛入地, 北田, 馬洗場, 八王地, など
33.6×22.6	縦帳・文政七年十二月朱書き	35	恵田, 七浦村兵右衛門, 馬洗場孫四郎, 十日町吉田屋利八, 宝暦年中立上ケ, 籠町市左衛門跡九郎兵衛, 地獄□□, 柏山寺ト分田, 北田弁蔵, 馬洗場岩次郎, 武兵衛跡九郎兵衛, 専蔵院, ほか, 寛文四年水帳
31×21.8	縦帳・文政七年朱書き	14	源右衛門, 市郎右衛門, 源助, 内表七郎, 加右衛門, 阿弥陀堂, 日光院, 泉蔵院, など, 中野村大庄や勘三郎, □□長右衛門, 市十郎, 市右衛門
33.4×22.6	縦帳・文政七年朱書き	15	六供分, 仏供田, 文政帳, 御縄打所, 矢吹清兵衛, 神田角兵衛, 野中武右衛門, 鈴木少左衛門
30×20.8	縦帳・文政七年朱書き	32	北田, 源右衛門, 八王地, 源蔵, 八幡所, 馬洗場, 天神所, 籠町, 市郎左衛門, 朱書き・九郎兵衛, 柏山寺分田, 宮代, 今塚・庄左衛門, 船町・庄兵衛, 弁蔵, 中野村専蔵院, 源左衛門, 毎年縄打, 等谷寺, 漆山村, 陣場村, 榎沢村
24.5×17.2	縦帳	7	棟札・無之, 大智度論など, 過去帳, 大般若経六百卷, 護摩檀, 鉄鉢, 聖徳寺, 十五世住職優田, 上州館林士族矢貝清太夫
25×17		1	清原齋田, 材木町松岡寅治, 五日町片桐義七, 寅蔵, 兼蔵, 立石寺住職壬生優田, 正楽寺, 石行寺, 平泉寺, など, 弟子円妙房覚田
28.2×19.5	冊子	9	本尊, 由緒, 建物, 宝物, 境内絵図, 石標六地藏, 朱雀ノ方門擁護
28×20.2	冊子	8	本尊, 由緒, 建物, 宝物, 境内絵図, 什器, 八日町鈴木庄八
28×19.2	縦帳	13	七浦村名主青山吉十郎, 内表村名主五十嵐久兵衛, 榎沢村名主遠藤儀蔵, 漆山村名主半沢久次郎, 上町名主工藤□太郎, 長町村名主高橋五郎兵衛, 鮎洗村原田太吉, 陣場村名主齊藤□一郎, 中野村名主松田市右衛門, 浄信院, 安住院
30×19.4	縦帳・年齢注記有り	9	弟子常光房, 一行房など, 浄信院, 安住院, 家来原田介右衛門, 女房さく, 原田仲介など, 家来神尾清次郎, 女房ちよなど, 神尾清三郎, 結城栄助, 多加など
40×55		1	畑, 屋敷, 木立
24.4×16.6	縦帳	5	本尊, 由緒, 境内, 耕地, 宅地, 檀徒八拾五人
28×19.6	三枚綴り・絵図面別紙の通り	3	本尊, 由緒, 建物, 宝物
28×19.8	冊子	3	本尊, 由緒, 建物, 宝物
28×39.2		1	本尊, 由緒, 建物
28×39		1	建物, 宝物
27.8×20		1	天台宗宗務所, 奉納金予約, 五ヶ年二割当, 清原齋田, 原田忠介, 神尾清次郎, 結城栄介, 結城庄蔵, 門馬直蔵, ほか
28×20.4	冊子・羅線	9	宗福院, 般若院, 聖徳院, 不動院, 羽黒山寂光寺, 般若院住職清原寛隆, 聖徳寺住職杉本順栄, 宗福院住職斯波章田, 不動院住職杉本光井
34.2×12.2	横帳	4	大沼寛田, 福山栄田, 神尾亮田, 金乗院, 清原長果居, 薬師寺, 山寺立石寺, 正楽寺, 般若院前往豊田傳右衛門, 清原齋田
30×62.8		1	元朱印地, 七浦村字右京川原, 立附米
27.2×19	冊子	4	管長覚宝, 九戸ノ少檀, 原田忠介, 神尾清次良, 結城栄介
28.5×19.7		1	杉木, 檜木, 無代價払下
29×39.4		1	本尊, 由緒, 明治3年山王権現社殿廃毀
28×39.5		1	鉄鉢, 兒文殊, 大般若
28×39.2	絵図面別紙にあり	1	建物, 境内, 宝物
28×29		1	宝物, 境外, 清原齋田
29×39.2		1	本尊, 由緒, 明治3年山王権現社殿廃毀

宝光院文書と宝光院文書目録（松尾 剛次）

番 号	史 料 名	保 管 箱	年 月 日	西 暦	差 出 人	受 取 人
282	法類惣代届	梅箱 4	明治 30 年 11 月 3 日	1897	宝光院清原齐田・立石寺 壬生優田・正楽寺太田浄 田	天台座主石室孝暢
283	宝光院取調目録（284 とセット）	梅箱 4				
284	宝光院取調目録（283 とセット）	梅箱 4				
285	宝光院取調目録	梅箱 4				
286	宝光院周辺絵図	梅箱 4				
287	倒木伐採願	梅箱 4	明治 18 年 7 月 4 日	1885	清原齐田	山形県令折田平内
288	甲乙割図	梅箱 4				
289	宝光院境内絵図面	梅箱 4				
290	伐木之儀ニ付願	梅箱 4	明治 11 年 11 月 8 日	1878	清原齐田・檀中惣代・用 係黒田吉重・元□戸長武 田信□	山形県令三島通庸
291	新建護摩堂并書院之図	梅箱 4	安永 3 年 10 月 9 日	1774		
292	庫裏立替斐議証	梅箱 4	明治 16 年 2 月 25 日	1883	清 原 齐 田 ・ 法 類 壬 生 優 田 ・ 中性院太田浄田 ・ 檀 中惣代 ・ 組寺正楽寺木津 俊応 ・ 柏山寺高志宥瑞ほ か	
293	合併届・分割届控	梅箱 4	昭和 2 年	1927	宝光院住職・檀徒・惣代	山形税務署長
294	合併届・分割届控	梅箱 4	昭和 2 年	1927	宝光院住職・檀徒・惣代	山形税務署長
295	土地分割図	梅箱 4				
296	宝光院取調目録	梅箱 4				
297	耕地売却願	梅箱 4	明治 14 年 2 月 19 日	1881	宝光院檀中惣代・清原齐 田・柏山寺本寺代理高志 宥瑞・法類木津俊応・八 日町戸長・鉄砲町戸長	山形県令三島通庸
298	宝光院境内絵図面	梅箱 4	明治 5 年 6 月 2 日	1872	宝光院興田・百姓代・組 頭・検断	山形県御役所
299	宝光院境内略図	梅箱 4				
300	崇厳会金受取状	梅箱 4	明治 20 年 12 月 24 日	1887	山形県天台宗務所	宝光院
301	為取替申一札之事	梅箱 4	明治 6 年 5 月	1873	漆山永小作人・同戸長・ 地主宝光院・同戸長	
302	裁判申渡書	梅箱 4	明治 13 年 9 月 27 日	1880	福島裁判所山形支庁	宝光院
303	庫裏取崩度儀ニ付願	梅箱 4	明治 15 年 2 月	1882	清原齐田・檀中惣代・法 類立石寺壬生優田・組寺 正楽寺木津俊応・戸長	山形県令代理大書記官深 津喜一
304	宝光院古文書目録照会依頼状およ び目録	梅箱 4	大正 14 年 2 月	1925	山形市長川合為吉	清原英田・工藤恵田
305	宝光院取調目録	梅箱 4	明治 18 年 11 月	1885	清原齐田・法類立石寺壬 生優田・組寺柏山寺和田 亮宥・檀中惣代	
306	寺院開基□跡境内建物明細帳	梅箱 4	明治 3 年 12 月	1870	宝光院	山形県御役所
307	朱印地隣地付見取調写	梅箱 4	明治 5 年 5 月	1872		
308	倒木による社祠堂宇修築許可状	梅箱 4	明治 35 年 10 月 4 日	1902	山形市長佐治吉左エ門	清原齐田
309	宝光院境内上地区別取調書および 開墾畑枚植付確証之写	梅箱 4	明治 8 年 10 月 27 日・ 明治 11 年 4 月	1875・ 1878		
310	宝光院境内略図	梅箱 4				
311	田畑名寄水帳	梅箱 4	明治 4 年 8 月	1871		
312	宝光院境内略図	梅箱 4				
313	宝光院境内略図	梅箱 4	明治 5 年 5 月 7 日	1872	興田・百姓代・組頭・検 断	山形県御役所
314	倒木伐採許可状	梅箱 4	明治 35 年 10 月 4 日	1902	山形警察署長・警部	清原齋田
315	地目変換届	梅箱 4	昭和 5 年 5 月 5 日	1930	清原英田・檀中惣代	山形税務署長
316	肖像画	タンス 1				
317	書状	タンス 1	9 月 22 日		寿昌院情田	柏山寺・泰安寺・護摩 堂・如法堂・内御堂・正 楽寺
318	表白文（妙顕信女の葬式の時に読 みあげた）	タンス 1	寛政 3 年	1791	宥潤代	
319	添状包紙	タンス 1	4 月 24 日			
319-1	添状	タンス 1	4 月 24 日		真覚院志常・信解院亮瑞	宝光院

宝光院文書と宝光院文書目録（松尾 剛次）

大きさ (縦×横cm)	形 態	数量	キ ー ワ ー ド
24.5×34.5		1	美濃紙
29×39.2		1	本尊, 由緒
28.8×39.2		1	建物, 宝物
28.8×39.2		1	建物, 宝物
34.1×24.4		1	竈田
25.2×34.4		1	杉木, 大風, 戸長阪東東一郎
24.9×34.2		1	払
47.4×61.2		1	貳分壱間割図
24.8×17.4	冊子	2	立枯杉木, 原田忠介, 神尾清次郎, 結城栄介
34.6×28		1	義俊, 進上会津御多□□, 本尊, 東照宮, 修法所
24.8×17.4	冊子	3	原田忠助, 神尾清次郎, 結城栄助, 結城庄藏, 山口與次兵衛, 門馬金七, 豊田傳右衛門, など, 普請中瞻任主鈴木庄八, 豊田傳右衛門
24.8×17	冊子	8	長谷川, 土地分割図, 土地測量図
25×17	冊子	16	長谷川, 土地分割図, 土地測量図
20×13.8	鉛筆書き	1	宅地, 道路
29×29.4		1	建物, 宝物
24.8×17.1	冊子	2	飯塚, 長町村, 結城栄介, 神尾清次良, 原田忠介, 鈴木庄八, 黒田玄仙, 黒田吉重
47.8×61		1	武田孫□, 黒田善重, 尾関甚平
28×33.8		1	本堂, 庫裏, 八幡社, 観音堂
34.2×34.5		1	大門院
29.8×61.4		1	元朱印地, 半沢久次郎, 半沢久三郎, 尾関甚平
28×40.7		1	清原齋田, 高田市郎, 唐金大三ッ具足, 拾三品, 賠償金
24.5×17.2	冊子	2	庫裏, 大破, 原田忠介, 神尾清次郎, 結城栄介, 黒田善重
28×20	冊子	6	宝光院宝物古器物古文書目録, 内務省, 御朱印地縄打帳, 東叡山御解書写, 徳川八代將軍吉宗書状, 来迎仏, 涅槃像
28×20.4	冊子	8	本尊, 建物, 什器, 境内仏堂, 長谷川, 長苗代, 矢貝清太夫, 原田忠助, 神尾清次郎, 結城栄助
28×18.8	冊子	4	本尊, 建物, 浄信院, 安住院
23.8×15.6	冊子	9	大明神川, 内表, 舟町, 中野, 孫四郎, 元宝光院朱印, 孫市, 鯨洗道
23×16.5		1	社祠堂宇修築, 無代償払下
24.6×17.2		1	壬生興田, 清原齊田, 元朱印地, 元山王社, 神尾清治良, 結城庄藏, 原田忠介, 結城栄介, 尾関甚平, 山形県権令関口隆吉大書記官簿井龍之
27.2×40		1	本堂, 庫裏, 観音堂, 中門, 表門
24.4×16	冊子	24	中野村, 八幡前, 北田, 馬洗場, 八王地, 天神前, 籠町, 地獄□, 宮代, 今塚, 木戸口, 阿弥陀堂, 内表村, 長町村, 窪田, 漆山村分前田, 七浦村, 鯨洗村, 陣場村, 樺沢村, 上町
28×39.2		1	本堂, 庫裏, 観音堂, 中門, 表門
48.2×57.7		1	境内御改方, 武田孫五郎兵衛, 黒田善重, 尾関甚平
24.7×10.2		1	墓地, 倒木, 日向□□
24×16.6	冊子	3	門馬直蔵, 結城栄太郎, 片桐重吉
94.6×59.4		1	玉虫 赤, 松重第 紫赤
36.2×49.6		1	文田病死, 三田無量院官田, 執当衆, 御連名之御状, 白紙印形
32.8×45		1	法印有潤, 金鑽山, 四十七世
28.7×38.5		1	真覚院, 信解院
36×49.5	折紙	1	目録, 宮様

宝光院文書と宝光院文書目録（松尾 剛次）

番 号	史 料 名	保 管 箱	年 月 日	西 暦	差 出 人	受 取 人
320	入院披露御礼覚カ	タンス 1				
321	添状包紙	タンス 1	3 月 28 日			
321-1	添状	タンス 1	3 月 28 日		真覚院志常・信解院亮瑞	宝光院
322	大猷院朱印状包紙カ	タンス 1				
323	歎徳文	タンス 1				
324	宝光院寺領覚	タンス 1	辰 12 月		宝光院	芝橋御役所
325	書状	タンス 1	3 月			
326	願上げ状	タンス 1	嘉永 6 年 2 月	1853	宝光院	寺社御役所
327	納経物祈跡	タンス 1	寅 10 月～正月 27 日			
328	明治 6 年年貢調	タンス 1	明治 7 年正月	1874	下樺沢村役元	宝光院
329	御請申一札之事	タンス 1	丑 6 月		宝光院	寺社御役所
330	覚	タンス 1	11 月 6 日		須藤順古	普門院御院代中
331	覚	タンス 1	11 月 6 日		須藤順古	普門院御院代中
332	覚	タンス 1	11 月 6 日		須藤順古	普門院御院代中
333	人別帳写包紙	タンス 1	文化元年 7 月	1804		
333-1	人別御改帳	タンス 1	天明 6 年 7 月	1786	宝光院	仏頂院院法印・真覚院法印
333-2	人別帳案	タンス 1	文化 7 年 7 月	1804		
333-3	人別帳	タンス 1	天保 5 年 8 月	1834	宝光院	龍王院法印・仏頂院法印
333-4	人別帳	タンス 1	天保 5 年 8 月	1834	宝光院	御勘定所
334	出家人別御改帳	タンス 1	寛政 2 年 4 月	1790	宝光院	仏頂院法印・龍王院法印
335	本末御改帳	タンス 1	天明 6 年 12 月	1786	宝光院	寺社御奉行所
336	境内絵図袋	タンス 1				
337	袋（御尋付縁起并寺格書上覚） （137 に接続）	タンス 1	弘化 4 年 2 月 21 日	1847		
338	包紙	タンス 1	天保 15 年 7 月 21 日	1844		
339	差上申内済証文之事	タンス 1	安永 3 年 12 月	1774	願人蔵龍院・本寺勝因寺・相手方・証人大龍寺・宝光院	寺社御役所
340	役人共心得之書付并仲堰一件書付之事	タンス 1	文政 7 年 5 月 5 日	1824	宝光院恵田代	
341	覚扣	タンス 1	安永 9 年 10 月	1780	柏山寺	寺社御役所
342	差上申済証一札之事	タンス 1	寛政元年 3 月	1789	二日町百姓 16 名・八日町入百姓 2 名・十日町 1 名・組頭 3 名	宝光院役僧中・鈴木宇左衛門・不口権十郎・漆山長兵衛
343	慎徳院納経拝礼并御代替御礼簿書記	タンス 1	嘉永 6 年 9 月	1853		
344	大般若経六百卷宝光院道場江奉納勸進記	タンス 1	嘉永 5 年	1852		
345	出家人別御改帳千福寺扣	タンス 1	寛政 3 年 5 月	1791	宝光院	
346	歎徳文	タンス 1				
347	敬白文	タンス 1	天明 3 年正月 16 日	1783		
348	敬白諷誦文	タンス 1				
349	敬白文	タンス 1				
350	歎徳文	タンス 1	文政 8 年	1825		
351	敬白文	タンス 1	寛政元年 3 月 2 日	1789		
352	有徳院歎徳文	タンス 1	寛延 4 年閏 6 月 10 日	1751		
353	敬白文	タンス 1	文政 3 年	1820		
354	御届書	タンス 1			宝光院	寺社御役所
355	包紙	タンス 1	6 月 28 日			
355-1	書状	タンス 1	6 月 28 日		龍王院純海・仏頂院明順	宝光院
356	包紙	タンス 1	10 月 7 日			
356-1	書状	タンス 1	10 月 7 日		真覚院志常・住解院亮瑞	宝光院
357	御年貢調書	タンス 1	壬申 6 月（明治 5 年か） ほか	1872	七浦村役元ほか	宝光院
358	覚	タンス 1	12 月 15 日		船町河岸阿部孫市	宝光院納所
359	宝光院御年貢米定納	タンス 1	延宝 3 年正月	1675		
360	包紙	タンス 1	9 月 15 日		近藤左司馬・白坂雲兵衛	

宝光院文書と宝光院文書目録（松尾 剛次）

大きさ (縦×横cm)	形 態	数量	キ ャ ー ド
28×32.8		1	千福寺, 入院, 御本丸表書院, 年頭, 吹張御門, 寺社役人, 上杉弾正大弼
28×38.5		1	真覚院, 信解院
36.6×49.5		1	宮様, 目録
40×29.4	付箋有り	1	大猷院, 宝光院, 住心院
33.6×45		1	恵田
32×83.4		1	御朱印寺領, 阿部飛驒守, 七浦村, 池田仙九郎, 裏表村, 樺澤村, 上杉弾正大弼, 漆山村, 秋元但馬守, 稲荷塚, 大貫治右衛門, 長町村, 鮎洗村, 堀田相模守, 中野村
18×77.6		1	浄林院, 立石寺, 宝光院, 日光山妙□院, 山形五ヶ寺
31.5×30		1	東照大権現, 別紙絵図面
24.4×16.8	縦帳	7	奉願覚, 執当衆, 普門院, 宝光院, 口上覚, 宝勝院, 封回章, 龍王院, 楞伽院, 老中松平周防守, 土屋采女正, 松平左衛門尉
14×32.8		1	中□政喜, 孫助, 圓次郎, 四郎治
30.8×38.8		1	新規土蔵建立
15.8×16		1	納経料, 五仏院様分
15.8×15.4		1	納経料, 宝光院様分
16×16.4		1	納経料, 霊山院様分
32.2×27.8		1	隆田代, 雛形
38.2×17	縦帳	3	寺内惣人数, 門前屋, 秋元但馬守
29.8×19.2	縦帳	3	雛形, 寺内惣人数, 地中家来, 門前, 秋元但馬守
29.5×19	縦帳	3	院内惣人数, 地中家来, 秋元但馬守
29.6×19	縦帳	3	院内惣人数, 地中家来, 秋元但馬守
24×16.3	縦帳	3	宝光院弟子, 本□坊圓海, 智常坊義賢, 寺社奉行所
24.4×15.5	縦帳	3	御朱印地覚, 宝光院, 千福寺, 浄信院, 安住院
30.7×18.8		1	当寺用書扣
28×15.3		1	絵図面壹枚, 取調書壹枚, 別紙扣書, 結城甚蔵
30.8×35.5		1	
31.8×118		1	扣書, 八幡宮, 冥加金, 武田主殿, 漆山代兼, 松田内蔵, 明覚院, 来咩院, 昭秀院, 神保豊前, 古里文六
27.8×16.4	縦帳	8	恵田代, 越後国役金, 隆田代, 年々差出, 年貢米, 馬見崎堰大破, 山王社, 大洪水, 岩城栄助
27.8×36		1	薬師堂領, 高役帳
31.6×98.2		1	検断漆山長兵衛, 町内惣百姓, 三日町宇左衛門, 八日町権十郎
25×17	紙背文書（東叡山回章）あり・縦帳	18	優田代, 鳴物音曲高□停止, 東叡山御回章, 納経之覚, 羽黒山龍王院, 柏山寺, 増上寺江御葬送, 羽黒山宝前院, 山寺立石寺, 真覚院, 信解院, 本田中務大輔, 松平豊前守, 執当衆, 宮様, 小長井藤左衛門, 安藤長門守, 阿部伊勢守, 内藤紀伊守
28×26.7	縦帳	5	現住法印優田, 般若院, 傳五郎衛門, 吉兵衛, 小四郎, 儀助, 源兵衛, 傳兵衛, 与治兵衛
28.2×16.6	縦帳	3	千福寺真城
27.8×32		1	台山沙門大徳文秀
29.4×35.6		1	義俊, 道林栄壽信士
33.4×44.5		1	雛形, 夏屋童子, 平治郎
32.7×44		1	輪王大王
32×41.7		1	覚峯了源信士
32×42.6		1	貞松院義山信経居士, 義俊
32×43.8		1	光俊
33.6×45		1	恵田, 妙香童女
16.2×17.2		1	御年頭, 正月上旬参府
27.5×40.4		1	
36.3×48.3	折紙	1	去ル 15 日, 薬師堂焼失, 柏山寺
28×39		1	
35.6×48.4	折紙	1	宮様御下向入室, 目録
15×37.4		1	七浦村分, 元朱印地, 長町村分, 設楽八助, 高橋五郎兵衛, 漆山村分, 海和岫蔵, 那須弥八, 内表村
15×23		1	大般若御米
41.6×15.4	縦帳	4	山王仏供田, 中野村孫助, 舟町孫左衛門, 臺所分, 六供分
24×33.1		1	出羽秋田院内, 檀中惣代

宝光院文書と宝光院文書目録（松尾 剛次）

番 号	史 料 名	保 管 箱	年 月 日	西 暦	差 出 人	受 取 人
360-1	書状	タンス 1	9 月 15 日		近藤左司馬・白坂雲兵衛	宝光院
361	包紙	タンス 1	10 月 7 日		真覚院・住解院	宝光院
361-1	書状	タンス 1	10 月 7 日		真覚院志常・住解院亮瑞	宝光院
362	書状	タンス 1	閏 4 月 16 日		龍王院	宝光院
363	書状	タンス 1	7 月 4 日		星光院豪観	宝光院
364	寺払包紙	タンス 1	天保 2 年 2 月	1831	大蔵村瑞永寺	
364-1	宗旨晦証文之事	タンス 1	天保 2 年 2 月	1831	大蔵村瑞永寺	宝光院
365	新造仏像供養願文	タンス 1				
366	書状	タンス 1				
367	覚扣	タンス 1	安永 9 年 10 月	1780	柏山寺	寺社御奉行所
368	掟書	タンス 1	安永 7 年 2 月	1778	常林房・覚忍房・円成房	
369	願上げ状断簡	タンス 1				
370	願上げ状	タンス 1	文政 8 年 10 月	1825	宝光院	御役所
371	田地書入金子供用証文事	タンス 1				
372	書状	タンス 1	8 月 7 日		谷田貝藤助	宝光院
373	書状	タンス 1	9 月晦日		長谷川大助	宝光寺御役僧
374	書状	タンス 1	12 月 27 日		来咩院納所	宝光院納所
375	書状	タンス 1	正月 14 日		下樺沢村役元	法光院役人
376	書状	タンス 1	2 月 17 日		谷田貝藤助・山口弥一左衛門・杉山丘兵衛	柏山寺・宝光院
377	包紙	タンス 1	6 月 5 日		東根長谷川大助	宝光院役僧中
377-1	書状	タンス 1	6 月 5 日		長谷川大助	宝光院役僧中
378	三通写取包紙	タンス 1				
378-1	刻附	タンス 1				
378-2	御経撃切之事	タンス 1				
378-3	御経打切所々	タンス 1				
378-4	御経中定書	タンス 1	4 月		龍王院・円覚院	
379	回章包紙	タンス 1			十人頭山形宝光院	
379-1	回章	タンス 1	4 月朔日		旅宿華藏院・宝光院	千用寺・神宮寺・護摩堂・竹之院・松巖寺・西光寺・福昌寺
379-2	回章	タンス 1	4 月 2 日		旅宿華藏院・宝光院	千用寺・神宮寺・護摩堂・竹之院・松巖寺・西光寺・福昌寺
379-3	書状	タンス 1	5 月 6 日		龍王院・楞伽院	常照院
380	回章包紙	タンス 1	4 月 10 日		十人頭山形宝光院	
380-1	回章	タンス 1	4 月 10 日		旅宿華藏院・宝光院	千用寺・神宮寺・護摩堂・竹之院・松巖寺・西光寺・福昌寺
381	回章包紙	タンス 1	4 月 11 日		十人頭山形宝光院	
381-1	回章	タンス 1	4 月 11 日		宝光院	旅宿華藏院
382	回章包紙	タンス 1	4 月 2 日		十人頭山形宝光院	
382-1	回章	タンス 1	4 月 2 日		宝光院	旅宿華藏院
383	回章包紙	タンス 1			十人頭山形宝光院	
383-1	通達状	タンス 1	4 月 5 日		円覚院・龍王院	山形宝光院
383-2	通達状	タンス 1	3 月			
384	包紙	タンス 1				
384-1	投華（金剛波羅密）	タンス 1				
384-2	仏具包紙	タンス 1				
384-2-1	投華	タンス 1				
384-2-2	包紙	タンス 1				
384-2-2-1	投華および棒	タンス 1				
384-2-2-2	投華（羯磨波羅密）	タンス 1				
384-2-3	投華	タンス 1				
384-2-4	投華（以心灌頂）	タンス 1				

宝光院文書と宝光院文書目録（松尾 剛次）

大きさ (縦×横 cm)	形 態	数量	キ ャ ー ド
29.4×37.6	折紙	1	千福寺
28.2×39		1	
35.8×49	折紙	1	宮様, 目録
17.9×43.3		1	壽昌院, 大御所様, 秋元但馬守
33.2×44.2		1	大地震, 行妙房海山, 正月 15 日, 修禪院
27.9×16.2		1	原田助右衛門
28.2×33		1	原田助右衛門, 藤七娘
28.2×248.8		1	隆田, 観自在尊, 山形来吽院亮啓, 文性院正戒, 若松来吽院宣典, 山形銅町小野田平左衛門信満, 阿弥陀如来, 大日如来, 妙見菩薩, 軍荼利明王, 寛政 8 年 2 月 5 日, 羽黒山三所権現
16.5×25.3		1	御朱印, 大御所様, 秋元但馬守, 天明 7 年 9 月 11 日
28×66		1	薬師堂領, 御朱印, 320 石, 柏山寺, 薬師原, 長町村, 馬見崎村, 小白川村, 上野村, 宮小路村, 七浦村, 中野村, 江俣村, 越後国川之御普請, 高役, 达高
34.5×130		1	学寮, 酒宴, 囲碁博打之遊興, 伴頭, 十老
31.6×9.7		1	大般若
28.5×115		1	中野村, 八幡前, 天神前, 宮代, 八王子, 馬洗場, 北田, 年貢米, 山王社御祭礼米, 平重郎, 寛政年中, 大杉盗伐
15.8×21.8		1	立附米, 元朱印地, 壬申年, 下樞沢村, 金石田
16.3×31.5		1	御朱印高帳カ, 鯨洗村入会
15.4×58.8		1	御朱印地, 長町村
16×75.5		1	十日町, 隆田, 百姓町傳七, □山□蔵
15.2×27.2		1	御朱印地, 高 40 石, 秋元但馬守
15.7×50		1	宗門改帳
24×33.8		1	
16.6×67.2		1	御朱印高, 勘定所, 1000 石, 500 石
31.8×42.5		1	
15.4×42.1		1	4 月 6 日～16 日, 御経習禮, 御経開闢, 御経中日, 御経緒願
17.1×47.7		1	第一巻～第八巻, 方便品, 比丘比丘尼, 如三世諸仏, など
15.4×42.2		1	第一巻～第八巻, 方便品, 比丘比丘尼, 如三世諸仏, など
16.2×102		1	白羽二重, 素緒五條, 長髪, 座配, 仁王御門前, 仮玄閤, 習禮
29.8×37.2		1	
33.4×45	折紙	1	十人頭, 奥州須賀川千用寺, 奥州川俣神宮寺, 羽黒山所從惣代護摩堂, 竹之院, 真如院末羽州新庄松巖寺, 奥州達谷村西光寺, 奥州毛越寺所從惣代福昌院, 法事, 大工町煙草屋藤八, 龍光院, 御修殿蓮藏院, 安養院, 鉢石小西喜右衛門
33.4×45	折紙	1	奥州須賀川千用寺, 奥州川俣神宮寺, 羽黒山所從惣代護摩堂, 竹之院, 羽州新庄松巖寺, 奥州達谷村西光寺, 奥州毛越寺所從惣代福昌院, 大工町煙草屋藤八, 龍光院, 御修殿蓮藏院, 安養院, 鉢石小西喜右衛門, 両宮様御目見, 献上物, 円覚院, 龍王院
17.4×73.6		1	宝光院, 継目御礼, 御目見
30×37.6		1	十人頭山形宝光院
16×155.2	折紙	1	十人頭, 百人頭, 陽明御門, 奥州須賀川千用寺, 奥州川俣神宮寺, 羽黒山所從惣代護摩堂, 竹之院, 羽州新庄松巖寺, 奥州達谷村西光寺, 奥州毛越寺所從惣代福昌院, 大工町煙草屋藤八, 龍光院, 御修殿蓮藏院, 安養院, 鉢石小西喜右衛門
29.7×18.8		1	
16.2×43		1	奥州須賀川千用寺, 川又神宮寺, 羽州新庄松巖寺, 奥州達谷村西光寺, 奥州毛越寺所從惣代福昌院, 大工町多葉粉や喜八, 旅宿龍光院, 蓮蔵坊, 安養院, 鉢石小西喜右衛門, 御本坊, 印形, 執当衆
31.8×42.7		1	
17×44.7	横帳	3	奥州須賀川千用寺, 奥州川俣神宮寺, 羽黒山所從惣代護摩堂, 竹之院, 羽州新庄松巖寺, 奥州達谷村西光寺, 奥州毛越寺所從惣代福昌院, 大工町煙草屋藤八, 龍光院, 蓮蔵院, 安養院, 鉢石小西喜右衛門, 御経習禮, 御経中定書, 御経打切書, 仁王御門仮玄閤, 御仮殿, 多葉粉, 円覚院, 龍王院
29.8×37.5		1	
15.8×32.2		1	奥州仙臺毛越寺惣代福昌院, 病氣全快
18×49		1	陸奥国出羽国百人頭, 真光寺権僧正, 宝光院, 御法事, 来ル 28 日, 触下寺院
48.3×60		1	
25.2×18.2		1	一和尚, 金剛波羅密, 堅固金剛
30×39		1	齒木, 投華, 白華, 要誓華, 金剛佛子興田, 五宝, 母珠線, 結線, 茅環
25.6×18.3		1	一和尚
30×40.5		1	齒木, 投華, 金剛線, 合行, 金剛佛子興田, 不結線, 腰線, 臂釧
25.5×18.5		1	佛, 一和尚
17.8×6.5		1	羯磨波羅密, 妙用金剛, 開敷華王如来, 平等金剛
25.8×19		1	一和尚
25.8×18.8		1	以心灌頂, 一和尚

宝光院文書と宝光院文書目録（松尾 剛次）

番 号	史 料 名	保 管 箱	年 月 日	西 暦	差 出 人	受 取 人
384-3	包紙	タンス 1				
384-3-1	葛川参籠前加行日記包紙	タンス 1	安政 4 年 6 月	1857		
384-3-1-1	葛川参籠前加行日記	タンス 1	安政 4 年 6 月	1857		
384-3-2	回峯前加行日記包紙	タンス 1				
384-3-2-1	北嶺回峯前加行次第	タンス 1				
384-3-3	要誓華	タンス 1				
384-3-4	投華（胎）	タンス 1				
384-3-5	般若心経包紙	タンス 1				
384-3-5-1	般若心経	タンス 1				
385-1	文恭院施餓鬼差定	タンス 1	安政 2 年 7 月	1855		
385-2	文恭院逮夜差定	タンス 1	安政 3 年正月	1856		
386	三河屋袋	タンス 1				
387	宝光院地中宗門人別改帳袋	タンス 1	弘化 4 年 3 月	1847		
388	宝光院地中宗門人別改帳袋	タンス 1	文久 4 年 3 月	1864		
389	廻章包紙	タンス 1			羽州山形宝光院	
390（1）	宗門改帳一部か（388 と関連）	タンス 1	元治元年 3 月	1864		
390（2）	宗門改帳一部か（388 と関連）	タンス 1	元治元年 3 月	1864		
391	宗門改帳一部か	タンス 1	慶応 3 年 3 月	1867		
392	御朱印請取状	タンス 1	安政 4 年正月 23 日	1857	優田	
393	進物目録	タンス 1			偏明院	
394	進物目録	タンス 1			常照院	
395	氏名入り半紙	タンス 1				
396	氏名入り半紙	タンス 1				
397	薬	タンス 1	戊午 7 月			
398（1）	薬	タンス 1	戊午 7 月			
398（2）	薬	タンス 1				
399	書状（377 と関係）	タンス 1	6 月 7 日		宝光院役僧浄光房	長谷川大助
400	増減覚包紙	タンス 1				
400-1	増減覚	タンス 1	巳年		宝光院	寺社御役所
401	口上	タンス 1	2 月 29 日		来安寺	護摩堂
402	書状断簡	タンス 1				
403	書状	タンス 1	10 月 22 日		太陽寺九十郎・山田助左衛門・村山勘解由	柏山寺・宝光院
404	覚	タンス 1	5 月		宝光院	福聚院・圓珠院
405	申渡状	タンス 1	正月			
406	文化十二年三月分四月迄相掛書上	タンス 1	文化 12 年 4 月	1815		
407	書状	タンス 1	4 月 11 日		修禅院	護摩堂
408	以書付御届申上候	タンス 1	卯 8 月		柏山寺・宝光院	寺社御役所
409	口上覚案	タンス 1			三堂	宝勝院法印
410	口上覚案	タンス 1	子 6 月		宝光院	寺社御奉行所
411	色衣着用願上状	タンス 1	文化 7 年 6 月	1810		大覚王院・大恵恩院
412	覚	タンス 1	子 11 月 4 日		玉林院	宝光院
413	賛写	タンス 1	文化 7 年 8 月	1813		
414	覚など	タンス 1	文化 7 年 3 月	1813		
415	書状	タンス 1	11 月 22 日		下樺沢村名主七之助	宝光院御役人
416	疵容体書	タンス 1				
417	頼母子連中構成書き	タンス 1	天保 3 年 4 月	1832		
418	覚控（404 の控）	タンス 1	5 月		宝光院	
419	覚写	タンス 1	5 月 24 日		柏山寺	
420	詩歌か	タンス 1				
421	執当衆江之御請御断書状之写	タンス 1	11 月 16 日		宝光院湊田	真覚院・龍王院
422	口上	タンス 1	辰 2 月 29 日		内表村役元	宝光院御役人清三郎
423	書状（377 と同様）	タンス 1	6 月 7 日		宝光院御役僧浄光房	東根長谷川大助
424	覚	タンス 1	天明 3 年 3 月	1783		
425	口上書添控	タンス 1	寛政 10 年 5 月 22 日	1798		

宝光院文書と宝光院文書目録（松尾 剛次）

大きさ (縦×横cm)	形 態	数量	キ ー ワ ー ド
29×35		1	
28×40.5		1	授與興田, 葛川持参物, 隨身物, 法螺, 宝剣, など
36.6×50	折紙	1	滅法三時, 千手, 不動供一座, 毘沙門, 七所明神, 慈覚大師, など, 授与興田, 大行満大先達大僧都法印真湛
27.8×40.2		1	授與興田
37×49.6	折紙	1	本尊不動, 後夜, 滅法, 尊勝陀羅尼, ほか, 制誡, 酒宴遊興, 授與興田
25.7×18.6		1	一和尚
25.8×18.8		1	一和尚, 無量壽如来, 清浄金對, 蓮花金對
32.5×44		1	
16.7×6	未開封	1	
26.2×243.8		1	素緒五條, 凜泉院, 護国院, 常照院, 明静院, 清龍院, 真如院, 普門院, 等覚院, 大猷院, 覚成院, 本覚院, 小笠原左京大夫忠徴
25.8×191.1		1	本田越中守忠徳, 素緒五條, 護国院, 現龍院, 青龍院, 常照院, 普門院, 東圓院, 明静院, 等覚院, 本覚院, 修禪院, 凌雲院, 林光院, 覚王院, 壽昌院
40.3×28.6		1	江戸, 御袈裟衣所, 浅草御門跡前, 三河屋清兵衛
35×24.1		1	
36×25		1	2月改元
32×42		1	
33.6×45		1	寺内門前之者
33.6×45		1	弟子左中弁, 与八, 倭助, 宝光院地中, 無住浄信院, 無住安住院, 浄信院家来原田助右衛門
33×20		1	連判証文
36.4×22.3		1	御朱印, 優田
33×44.8		1	風路鋪, 煎茶, 菓子盆
35.4×47.6		1	雪洞, 輪袈裟, 御帽子, 羽二重料, など
33.6×22.4		1	峰岸勘解由, 水野文平太
33.6×22.6		1	嶺岸半内, 秋元鐵輔
8.7×4.7	未開封・紙背文書有り	1	
27×20	紙背文書有り	1	
26.2×19.2	紙背文書有り	1	粉末有り
15.8×74		1	御朱印高, 長町村, 御勘所, 御支配所, 千石, 五百石
30×18.8		1	
30×37.5		1	増人, 神尾清次郎倅貞治, 結城栄作娘まき, 改名栄助, 減人, 結城栄作, 神尾清三郎娘志保, 神尾清三郎娘せん, 結城仲内
15.5×61.5		1	午9月13日, 佛頂院, 十日町, 平兵衛
16.5×11		1	御城主御発駕, 新御殿, 代僧, 来ル11日, 病氣
16×114.5		1	如法堂, 内御堂, 護摩堂, 正楽寺, 東海道筋, 関東筋, 下野, 越後, 川之御普請, 高役, 林金五郎, 矢部前蔵
16×239		1	智鶴, 借金, 庫裏屋根, 収納高, 浄信院, 山王社
16.4×37.1		1	作右衛門, 結城金五郎
14.5×38.5	横帳	2	杉, 本四郎
15.3×113.8		1	御年頭, 御目見, 執当衆, 宝勝院
16.3×47		1	御役所, 戒臈, 座配, 柏山寺
15.5×131		1	御朱印, 如法堂, 護摩堂, 内御堂, 烏海月山両所之宮, 別当成就院, 柏山寺, 帝鑑之間, 御年頭, 秋元家
14.5×47.5		1	座順, 両所宮, 成就院, 柏山寺, 宝光院, 去ル酉年九月中
18×23.6		1	尾州円増寺, 宝光院先住隆田, 般若法院住職
17.6×134.5		1	義俊, 借金引請, 五兵衛, 信濃屋, 白雲寺, 真覚院
15.5×24.5		1	隆田
15.5×126		1	隆田, 列名, 借金, 蓮田, 恵田, 亮田, など
14.0×49.4		1	諸国御料, 小作, 取調書
15.4×24.6		1	章門, 太刀疵, 突疵
14.0×70.4		1	四組, 五人組, 宝光院, 光禪寺, など
16×113		1	智鶴死後, 借金, 庫裏屋根, 収納高, 浄信院, 山王社
16.8×65.6		1	借金, 御年頭, 葬式入用
15.5×16		1	隆田, 権僧正
16×33.4	折紙	1	文化8年4月8日得度, 御年頭, 真覚院, 疋癩, 年戒
14.8×36.8		1	御朱印地, 伏所
15.3×64.2		1	御朱印高, 長町村, 御勘所, 千石, 五百石, 取調
15.1×86.2		1	原田助右衛門, 結城半次郎, 神尾清三郎, 用書, 見廻, 寺中門前
16.6×44.4		1	柏山寺, 興有, 御城御年頭, 寛政4年12月, 宝光院, 隆田, 寛政8年, 戒臈

宝光院文書と宝光院文書目録（松尾 剛次）

番 号	史 料 名	保 管 箱	年 月 日	西 暦	差 出 人	受 取 人
426	本末写書	タンス 1	8 月 21 日			
427	口上	タンス 1	6 月 20 日		若柳文左衛門	宝光院御侍衆中
428	覚	タンス 1				
429	行算年譜	タンス 1	7 日		白牛	阿山垂妙
430 (1)	修禪院情円書状	タンス 1		1836 ?		
430 (2)	修禪院情円書状 ((1) に接続か)	タンス 1	(天保 7 年か) 3 月 14 日	1836 ?	修禪院情円	山形宝光院
430 (3)	修禪院情円書状	タンス 1		1836 ?		
430 (4)	修禪院情円書状 ((3) に接続か)	タンス 1	(天保 7 年か) 4 月 6 日	1836 ?	修禪院情円	山形宝光院
430 (5)	修禪院情円書状	タンス 1		1836 ?		
430 (6)	修禪院情円書状 ((5) に接続か)	タンス 1	(天保 7 年か) 4 月 20 日	1836 ?	修禪院情円	宝光院主
431	丙戌御年貢皆済目録	タンス 1	12 月		検断中川勘太郎	宝光院御役人衆中
432	田地反別書付	タンス 1				
433	覚	タンス 1	4 月 29 日		浄明院	高禪房
434	廻向文	タンス 1				
435	書状	タンス 1	2 月 19 日		月山寺	宝光院尊兄様
436	書状	タンス 1	12 月朔日		太陽寺九十郎・山田助左衛門・村山勘解由	柏山寺・宝光院
437	廻向文	タンス 1				
438	書状	タンス 1	9 月 21 日		野州長堀宗光寺弟子高運房・福雄房	立石寺御方御役僧衆中様
439	書状	タンス 1	3 月 5 日		如法堂弟子相済□月	
440	書状	タンス 1	2 月 27 日		験業院	宝光院
441	書状	タンス 1	5 月 7 日			
442	書状	タンス 1	天保 5 年 6 月 7 日	1834	宝光院凌田	龍王院
443	乍恐書付を以奉願上候	タンス 1	3 月 11 日		常州中郡月山寺光□房慈田	宝光院御尊宿様侍衆御中
444	書状	タンス 1			正浄院俊田	□□房
445	書状	タンス 1	11 月 2 日		宝光院文田	寿昌院尊主
446	書状	タンス 1	3 月 21 日		雄田	宝光院尊宿
447	賀状	タンス 1			義俊	
448	口上	タンス 1	5 月 11 日		安藤佐平二	宝光院御内衆中
449	圓智院英典書状	タンス 1	2 月		圓智院英典	宝光院法印・御侍衆中
450	鄙調包紙	タンス 1				
450-1	鄙調	タンス 1			□鳥	
451	書状	タンス 1	5 月 11 日		□□□□	宝光院法印
452	書状	タンス 1	7 月 21 日		隆田	満願寺在所
453	書状	タンス 1	6 月 20 日		寒松院内内藤平三郎	宝光院様御用□□中
454	寺払一札之事	タンス 1	元治 2 年 3 月	1865	長水□村西養寺	宝光院
455	寺払包紙	タンス 1	弘化 3 年正月	1846		
455-1	人別払手形之事	タンス 1	弘化 3 年正月	1846	八日町検断長岡市郎治	宝光院御役人中
456	村払包紙	タンス 1	嘉永 3 年	1850		
456-1	村払手形之事	タンス 1	嘉永 3 年	1850	七浦村名主吉右衛門	宝光院御役人衆中
456-2	離檀一筆	タンス 1	嘉永 3 年 2 月	1850	漆山村広善寺	宝光院
457	寺払包紙	タンス 1	嘉永 3 年正月	1850		
457-1	寺払一札事	タンス 1	嘉永 3 年正月	1850	漆山村浄土院	宝光院御役僧中
458	払証文包紙	タンス 1	寛政 12 年正月	1800		
458-1	宗門脇手形	タンス 1	寛政 12 年正月	1800	作木村福泉寺	宝光院
459	宗旨払手形包紙	タンス 1	正徳 3 年 3 月 21 日	1713		
459-1	宗旨払手形之事	タンス 1	正徳 3 年 3 月 21 日	1713	若手村広福寺	宝光院内圓了坊
460	払手形包紙	タンス 1	文政 11 年正月	1828		
460-1	人別払手形之事	タンス 1	文政 11 年正月	1828	上町検断岩城庄兵衛	宝光院御役人衆中
461	人別払手形包紙	タンス 1	天保 15 年正月	1844		
461-1	人別払手形之事	タンス 1	天保 15 年正月	1844	八日町検断長岡市郎治	宝光院御役僧中
462	請取書包紙	タンス 1	未 2 月 6 日			
462-1	払手形請取覚	タンス 1	未 2 月 6 日		南館村名主谷藏	宝光院御役人結城半次郎
463	寺払手形包紙	タンス 1	文化 8 年	1811		
463-1	寺払一札	タンス 1	文化 8 年正月	1811	米沢東泉院	宝光院
464	寺払包紙	タンス 1	寛政 6 年正月	1794		
464-1	寺払証文	タンス 1	寛政 6 年正月	1794	米沢二井宿村東泉院	宝光院

宝光院文書と宝光院文書目録（松尾 剛次）

大きさ (縦×横cm)	形 態	数量	キ ー ワ ー ド
15.8×19.6		1	常州黒子千妙寺, 宗旨改, 東叡山, 海龍王院権僧正, 覚樹院権僧正, 覚王院, 深海, 住解院, 覚深, 柏山寺, 宝光院
16.4×40.4		1	頂戴物
15.1×78		1	入金, 秀八, 新蔵, など
15.6×64.8		1	済川院, 但州刺史, 安清太刀, 護持院造立, 天盃頂戴, 慶安二年, 正徳四年八月十四日逝
31.5×40.8	折紙	1	公方, 内府, 准后, 新宮
30.9×40.7	折紙	1	大坂表, 鉄砲にて打殺
31.6×41	折紙	1	大塩平八郎, 放火, 大筒・小筒
31.6×41	折紙	1	学寮, 来咩院, 紀州
31.1×40.9	折紙	1	月山寺, 山内
31.3×40.9	折紙	1	山内, 米盗人, 式部
16×23.4		1	
27×33		1	
16×39		1	中野, 舟町, 漆山
17.7×18.2		1	
30.8×40.4		1	宗光寺僧正隠居, 学寮, 献上目録, 年始目録
16×41.8		1	城主, 上杉弾正大弼, 息女良姫, 縁組, 年寄役, 中老役
14.2×61.4		1	
15.6×287.4		1	山形成就院, 宝光院, 隆田
15.8×54		1	柏山寺, 焼失
14.9×51		1	関東一致
23.8×32.8		1	去月十六日, 会津城下附火, 八百軒程焼失, 賊, 相廻り
16.8×46.4		1	目録, 金百疋進上, 佛頂院
24.6×76.2		1	山門, 修禅院, 欠落, 月山寺, 年々凶作
16.2×57.4		1	東園院, 千用寺, 妙林寺隠居, 山形表より傳住
16.2×127.4		1	御代替, 龍王院, 御朱印御書替, 宝勝院, 柏山寺, 薬師堂再建, 月山寺
17.6×202.8		1	目録, 功德院, 世尊院, 浅草燈明寺, 新宮, 学寮, 左沢法印
17×35.2		1	快運, 最勝寺, 義俊
16.3×51.7		1	御饗応, 御窺
33.6×47		1	
24.2×34.2		1	
18.2×53.2		1	妙圓山, 須磨浦
15.3×127.8		1	会津城下焼失, 大豆, 小豆, 焼酎
15.6×144		1	嘉右衛門, 7月4日附御状, 野之院, 沢畑, 黒田法印
16.5×142.2		1	大円院, 護摩堂, 修禅院
30×36.6		1	八日町茂吉娘たけ, 浄土真宗, 与治兵衛
27.6×16.6		1	
27.9×33		1	寺町浄土宗来迎寺, 孫兵衛, 家屋敷, 結城半治郎
38.6×29.8		1	
30×33.4		1	浄土宗漆山浄土院, 兵五郎倅周蔵, 結城忠内, 人別改帳
28×33		1	七浦村五兵衛娘たん
28×16.6		1	
27.8×33.2		1	七浦村兵五郎倅周蔵, 浄土宗, 寺中忠内, 養子
29.6×18.8		1	
29.2×37.4		1	清次郎養子金蔵, 浄土真宗
28×17.7		1	牛屋与治兵衛, 廣福寺, 圓了坊
27.4×17.6		1	八日町与治兵衛, 曹洞宗
27.3×15.7		1	
29.5×36.5		1	浄土真宗, 寺町圓滿寺, 彦四郎娘ちゑ, 清三郎
24×15.7		1	
29.6×38.7		1	
20.5×15.5		1	
16×23.2		1	寺払一通, 人別払手形一通
31.2×19.6		1	牛屋才介
31.3×29.2		1	高畑市三郎倅才助, 与次兵衛
22×15.5		1	与次兵衛
16×39.3		1	高畑市三郎弟丹弥, 名跡

宝光院文書と宝光院文書目録（松尾 剛次）

番 号	史 料 名	保 管 箱	年 月 日	西 暦	差 出 人	受 取 人
465	離旦状包紙	タンス 1	天保 15 年正月	1844		
465-1	離旦一札之事	タンス 1	天保 15 年正月	1844	江俣村高松寺	宝光院
466	払手形包紙	タンス 1				
466-1	宗旨脇手形之事	タンス 1	天明 5 年正月	1785	鉄砲町大昌院	宝光院
466-2	人別証文之事	タンス 1	天明 5 年 4 月	1785	鉄砲町検断両田清兵衛	宝光院御役人中
467	払手形之事	タンス 1	天保 14 年 6 月	1843	宝光院役人原田助右衛門	検断鈴木仁右衛門
468	手形包紙	タンス 1				
468-1	覚	タンス 1	安永 5 年正月	1776	宝光院	怡休
468-2	覚	タンス 1	丙 11 月 21 日		清蔵	宝光院御納所
469	神保殿米手形包紙	タンス 1	4 月			
469-1	覚	タンス 1	4 月		神保□内地中谷十郎・神保役人	宝光院御役人衆中
470	村払手形包紙	タンス 1	嘉永 3 年 2 月	1850		
470-1	村払手形之事	タンス 1	嘉永 3 年 2 月	1850	七浦村名主喜右衛門	宝光院人別方御役人中
471	宗旨証文包紙	タンス 1	文政 11 年 3 月	1828		
471-1	宗旨証文之事	タンス 1	文政 11 年 3 月	1828	寺町圓滿寺	宝光院
472	明和九年二月二九日出火之事	タンス 1		1772		
473	覚	タンス 1				
474	寺払包紙	タンス 1	文政 13 年	1830		
474-1	寺払一札之事	タンス 1	文政 13 年	1830	宮町応光寺	宝光寺
475	寺払手形	タンス 1	嘉永 4 年正月	1851	□□村昌林寺	宝光院知事
476	人別払手形包紙	タンス 1	嘉永 2 年 2 月	1849		
476-1	人別払手形之事	タンス 1	嘉永 2 年 2 月	1849	南館村名主谷蔵	宝光院御役人原田助右衛門
477	宗旨離檀包紙	タンス 1	文政 13 年 3 月	1830		
477-1	離檀一札之事	タンス 1	文政 13 年 3 月	1830	寺町西福寺	宝光院
478	人別払手形包紙	タンス 1	弘化 3 年正月	1846		
478-1	人別払手形之事	タンス 1	弘化 3 年正月	1846	□□村名主□田伊三郎	宝光院
479	覚書包紙	タンス 1				
479-1	覚	タンス 1	申 6 月 20 日		下行合村行合寺旦□	御本寺御役僧様
480	相伺人	タンス 1				
481	回忌覚	タンス 1				
482	人別調書付	タンス 1	庚午 11 月 19 日			
483	相伺人	タンス 1				
484	沖堰普請入用	タンス 1			長町役元	宝光院
485	町屋敷式軒分	タンス 1	未 10 月 16 日		宝光院	
486	覚	タンス 1			宝光院役人	
487	証文	タンス 1	明治 8 年 8 月 10 日カ	1875	下樺沢村役元	
488	覚	タンス 1	文政 8 年 2 月	1825	中野村孫蔵	
489	包紙	タンス 1				
490	御米相借証文之事	タンス 1	辰 12 月			村升九郎兵衛
491	袋	タンス 1				
492	過去帳か	タンス 2				
493	曆断簡の裏か	タンス 2	10 月			
494	臺所再建図	タンス 2				
495	元朱印地高反別御被箇帳	タンス 2	明治 6 年 3 月	1873		
496	包紙断簡か	タンス 2				
497	天台圓頓仏性戒相承血脈譜	タンス 2				
498	年賦金并利足覚帳	タンス 2	文化 14 年 7 月	1817		
499	石高帳	タンス 2				
500	御尋付奉申上候覚	タンス 2	安政 2 年 11 月	1855	中本寺宝光院	寺社御役所
501	天保十御日記出□	タンス 2	天保 10～11 年正月 3 日	1839～40		
502	検地改	タンス 2	文政 7 年 8 月	1824		
503	検地改	タンス 2				
504	覚綴	タンス 2	文化 8 年～9 年	1811～12		
505	御届控包紙	タンス 2	弘化 4 年	1847		

宝光院文書と宝光院文書目録（松尾 剛次）

大きさ (縦×横cm)	形 態	数量	キ ー ワ ー ド
24.8×17.2		1	原田助右衛門
18×28.4		1	左七伴三五郎，曹洞宗，助右衛門
27×16		1	原田助右衛門母ひさ
27.8×33.3		1	権平娘ひさよ，曹洞宗，助右衛門
28.2×33.1		1	禪宗鉄砲町大昌院，庄吉女子ひさ，忠蔵
28×33		1	長六弟畠五郎，神尾清三郎
21×27		1	怡休死後，清蔵
16×30.4		1	金 3 両，資縁金
15.8×47.4		1	怡休，葬式，初七日法事，金 3 両
23.5×18		1	神保殿□手形
14×28.5		1	米貳俵，返済，申 11 月中収納米
33.4×27.8		1	
30×33		1	浄土真宗廣谷寺，五兵衛娘たん，結城忠内
24×18.6		1	寺町圓滿寺，神尾清治郎
27.9×32.6		1	上町彦四郎娘ちゑ，神尾清治郎女房ちゑ
31.3×42		1	目黒行人坂，虎御門，西久保圓惠院焼失，光明寺，神田橋通り，日本橋，馬喰町など江戸七分目の焼失
15.8×78.9		1	本壽院，来叶院，信濃屋宇左衛門，松坂屋傳五右衛門，小林五兵衛，樹屋源兵衛，掛金，本陽坊，清兵衛
24×28		1	宮町応光寺，清蔵女房まん
28×29		1	源四郎娘まん，金蔵
28.2×32.6		1	彦左衛門娘いよ，曹洞宗，太郎七
29.7×18.5		1	
29.8×37.8		1	浄土真宗谷福寺，与七，女房りつ，神尾清三郎，養子
28.1×27		1	寺町西福寺
28.2×33.2		1	円応寺町甚助伴重五郎，浄土真宗，鉄砲町栄助
27.8×16.6		1	
28×33		1	
28.1×37.6		1	
28.4×38.2		1	御布施，黒縮緬衣，小五條，など，南鐙
28.2×32		1	源右衛門，蔵入
28×32.2		1	文化十二年，御神忌御法会，十人頭，二百回，北之院，圓殊院
28×33		1	人別調
15.1×19		1	榎沢村孫助，栄治，四郎次，市蔵
15.2×13.8		1	租税代，長町
14×15.4		1	間口，裏行
15.2×6.2		1	米三俵
14×32.8		1	学校入用，宝光院役僧，亥 8 月 10 日，御役衆中
28×13.4		1	伏所馬洗場
22.7×28.6		1	宝光院，柏山寺，金子入
28.2×64		1	辰年凶作，御用捨米，返納，市十郎，松之助，市兵衛，平十郎，孫市，定八，など
20.4×31		1	粉末あり
28.6×19.2	冊子	1	大一番，小兵衛方，松坂屋隠居小兵衛代，神尾邑清三郎，結城半次郎，原田助右衛門，上町，三日町，八日町，光明寺内，御城内，上桜田村
22.4×9.1		1	七月小，建戊申
29×38		1	庫裏，下屋，廊下
37.2×15.7	横帳	4	羽州郷蔵方漆山，半沢久次郎，海和畠蔵，那須弥八
16.8×9.6		1	宝光院，東京根岸，石井源太郎
43×15.6		1	慈眼大師，権僧正生順，賢性法印，圓然法印，圓應，圓静法印，圓教法印
38.8×14	横帳	10	高山司，尾関覚
12.5×34.6	横帳	12	内表村，西浦，宝光院元朱印地，傳四郎，二日町文性院，名主五十嵐久兵衛，北中野村橋組鈴木喜右衛門，市三郎，武兵衛，榎沢村
31.8×42.2		1	梵鐘，浄心院，安住院
24.8×16.8		1	柏山寺，成就院，御目見，文右衛門，浄土宗月番，寺町来迎寺
28×38.4		1	七浦兵右衛門，普請場所，明和 3 年 3 月，五郎兵衛，享保 12 年 11 月 2 日
14.6×37.8		1	九郎兵衛，宮代
16×42.8	横帳	3	十二ヶ寺，銀紙，紅染，松竹木之画，二冊宝光院，神尾清次ろう，山王社，宝幢寺
29.7×18.5		1	沖堰一件，宝光院

宝光院文書と宝光院文書目録（松尾 剛次）

番 号	史 料 名	保 管 箱	年 月 日	西 暦	差 出 人	受 取 人
505-1	以書付御届申上候	タンス 2	弘化 4 年 3 月	1847	宝光院	寺社御役所
505-2	口上覚	タンス 2	弘化 4 年 3 月 19 日	1847	柏山寺	
506	中野村地所検分帳	タンス 2	文政 7 年 12 月	1824		
507	境内坪数	タンス 2				
508	田地書付	タンス 2				
509	田地反別書付	タンス 2				
510	六月会第五夜	タンス 2				
511	書状	タンス 2	9 月 28 日		法□院	宝光院
512	田地書付断簡	タンス 2				
513	曆断簡の裏か（493 に類似）	タンス 2	4 月			
514	宝光院元朱印地	タンス 2				
515	覚	タンス 2	8 月 24 日		柏山寺	宝光院主
516	田畑取調書	タンス 2	5 月		中野村松田市左衛門	宝光院御納所
517	田畑反別書付	タンス 2				
518	御引米	タンス 2	天保 4 年 12 月	1833		宝 光 院 御 役 人 遠 藤 治 兵 衛・同断神尾清治郎
519	妙圓山観自在尊殿前榜額背後記	タンス 2				
520	書状	タンス 2	4 月 26 日		龍王院・功德院	宝光院
521	寺惣境内	タンス 2				
522	書状	タンス 2	2 月 21 日		石井源太郎	宝光院
523	進上物包紙	タンス 2				
524	包紙	タンス 2				
525	進物目録	タンス 2			偏明院	
526	書状か	タンス 2				
527	書状	タンス 2	2 月 22 日		修禪院情円	宝光院主
528	以書付御届申上候	タンス 2	卯 12 月		宝光院	寺社御役所
529	覚（528 と関連か）	タンス 2	卯 12 月			
530	覚案文	タンス 2	丑 5 月	1853 ?	宝一・柏山寺	御役所
531	甲申御年貢皆済目録	タンス 2	申 12 月		検断中川勘太郎	宝光院御役衆中
532	修禪院情円書状	タンス 2	6 月 13 日		修禪院情円	宝光院主
533	願上状包紙	タンス 2	庚申年			
533-1	奉願上候書附之事	タンス 2	寛政 12 年 4 月 20 日	1800	舟町村九郎兵衛・中野村平十郎	宝光院御役人衆中
534	田畑地図	タンス 2				
535	瀧寿山之記	タンス 2	文化 13 年 5 月	1816	沙門隆健	
536	奉願口上覚	タンス 2				
537	書状	タンス 2	2 月 4 日		豪観	宝光院老法印現住□
538	以手紙願上状	タンス 2	8 月 21 日		早川監物	常照院・安住院
539	献上金内訳	タンス 2				
540	龍王院書状	タンス 2	丑 4 月 16 日		龍王院	宝光院
541	癸丑御年貢納方	タンス 2	12 月（寛政 5 年か）	(1793 か)	鉄砲町検断両田清兵衛	宝光院御納所
542	卯御年貢仕切	タンス 2	文政 2 年 12 月	1819	検断中川勘太郎	宝光院御役人衆中
543	米一俵	タンス 2				
544	覚	タンス 2				
545	式軒分屋敷内訳	タンス 2				
546	遂業奉納之事	タンス 2	文政 12 年 9 月 27 日	1829	大会八役者中・会行事	宝光院
547	覚	タンス 2				
548	宗門帳読合触状	タンス 2	3 月 2 日		谷田貝藤助・山口弥一右衛門・杉山丘兵衛	柏山寺・宝光院
549	乍恐書付以奉願上候（案文）	タンス 2			羽州山形如法堂・内御堂・護摩堂	龍王院法印・仏頂院法印
550	覚（金子内訳）	タンス 2				
551	田地覚	タンス 2	辰正月（文政 3 年か）	(1820 か)	中野村孫蔵	宝光院御役人

宝光院文書と宝光院文書目録（松尾 剛次）

大きさ (縦×横cm)	形 態	数量	キ ー ワ ー ド
16.4×42.7		1	長町村, 御朱印田地高二〇石, 八助, 藤兵衛, 用水堰筋, 沖堰大普請, 村名主, 当院役人立合, 文化 14 年証文
13.7×37.5		1	番衆役所, 長町村沖堰普請, 山寺, 文田
15.2×19.2	横半帳	10	木戸口, 天神前, 善次郎, 作兵衛, 大かふり, 八王子, 九郎兵衛, 日光院, 孫蔵, 中野村, 山王社境内, 大風, 半六
15.9×50.2		1	4033 坪, 表口, 裏行, 反別
28×33.5		1	孫蔵, 八幡前, 八王子, 年貢, 平重郎
13.8×33.4	横帳	3	八幡前, 定七跡兵右衛門, 馬洗場, 勘四郎跡孫四郎, 北田, 利八郎跡市十郎, 勘四郎跡吉十郎, 平七跡孫蔵, 勘四郎跡文平, 孫四郎
33×11.3		1	玉林院所化, 妙詮房興田, 探題覚林房権僧正
37.8×48.7	折紙	1	大圓院, 補任六通
15.2×19	紙背に「中の村」地図断片	1	文政七年水帳, 九郎兵衛, 立附
26.2×9.5		1	四月大, 建乙巳, 軫宿
12.5×34.5		1	伏所上町, 伏所長町村, 伏所漆山村, 伏所内表村, 伏所陣場村, 伏所鰯洗村, 伏所樫沢村, 伏所七浦村, 岡崎圓治郎, 岡崎孫介, 遠藤四郎次, 金子□治
16.2×73.6		1	奉行, 峯岸勘解由, 秋元鉄輔, 近藤半輔, ほか, 護摩堂, 如法堂, 内御堂, 正楽寺
12.2×31		1	立附米, 船町, 木戸口, 北田
30×37.6	折紙	1	八王地半六, 木戸口日光院, 善治郎, 九郎兵衛, 上の内, 宮代, (朱書き) 水帳不合, 孫蔵
14.5×37.3	横帳	2	九助兵衛, 伊兵衛, 泉蔵院, 和吉, 弁蔵, 吉郎治, 孫蔵, 市左衛門, 善治郎, 孫市
15.4×63		1	義俊, 覚仙, 東叡山, 南紀雲蓋院, 権僧正昌宗, 石行寺昌全
17.5×67.9		1	参府, 御目見, 両宮様
15.8×16.8		1	反別荅町式畝三步, 表, 裏
15.6×61.5	赤色	1	年頭
31.8×38	紙背文書あり	1	進上御酒二, 慈□院, 中野村, 御朱印田所, 酉 2 月 24 日
36.5×30		1	中野村, 万吉
32.8×45		1	風呂鋪式, 茶
15.9×30.5		1	
15.4×157.9		1	2 月 11 日相届, 12 日返書, 伊勢屋, 頭痛, 柏山寺, 弁天大黒天之厨子, 人別帳, 執当衆
15×21.4		1	年始為御禮, 代僧, 献上
15×10.5		1	宝光院代僧浄光房
16.9×35.2		1	沖堰普請, 長町, 今塚, 寺社領
16×23.7		1	本途, 夫米, 小役米
18.2×60.2		1	覚田, 6 月 6 日
32.6×28		1	舟町, 中野, 山王風折
28.4×32.9		1	山王様社木, 九郎兵衛, 平十郎
18.2×24		1	柏山寺, 細道
29.7×35.8		1	承和二乙卯歳, 覚大師, 吉野, 元亨釈書, 山陰中納言俊仁, 天安二戊寅歳
35.6×49.3	折紙	1	観成院覚真, 持病之中風, 隠居, 青門様御旅館, 享保十九年, 山門浄泉院, 修禪院, 来福院, 感応寺, 庄教院, 傳法院, 昌泉院, 圓海僧正
35×47	折紙	1	
16.3×45.9		1	
15.2×47.8		1	修禪院, 新門, 御両院, 維摩院, 浄眼院, 龍王院, □覚院
17.8×39		1	御朱写出来, 御本紙相渡
15.8×43		1	宝光院, 本途, 夫米, 口米, 延米, 小役米
15.8×25		1	本途, 夫米, 口米, 小役, 延米
15×9.7		1	夫米, 口米, 延米
15×14.8		1	宝光院, 屋鋪, 新畑, 本畑
16.2×10.9		1	上下畑, 御年貢地
32.9×22.7		1	白銀 5 枚, 収納
15×19.8		1	鉄砲町屋鋪年貢地
15.6×57.5		1	宗門帳読合, 来ル 9 日, 寺寄并惣人数ノ書付証文, 来ル 19 日, 人別帳, 奥判之儀
28×40.8		1	23 ヶ寺, 公儀御年頭, 3 ヶ寺順番相勤, 帝鑑之間, 御目見, 黒衣, 御朱印
16.1×60.2	青色	1	修禪院, 龍王院, 等覚院, 善法院, 献上, 新門, 御両院, 維摩院, 浄眼寺, ノ109 両 3 分 2 朱
14.9×19.6		1	上田, 荅石代

宝光院文書と宝光院文書目録（松尾 剛次）

番 号	史 料 名	保 管 箱	年 月 日	西 暦	差 出 人	受 取 人
552	儀式次第か	タンス 2				
553	御届覚	タンス 2	3 月 24 日		宝光院	寺社御役所
554	断簡	タンス 2				
555	付箋	タンス 2				
556	曆断簡カ	タンス 2				
557	本目当打□之次第・分割打□之事・矢倉目当打□之事	タンス 3				
558	書状案文	タンス 3	文政 8 年 2 月	1825	寺領各村支配人連名	
559	宝光院由緒等目録	タンス 3	寅 8 月			
560	宝光院住職継目御礼御祝儀受納帳	タンス 3	弘化 2 年 5 月	1845		
561	奉託入一札之事	タンス 3	文政 9 年 4	1826	中野村詫入人善次郎・同村名主立入人市太郎・同村相支配人平十郎・舟町村当支配人九兵衛	宝光院御役人神尾清治・同断結城栄助・同断原田助右衛門
562	書状断簡（567 と連続）	タンス 3				
563	田畑取調書付	タンス 3				
564	小作人共より印形被渡書付	タンス 3	文政 8 年 2 月	1825	宝光院役人原田助右衛門・神尾清次郎・結城栄助	
565	御田地預御請証文之事	タンス 3	元治元年 12 月	1864	小作人中野村万吉・請人同村甚内	宝光院御役人衆中
566	差上申小作証文之事	タンス 3	天保 13 年 2 月	1842	中野村小作人利八・同村請人伊助	宝光院御座所御役人衆中
567	朱印地取調書状断簡（562 と連続）	タンス 3	正月 8 日		舟町村兼帯名主長左衛門	宝光院御役人
568	□達	タンス 3	5 月 4 日		守山町外九カ村	
569	田数書上	タンス 3	文政 8 年 4 月	1825	文平・市太郎	
570	宝光院縁起書上	タンス 3				
571	支配人江相渡候書付（564 と類似）	タンス 3	文政 8 年 2 月	1825	宝光院役人	
572	書状	タンス 3	3 月 22 日			
573	宝光院縁起書上断簡	タンス 3				
574	田畑書上	タンス 3				
575	俳句か	タンス 3				
576	扣作申御田地之事	タンス 3	文政 7 年 12 月	1824	十日町扣作主吉郎治・同町請人和五郎	宝光院神尾清三郎・結城栄助
577	支配人江相渡候書付（564 と類似）	タンス 3	文政 8 年 2 月	1825	宝光院役人	
578	書状	タンス 3	12 月 29 日		中野村松田市太郎	宝光院御役人結城栄助
579	乍恐書付を以奉願□	タンス 3				
580	田地地図	タンス 3				
581	大般若経寄進名簿見本	タンス 3				
582	順達状	タンス 3	酉 2 月		支配人九郎兵衛・平重郎	泉蔵院・日光院・孫市・市左衛門・伝兵衛・弁蔵・今塚村武兵衛など
583	田地地図	タンス 3				
584	乍恐書付以奉御訴訟候（案文断簡）	タンス 3				
585	進物目録	タンス 3				
586	御朱印引渡書付覚包紙	タンス 3	午 8 月 16 日		柏山寺	
586-1	覚	タンス 3	午 8 月 16 日		柏山寺	宝光院
587	萬病感応丸包紙	タンス 3				
587-1	神農感応丸主治	タンス 3	正徳 4 年正月	1714		
587-2	薬	タンス 3				
588	願上状包紙	タンス 3	文化 12 年正月	1815		
588-1	乍恐書付以奉願上候案	タンス 3	文化 12 年正月	1815	拾三ヶ寺惣代如法堂	覚王院法印・恵恩院法印御役所
589	宝光院住職継目献上控	タンス 3				
590	玉林院勘定書	タンス 3	安政 3 年 12 月	1856		

宝光院文書と宝光院文書目録（松尾 剛次）

大きさ (縦×横cm)	形 態	数量	キ ー ワ ー ド
15.7×15		1	導師法則
16.4×22		1	明 25 日, 奥判形, 風邪, 代僧
1.9×16.2		1	
1.2×3.6		1	はなれた栄吉作
5.4×9		1	
22.8×294		1	
27.9×161.4		1	小作人, 田畑場所, 山王社, 年貢, 宝光院役人結城栄助, 神尾清次郎, 支配人九郎兵衛, 平重郎, 泉蔵院, 内表村茂兵衛, 長町村勘兵衛, ほか
27.4×34.4	紙背文書あり	1	慈覚大師, 天英中興, 御朱印, 山王権現, 熊野権現, 慶長 16 年, 山王宮祭礼, 千妙寺, 浄住院, 安住院, 十日町四郎治, 金式分, 宗福院
12.6×34.2	横帳	5	優田, 御献立, 吸物など, 大和屋, 代料金壹両貳分, 覚, 成就院御隠居, 禅林院, 覚成院, 成道院権僧正, 禅修院, 宝勝院, 普門院, 龍王ノ玉泉房, 玉林院, 別性院, 貞弁, など
28.1×50.8		1	伏所馬洗場, 御朱印田地, 年貢米不納, 11 月 15 日限
15×19.6		1	年明
28×33.4		1	善次郎, 御訟訴, 漆山一件, 御朱印地
27.6×237.4	558 と関連か	1	小作人, 田畑場所, 田数等一々取調, 山王社, 年貢, 田畑外エ相譲り, 支配人立会, 支配人九郎兵衛, 平重郎, 泉蔵院, 内表村茂兵衛, 長町村勘兵衛, ほか
28.4×73.4		1	御社地, 御目代, 七浦村吉十郎, 病身, 御年貢, 11 月 20 日限, 堰普請
31.6×42.6		1	中野村弥蔵, 病身, 私小作, 御年貢米, 11 月 20 日限, 此上一流之凶作, 国役金御免, 検見
15×59.1		1	御朱印地惣高, 入会地
28×38.2		1	奥州脇往還, 須加川, □尾村, 去ル 2 月中, 評定所, 論所地, 助合免除, 御本家, 小石川, 宗兵衛, 御家老山野邊主水正, 大学頭様御領分, 奥州守山外九ヶ村
30×37.4		1	不動院, 田数不足, 伏所北田, 御年貢米
15.4×90.8	紙背文書あり	1	天英, 中野村, 会津正之, 大猷院, 松平大和守, 御朱印, 英純, 葵印綬, 毎年 4 月 2 日, 御祭礼, 招請之法, 雨乞之法
27.8×129.3		1	小作人, 田畑場所, 田数等一々取調, 山王社, 年貢, 田畑外エ相譲り, 支配人立会, 請書, 寺法之通, 田畑取上ヶ候
16×51		1	大風邪, 九郎兵衛, 宮代, 孫市
15.6×6.2	紙背文書あり	1	宝光院, 慈覚大師, 中野村, 熊野権現, 慈眼大師, 稻荷大明神, 要用書付, 江戸用
13.9×59.4		1	市太郎分, 御領分二押入, 伏所北田, 宮代
15.2×34.3		1	隆田, 山形, 山寺
29.8×80.6		1	宮代, 北田, 御年貢米, 毎年 11 月中
28×128.2		1	小作人, 田畑場所, 田数等一々取調, 山王社, 年貢, 田畑外エ相譲り, 支配人立会, 請書, 寺法之通, 田畑取上ヶ候
17.2×94.4		1	善次郎, 御年貢米不納
24.4×17		1	山形宝光院隆田, 浄林院, 立石寺
28×33.2	紙背文書あり・折紙	1	今塚村, 武兵衛, 孫蔵, 孫四郎, 市十郎, 平十郎, 宮代
24.4×15.6		1	肅成院
27.8×33.4		1	別紙, 各印形持来, 寺役人中, 今塚村庄次郎, 山形十日町吉郎次, 陣場村市十郎, 七浦村兵右衛門, ほか
27.8×33.6		1	
29.4×18.4		1	慈恩寺, 宝蔵院, 梅本坊
33×44.8		1	倫明院, 金百疋
29.8×37.6		1	義俊代, 請取書付
14.9×43		1	御朱印六通, 大猷院, 蔵有院, 常憲院, 有徳院, 惇信院, 御当代, 智鶴死去, 今日御入院
20×27		1	正野法橋玄三
22×43	印刷	1	はやり風, 中風, 中寒
9.6×8.6		1	
24.2×32		1	薬師町
33×72.8		1	宝光院, 柏山寺, 正楽寺, 大円院, 石行寺, 米沢薬師寺, 慈恩寺村最上院, など, 御神忌御法会, 御触之通, 三月二十五・六日, 日光, 御日延
31.4×40.6	折紙・紙背文書あり	1	信解院, 住心院, 倫袈裟
15.8×91.9		1	妙□房, 佛方, 目代, 神興加き料

宝光院文書と宝光院文書目録（松尾 剛次）

番 号	史 料 名	保 管 箱	年 月 日	西 暦	差 出 人	受 取 人
591	金子覚	タンス 3				
592	寄付金覚	タンス 3				
593	田地反別書付包紙	タンス 3				
593-1	田地反別書付	タンス 3				
594	最上義光書状写及び立石寺縁起	タンス 3			最上義光	立石寺
595	往来一札之事	タンス 3	文政 5 年 2 月 13 日	1822	山形浄住院	所々御関所御役人衆中
596	覚	タンス 3	正月 27 日			
597	法名書付	タンス 3	文政 5 年	1822		
598	支配人書付	タンス 3				
599	覚	タンス 3				
600	支配人書付	タンス 3				
601	田地覚断簡	タンス 3				
602	作人名簿か	タンス 3				
603	年貢納入記録か	タンス 3				
604	書付を以申渡候	タンス 3	文政 8 年 12 月	1825	宝光院役人	中野村善次郎
605	書付を以申渡候	タンス 3				中野村善次郎
606	覚	タンス 3				
607	田畑指図	タンス 3				
608	絵図	タンス 3				
609	田畑指図	タンス 3				
610	田畑絵図見本断簡	タンス 3				
611	田畑絵図断簡	タンス 3				
612	田畑絵図断簡	タンス 3				
613	田畑絵図断簡	タンス 3				
614	田畑書上	タンス 3				
615	田畑枚数書き	タンス 3				
616	田地覚	タンス 3	4 月 24 日		中野村市太郎	
617	善次郎田畑収穫高書出	タンス 3				
618	九郎兵衛所持田畑覚	タンス 3				
619	田畑地図	タンス 3				
620	田畑地図	タンス 3				
621	差上申一札之事案	タンス 3				
622	田畑面積書き	タンス 3				
623	不動院書状	タンス 3	5 月 6 日		不動院	宝光院内儀兵衛様
624	付箋	タンス 3				
625	三次郎証文包紙	タンス 3	嘉永 5 年 12 月 11 日	1852		
625-1	相借仕申証文之事	タンス 3	嘉永 5 年 12 月 11 日	1852	相借主三次郎・受人圓蔵	宝光院御納所
626	相借米証文包紙	タンス 3	弘化 3 年 2 月	1846		
626-1	相借米仕証文之事	タンス 3	弘化 3 年 2 月	1846	中野村平十郎・舟町村九郎兵衛	宝光院御役人衆中
626-2	相借米一札之事	タンス 3	嘉永 6 年 11 月	1853	中野村相借人平十郎・舟町差添加印九郎兵衛	宝光院御役人衆中
627	願上状包紙	タンス 3	弘化 3 年 2 月	1846		
627-1	乍恐以書付御願申上候	タンス 3	弘化 3 年 2 月	1846	舟町村願人百姓榎之助・舟町村地方支配九らう兵衛	宝光院御役人衆中
628	願上状包紙	タンス 3	嘉永 7 年 11 月	1854		
628-1	乍恐以書付奉相願上候	タンス 3	嘉永 7 年 11 月	1854	塗師差治	宝光院御納所中
629	願申金子証文之事	タンス 3	文化 13 年 12 月	1816	東就院金願主納所・同院役僧福寿院・同人役人松山伊右衛門・同断松山伴治・百姓町口入永田伝七・一ト町口入高橋千蔵	東叡山学校前伴頭浄光房 隆田御法孫中
630	願申金子証文之事	タンス 3	文化 13 年 12 月	1816	東就院金願主納所・同院役僧福寿院・同人役人松山伊右衛門・同断松山伴治・百姓町口入永田伝七・一ト町口入高橋千蔵	東叡山学校前伴頭浄光房 隆田御法孫中

宝光院文書と宝光院文書目録（松尾 剛次）

大きさ (縦×横cm)	形 態	数量	キ ー ワ ー ド
15.8×40.4		1	御用立金, 御料理代, 御上酒代, 餅菓子代, 松坂屋弘, など
16.2×18.4		1	百疋, 五拾疋, 善性房, 親行房, 護摩堂, 貞八, など
32×22.4		1	
14.8×13.7		1	孫市分, 立附, 小作人□□右衛門
28×97.6		1	天正14年正月1日, 高橋小僧丸, 如法堂, 薬師堂建立, 天童成生, 向当寺, 根本中堂之灯火, 山形義守, 正古本, 唐津, 蔵増大膳亮
28.2×32.4		1	神尾清次郎母せん, 善光寺
29.4×34.6	折紙	1	木戸口, 八王地, 宮代, 九郎兵衛
28.2×32.6		1	舟町村□□氏, 一得, 儀左衛門, 宗誓, 四郎兵衛, 晃林, 六兵衛, 宗西, 九郎兵衛, 相現, 伊郎兵衛, 賢昇, 義助
27.8×33.4	折紙	1	舟町村支配人, 九郎兵衛, 泉蔵院, 日光院, 孫市, 作兵衛, 伊兵衛ほか計15名中野村支配人, 兵十郎, 孫四郎, 市十郎, ほか計7名
15.1×19.1		1	平重郎分
14×20.8		1	天保16年, 宝永7年, 正徳5年, 義左衛門, 享保20年, 四郎兵衛, 寛保年中預, 六兵衛, 籠町田所外, 九郎兵衛, 伊郎兵衛, 義助, 只今九郎兵衛
15.8×9		1	宮代, 北田
27.6×34.8	折紙	1	九郎兵衛, 孫市郎, 武兵衛, 孫蔵, 文政7甲年迄, 庄左衛門, 庄兵衛, 善次郎
27.8×33.4		1	年貢, 山王社御祭禮, 寛延年中利助盗議, 北田, 市太郎分, 天神前
16×57.1		1	九郎兵衛, 年貢米不納, 取上ヶ
27.9×33		1	九郎兵衛, 去ル八月, 年貢米不納, 取上ヶ
29.9×38		1	屋敷式軒前高, 本米, 夫米
27.8×33	紙背に坪数を計算	1	
28×33.5		1	今塚村, 庄次郎, 武兵衛, 堰水
20.6×29.8	紙背文書あり	1	宝光院御院代中, 江戸覚王院
27.7×28		1	何村誰らう, あざ, 何道
27.2×29.7		1	九郎兵衛, 籠町, 下田
29.5×37		1	八王子, 木戸口, 中野村善次郎, 舟町村九郎兵衛, 八王子宮
29.5×48.9		1	八幡前, 兵右衛門, 孫蔵, 八幡宮別当日光院
13.9×33.2		1	安永年中, 市兵衛分引受, 寛政年中, 市十郎分引受
28.1×32.6	紙背文書あり	1	中野村惣八, 兵右衛門分, 作兵衛
15.7×21		1	伏所北田, 宮代, 中野村市太郎
12.4×34.6		1	八王子西之角, 小作人, 孫兵衛, 代蔵, 重助, 熊ノ山浦, 清六, 九郎兵衛分
29.4×35.9		1	八王子, 九郎兵衛, 木戸口, 孫兵衛, 代蔵, 重助, 御朱印地, 宮代, 文六
16.3×20		1	
16.2×24.5		1	中野村, 地主市二らう
16.3×49.4		1	元寺屋敷, 九郎兵衛, 絵図面
15.2×58	茶色	1	内表, けいやく田, 茂兵衛, 樺木沢, やちきわ, 四郎次, ほこかき, 七兵衛, 孫助
14×55		1	刑部, 中ノ村市太郎, 北田, 九郎兵衛, 義蔵
13.8×3		1	宮代, 九郎兵衛分, 多四郎
28.4×32.2		1	相借主三次郎
28×32.5		1	金貳両二朱, 御年貢米, 利足, 来六月中
32.2×28		1	上納二相成相済, 九郎兵衛, 平十郎
24.9×34.3		1	米六俵, 御年貢米不納, 八月中
29.8×37.4		1	米六俵, 大早麩, 御検見, 平十郎
37.1×29.2		1	舟町村樺之助
29.6×58.5		1	御朱印地, 私所持高, 熊野様
27.8×16.2		1	塗師差治
27.9×32.7		1	米壹俵, 六月中, 上納
32.4×44.2	紙背文書あり	1	金貳拾両, 隆田法孫之衆, 資縁金, 壹ヶ年四拾両壹分, 年々十二月中, 御菓子料金貳百疋
32.5×44.3	紙背文書あり	1	金三拾両, 通用金, 隆田法孫之衆, 資縁金, 壹ヶ年四拾両壹分, 年々十二月中, 金貳百疋

宝光院文書と宝光院文書目録（松尾 剛次）

番 号	史 料 名	保 管 箱	年 月 日	西 暦	差 出 人	受 取 人
631	奉修不動尊護摩供息災延命祈禱	タンス 3				
632	証文包紙	タンス 3	嘉永 5 年 12 月	1852		
632-1	奉相借証文之事	タンス 3	嘉永 5 年 12 月	1852	相借主組合代善蔵・同宇之吉・組頭太郎七	宝光院御役所中
633	証文包紙	タンス 3	嘉永元年 12 月	1848		
633-1	相借申証文之事	タンス 3	嘉永元年 12 月	1848	相借主鉄砲町長六・請人同忠吉	宝光院御役僧中
634	代金受取覚	タンス 3	4 月 18 日		鈴木屋差吉	上
635	山寺五仏院書状包紙	タンス 3	4 月 15 日		山寺五仏院	山形宝光院主
635-1	山寺五仏院書状	タンス 3	4 月 15 日			
636	山寺書状	タンス 3	4 月 14 日		山寺	
637	差上状	タンス 3	6 月 3 日		石行寺鳳田	御尊師御侯衆中
638	本尊書上	タンス 3			石行寺	
639	書状	タンス 3	4 月 2 日		租税役所	鉄砲町宝光院
640	如法堂書状	タンス 3			如法堂	宝光院主
641	柏山寺書状	タンス 3	正月 6 日		柏山寺	宝光院主
642	山寺五仏院書状	タンス 3	10 月 25 日		山寺五仏院	宝光院主
643	沖堰普請達書包紙	タンス 3	2 月 6 日	1847?	長町村役元	宝光院御役人中
643-1	沖堰普請達書書状	タンス 3	2 月 6 日	1847?		
643-2	沖堰普請達書書添	タンス 3	2 月 6 日	1847?		
644	山寺書状	タンス 3	4 月 4 日		山寺本坊	妙円山
645	長町村役元書状	タンス 3	11 月 11 日		長町村役元	落合村・柏山寺・小国□村・地藏町・三日町・宝光院・銀町・七日町右御役人衆中
646	五仏院書状	タンス 3	10 月 15 日		五仏院（山寺）	妙円山
647	差送り米覚	タンス 3	卯 12 月		金谷付役元	宝光院
648	御届覚	タンス 3	卯 12 月 2 日		岩波村藤十郎	宝光院納所
649	山寺五仏院書状	タンス 3	10 月 28 日		山寺五仏院	宝光院
650	紙	タンス 3				
651	当丑年増減覚	タンス 3	丑 3 月 9 日		宝光院	宗旨御役所
652	宝光院金子書上	タンス 3				
653	福聚院書状	タンス 3	正月 24 日		福聚院	宝光院
654	持名院春補書状	タンス 3	7 月 3 日		羽黒山本坊内持名院春補	宝光院御茶之間衆中
655	代金受取覚	タンス 3	7 月 2 日		八日町亀屋	宝光院
656	覚	タンス 3	午 7 月		八日町□□・羽州山形大万鈴木屋	宝光院御臺所
657	書状	タンス 3	8 月 2 日			宝光院
658	山寺書状	タンス 3	10 月 6 日		山寺宝珠山	妙円山
659	代々入院二付入用書包紙	タンス 3				
659-1	入院御廻勤行列書	タンス 3				
659-2	優田入院御廻勤行列書	タンス 3	弘化 2 年 11 月 20 日入院	1845		
659-3	俊田入院御廻勤行列書	タンス 3	文政 9 年 5 月下旬入院	1826		
659-4	興田入院御廻勤帳	タンス 3	安政 4 年 9 月 15 日	1857	宝光院役僧	
659-5	年始廻勤覚帳	タンス 3	安政 2 年正月 4 日	1855		
659-6	優田入院御廻勤帳	タンス 3	弘化 2 年 11 月 25 日	1845		
660	覚	タンス 4	丑 3 月		宝光院役人神尾清治郎・結城栄助・原田助右衛門・中將・式部・大進	浄附房・狸光房
661	書状案	タンス 4	3 月 13 日		内御堂・護摩堂・如法堂・宝光院・米□寺	宝勝院主

宝光院文書と宝光院文書目録（松尾 剛次）

大きさ (縦×横cm)	形 態	数量	キ　　ー　　ワ　　ー　　ド
32×7		1	
37.7×29.2		1	当町組合中
31.6×58.1		1	金拾両，丑六月中，御定法之利合を以半納，十一月中
32.5×28		1	六樵ノ長六
29.8×37.3		1	金三両，西七月中，御定法之利合
15.4×21		1	三両壹朱
15×8		1	山寺
15×50.6		1	払米，国役金，百石二付壹両貳分，漆山，五月二日迄上納
15×62.8		1	払米，山王祭礼，中野村，山王大権現
16.6×98.5		1	中性院，石行寺住職，宝光院，大山
16×60.6		1	常陸国河内河内郡黒子，千妙寺，村山郡岩波村，天台宗别当石行寺，観音堂，十一面観世音菩薩，行基菩薩作，弁財天など
14.7×28.3		1	元朱印地，支配人，明後四日
保留	未開封	1	
15.2×72		1	山寺，御廻り
15×43.6		1	後藤小平治，山形寺院
15.2×7.1		1	
15×17.5		1	廻文，沖堰普請，来ル九日，丁場割
14×7.8		1	沖堰普請，五尺，宝光院
15.2×71.5		1	野院，再建
16×50.4		1	耕地，水場，来ル十五日，銅町茶屋次兵衛方，出張
16.3×58.8		1	沢庵
29.5×26		1	米式俵壹升七合，舟町儀左衛門
30.1×36.8		1	御狀二通，東台福聚院様行
14.1×66.8		1	二十六日，坂田縣，羽黒山
16×14		1	
30.2×38	折紙	1	増人，結城栄作俵栄吉，原田仲助女子さん
14.1×30.8		1	銀拾枚，金拾貳両三分，錢百貳拾九文，山形宝光院
15.9×65		1	十二月二十六日，山寺奥ノ院焼亡
15.4×45.5		1	御伺奉申上度
15×18.2		1	饅頭代
29.7×37.1		1	大万鈴木屋
14.7×48.4		1	残金壹両
15×55.8		1	柏山寺，中野村喜右衛門
21.5×32.4	菓子袋	1	御菓子，九久山形七日町東江入長崎屋製
180×13.8		1	使箱，役僧智行房，侍清治郎，寺下男畠吉，長持，大進，繁治，乙吉，常蔵，先佛，参内傘・巳助，先箱，八重治，五郎治，従・吉蔵ほか四名，長刀・代助，御乗物，長柄・栄七，草履・庄蔵，後箱・久太郎，合羽籠，押・長助，世話役・善蔵
126.5×16.1		1	長持，使箱，先佛・和七，徒歩・三右衛門ほか四名，薙刀・勇吉，御乗物，草履，長柄，跡箱・八重治，合羽籠・畠吉，押・要蔵
179.5×14.5		1	先佛・八日町与治兵衛，前箱，徒歩侍・吉兵衛ほか四名，長刀・平蔵，御乗物，草履，長柄，跡箱，茶瓶，両櫻力，合羽籠，押，手アキ，外二長物一棹
33×13.8	横帳	6	正楽寺，手代関根仁兵衛，年寄関善左衛門，宗旨奉行神谷四方之助，杉善之丞，年寄水野左中，家老坪郷内蔵，寺社奉行伊藤兵左衛門，宗旨方手代庄田徳蔵，龍門寺，成就院，如法堂，内御堂，柏山寺，行蔵院，吟味方大石林三郎，長源寺，法祥寺，光明寺，宝幢寺，常念寺，光禪寺，ほか
31.1×12.4	横帳	6	宝光院納所，豊田傳五右衛門，正楽寺，手代関根仁兵衛，年寄関善左衛門，二本松右京，宗旨奉行松野尾政右衛門，神谷四方之助，家老水野平馬，寺社奉行伊藤兵左衛門，宗旨手代山崎俊左衛門，成就院，柏山寺，稲村屋喜平，陣屋手代正木林左衛門，吟味方大石林三郎，光明寺，宝幢寺，判書根元新九郎，光禪寺，原田助右衛門，神尾清三郎，ほか
32.3×14	横帳	5	正楽寺，下役増田與一郎，寺社役福井三四郎，家老太陽寺四郎右衛門，泰安寺，中老□村庄太夫，家老岡谷三太夫，町奉行加藤武兵衛，龍門寺，成就院，護摩堂，如法堂，内御堂，柏山寺，行蔵院，長源寺，法祥寺，光明寺，宝幢寺，常念寺，光禪寺，八幡社中松田采女，ほか
12×33.5	横帳	10	成就院，高山専治，尾関善八，城内正楽寺，舟町村平左衛門，正観音，千手観音，掛物之部，唐眼鏡，書物之部，連珠房，円教院，真浄院，十善院
14×33	横帳	2	大旱魃

宝光院文書と宝光院文書目録（松尾 剛次）

番 号	史 料 名	保 管 箱	年 月 日	西 暦	差 出 人	受 取 人
662-1	入院祝儀受覚帳	タンス 4	弘化 2 年 11 月 24 日	1845		
662-2	入院祝受納之帳	タンス 4	天保 6 年閏 7 月	1835		
663	伏所地図	タンス 4	明治 2 年 4 月	1869		
664	院内安全祈所御札	タンス 4	寛延 2 年 8 月	1749		
665	御年番出府銭別出来扣	タンス 4	文化 10 年正月 7 日	1813		
666	御朱印写包紙	タンス 4			宝光院	御朱印掛り大井伊豫守・根本民部少輔
667	御請申一札之事	タンス 4	丑 6 月	1853 ?	宝光院	寺社御役所
668	差上申御田地承小作証文之事	タンス 4	天保 5 年 10 月	1834	平塩村永小作人実相坊・同村請人平七・舟町村支配人九郎兵衛	宝光院御役中
669	差上一札包紙	タンス 4	天明 6 年	1786		
669-1	差上申一札之事	タンス 4	天明 6 年 3 月	1786	中野村市兵衛倅重治郎・同村請人三郎兵衛・舟町村支配請人九郎兵衛	宝光院御役人原田助右衛門・結城半治郎・神尾清三郎
670	御田地預証文包紙	タンス 4	安永 4 年 3 月	1774		
670-1	御田地預証文之事	タンス 4	安永 4 年 3 月	1774	御田地預主中野村重兵衛・舟町村請人九郎兵衛	宝光院御役人神尾清三郎・原田助右衛門・結城半治郎
670-2	御田畑預証文之事	タンス 4	安永 4 年 3 月	1774	舟町村御田畑預主九郎兵衛・中野村請人市兵衛	宝光院御役人神尾清三郎・原田助右衛門・結城半治郎
671	差上一札包紙	タンス 4	明和 7 年	1770		
671-1	指上申一札之事	タンス 4	延宝 7 年 2 月 5 日	1679	御寺預所支配人舟町村井儀左衛門・請人同町草刈孫四郎・同断八日町草刈源佐衛門	宝光院内門了坊・御六供中
671-2	覚	タンス 4	寛保 3 年正月	1743	宝光院役人神尾清三郎・同結城半次郎	中野新井田支配人長十郎
671-3	御田地預り申証文之事	タンス 4	宝暦 8 年 2 月	1758		宝光院御納所神尾清三郎・原田助右衛門
671-4	乍恐口上書以申上候	タンス 4	明和 7 年 2 月	1770	舟町村支配役願主清六・中野村請人已之助	宝光院御役人中
671-5	乍恐書付を以奉願上候	タンス 4	天明 4 年 7 月	1787	長町村勘兵衛甥嘉兵衛・同村親類源治郎	宝光院御内原田助右衛門・結城半治郎・神尾清三郎
671-6	差上申御田地証文之事	タンス 4	天明 4 年 7 月 26 日	1787	御田地預主長町村勘兵衛後見嘉兵衛・同村親類請人源治郎	宝光院御内原田助右衛門・結城半治郎・神尾清三郎
671-7	乍恐書附ヲ以奉願上候事	タンス 4	文化 9 年 3 月	1812	中野村平重郎方扣作百姓市喜郎ほか 19 名	宝光院御内原田助右衛門・結城半治郎・神尾清三郎
672	乍恐書付を以奉願上候（下書カ）	タンス 4	文政 8 年 11 月	1825	彦市親類誰兵衛・忠吉親類誰助・久吉親類誰兵衛・文蔵親類誰蔵	承安寺御役僧中
673	年祇金預書入証文之事	タンス 4	文化元年 12 月	1818	神尾清三郎・原田助右衛門・結城栄助	御連衆中
674	隆田願上状	タンス 4	文化 14 年 2 月	1817	宝光院（隆田カ）	恵恩院法印・龍王院法印
675	元禄元年寺領覚但し書	タンス 4	正徳 6 年 3 月	1716	宝光院慶海	
676	越後国川之御普請高役寺領之分覚	タンス 4	安永 9 年 10 月	1780	宝光院	寺社御奉行所
677	永代譲渡申屋敷証文之事	タンス 4	天明 8 年正月	1788	鉄砲町讓主権平	宝光院地内忠蔵
678	乍恐書付以奉願上候	タンス 4				
679	一札之事	タンス 4	西極月		宗福院	宝光院法印
680	奉願候覚	タンス 4	6 月		宝勝院	

宝光院文書と宝光院文書目録（松尾 剛次）

大きさ (縦×横cm)	形 態	数量	キ ー ワ ー ド
38.8×14.7	横帳	7	優田，般若院，淀屋，柏山寺，大工宇之吉，染や清左衛門，泰安寺，豊田傳五右衛門，正楽寺，内御堂，如法堂，護摩堂，松坂屋，柏山寺，宝幢寺，中野村平十郎，船町九郎兵衛，光明寺，船町不動院，米沢薬師寺，山寺沢野院，ほか
33×14.7	横帳	9	文田，泰安寺，永□屋仁兵衛，□坂屋傳五右衛門，小見屋権兵衛，八日町般若院，白雲寺，柏山寺，正楽寺，来叶院，台林院，中山問屋佐藤忠次，中性院，舟町一乗院，吉川安中坊，龍門寺，平泉寺，光明寺御使僧，宝幢寺御使僧，長源寺，光禪寺，山寺沢之院，上野修禪院ほか
37.5×57.7		1	水野和泉守領分，船町村，中野村，内表村，漆山村，七浦村，酢洗村，陣場村，長町村，江俣村，沖ノ原村，榎沢村，上町之内稲荷塚，山形
49.2×11.4		1	優弁，當寺中門火難，山形八日町大工棟梁庄五郎，次之助，横山庄兵衛，屋根師次郎左衛門
16.5×46.5	横帳	3	平泉寺，阿部安，慈恩寺，柏山寺，尾関喜八，矢貝太夫，正楽寺，最上院，石行寺
59×44.5		1	享保四年七月二十八日，素緒五條，御老中，寺社御奉行
30.8×38.9		1	新規土蔵建立
30×74.2		1	板橋，中野村源応寺，御年貢米，十一月二十日限り御上納
33×27.5		1	中野村支配人，請人，重次郎，三郎兵衛，九郎兵衛
31.5×40.4		1	御朱印御田畑，中野村，同村重兵衛，倅重次郎，山王様御社地
34.3×27.5		1	中野村船町村証文式通
31×43.9		1	中野村之内，伏所・八幡前，天神前，御社，八王司，馬洗場，北田，山王御祭米，十一月中限り
31×44		1	伏所・八王司，北田，御社，馬洗場，阿弥陀堂，八鳥，ハッ口，城戸，御年貢米，十一月中限り
37×28.8		1	舟町支配人清助
30.1×32.9		1	中野村，船町村，御年貢支配役
31.4×42.5		1	中野村之内，八幡前，天神前，宮代，八王子，馬洗場，北田，山王御祭り米，寛保三亥年加免之，十二月十日限
32.2×86.1		1	中野村之内，八幡前，天神前，宮代，八王子，馬洗場，北田，山王御祭り米，新井田村長重郎，病身老人，十二月十日限り
29.5×37.7		1	兄九郎兵衛，去極月中病死，先年指上，証文表之通り，支配役被仰付
31×41.5		1	勘兵衛，死去，娘ㇿ智，勘兵衛跡式相続，後見
31×98.6		1	勘兵衛，死去，娘ㇿ智，勘兵衛跡式相続，後見
29.8×117.4		1	国役銀，御蝕，御寺社領，御検見，村山郡一統之凶作，七分以上之不作，七浦村市重郎代孫藏，孫四郎，舟町九郎兵衛扣作中野村百姓，源応寺，文八，泉蔵院，舟町村弁蔵，御田地支配人平重郎，九郎兵衛，ほか
28.1×59.5		1	浄光寺門前，御城下払御咎メ，彦市，門前払御咎メ，忠吉，右同断久吉，文蔵，長壽院，御赦免
31.6×59.5	端裏書あり	1	支配人新助，漆山村，小作人勘兵衛，長町村，年祇講金，収納米
32×90		1	寛政八辰年十月住職，二十ヶ年之間，近年病身，後住之儀，常州海願寺，厚法縁之者，転住，法脈筋之儀，津□院，先住覚仙，借財金，不残返弁，銘細帳
33×81.3		1	堀田伊豆守殿領分，宝光院，寺領二百七十八石，松平大和守，元禄元年十二月五日
30.3×79.1		1	去亥年越後国川之御普請，越後出羽式ヶ国高役，寺領之分，七浦村，裏表村，榎沢村，漆山村，稲荷塚，長町村，酢洗村，陣場村，中野村，278 石
31×42		1	鉄砲町抱屋敷老軒，御年貢地，口米，私抱屋舗，町並之諸役
33×41.6	紙背文書あり	1	柏山寺秀憲，文政八年三月中住職，當卯年迄七ヶ年之間，持病之癪氣，隠居御免，後住之儀，兩所宮如法堂□海，借財引請
32.5×40		1	理乗院，五ヶ月分御割米，宗福院より請取
27.5×81	端裏書あり	1	柏山寺秀憲，大病，隠居御免，後住如法堂，野院重縁，五世貫洞代兼帯，寛保元年六世義親，貫亮，十一世亮恭，金四百兩之借財

宝光院文書と宝光院文書目録（松尾 剛次）

番 号	史 料 名	保 管 箱	年 月 日	西 暦	差 出 人	受 取 人
681	永代相讓申屋敷讓状之事	タンス 4	寛政 2 年 5 月	1790	鉄砲町屋敷讓主庄吉・組頭与八郎・検断両田清兵衛	宝光院地中忠蔵
682	御田地預り申証文之事	タンス 4	寛保 3 年正月	1743	中野村之内新井田御田地預主長十郎・同村請人権四郎	宝光院御納所御役人神尾清三郎・同結城半次郎
683	越後国川之御普請高役寺領之分覚	タンス 4	安永 9 年 10 月	1780	宝光院	寺社御奉行所
684	指上申一札之事	タンス 4	文化元年 3 月	1804	祭祀主五日町小治郎・同加印云造	宝光院御役人衆中
685	御田地預申証文包紙	タンス 4	寛政 12 年正月	1800		
685-1	御田地預申証文之事	タンス 4	寛政 12 年正月	1800	上町預主藤次郎・同断請人平助	宝光院御役人衆中
686	申渡一札包紙	タンス 4	文政 8 年 8 月	1825		
686-1	申渡一札之事	タンス 4	文政 8 年 8 月	1825	支配人九郎兵衛・親類清六・親類源蔵・組頭松之助・仙蔵	宝光院御役人衆中
687	乍恐以書付奉願上候	タンス 4	午 2 月		宝光院内地方役神尾清治郎・原田助右衛門	柴橋御役所
688	願上状包紙	タンス 4	元治元年 12 月	1864		
688-1	乍恐以書付奉願上候	タンス 4	元治元年 12 月	1864	七浦村喜重郎	宝光院御役人衆中
689	奉請	タンス 4			宝光院隆田	
690	願上状包紙	タンス 4	文政元年 11 月	1818		
690-1	以書付奉願上候	タンス 4	文政元年 11 月	1818	漆山願人新助・譲受主咄蔵・受人来助	宝光院御役人原田助右衛門・結城栄助・神尾清治郎
691	小作人田所立替之節証文之事案	タンス 4				宝光院御役人衆中
692	公儀御触書之写	タンス 4	閏 4 月 12 日		住心院・当山法印	
693	乍恐書付を以奉願上候	タンス 4	嘉永 2 年 5 月	1849	檀中惣代山口勘七・山口源八・一山惣代・大津左近之進・台林院	真覚院法印・住解院御役僧中
694	屋敷地覚	タンス 4	天保 3 年 5 月	1832	検断中川勘太郎	
695	扣作申御田地之事	タンス 4	文政 6 年 11 月	1823	扣作主陣場村市十郎・請人舟町村松之助・支配人中野村平十郎	宝光院御役人衆中
696	田地覚断簡カ	タンス 4				
697	紙	タンス 4				
698	差上申一札之事	タンス 5	安政 4 年 4 月	1857	福嶋京屋孫兵衛取次西屋彦兵衛・証人升屋源兵衛・般若院	宝光院・東漸院御役僧圓詮坊
699	御朱印御改年目録之控	タンス 5	天明 8 年 2 月	1788	宝光院	旅宿感応寺地中正福院
700	覚	タンス 5	未 11 月		神尾清三郎・原田右助衛門・結城半次郎	窪田伴助
701	書状	タンス 5	寛保元年 4 月 19 日	1741	宝光院・畠守居福成院	
702	目録状案	タンス 5	慶応元年 6 月	1865	宝光院	寺社御役所
703	伺堂米請取証文之事	タンス 5	弘化 3 年 3 月	1846	八日町役人心得豊田伝兵衛・宝光院	秋元但馬守御内矢貝清太夫
704	伺堂料受取証文之事	タンス 5	弘化 3 年 5 月	1846	宝光院役人心得結城半次郎・宝光院	秋元但馬守御内宇都宮□太郎
705	小作田地改	タンス 5				
706	伺堂米請取証文之事	タンス 5	弘化 3 年 3 月	1846	八日町役人心得豊田伝兵衛・宝光院	秋元但馬守御内矢貝清太夫
707	御田地預御請証文之事	タンス 5	天保 9 年 3 月	1838	内表村小作人清五郎・請合人伝吉	宝光院御役人御衆中
708	今般当町之儀控	タンス 5	明和元年 10 月	1764	宝光院	前沢藤十郎御役所中
709	作人立替讓状之事写	タンス 5	文化 6 年	1809	宝光院役人神尾清三郎・原田助右衛門・結城栄助	茂兵衛
710	諸国寺社山伏来子歳御年□罷出候定	タンス 5	亥 12 月		役所	
711	質地流地相渡証文包紙	タンス 5	弘化 3 年 3 月	1846		
711-1	質地流地相渡申証文之事	タンス 5	弘化 3 年 3 月	1846	検断黒木庄太郎	

宝光院文書と宝光院文書目録（松尾 剛次）

大きさ (縦×横cm)	形 態	数量	キ ー ワ ー ド
32.6×61.1		1	聶忠蔵方，佐久間善蔵，小清水庄蔵，平田孫太郎
29.3×73.8		1	宝光院，中野村之内，八幡前，天神前，宮代，八王子，馬洗場，北田，重蔵，病身，十二月十日限り
32×85.3	676 と同一	1	去亥年越後国川之御普請，越後出羽式ヶ国高役，寺領之分，七浦村，裏表村，榎沢村，漆山村，稲荷塚，長町村，酢洗村，陣場村，中野村，278 石
29.2×37		1	
37×29		1	上町藤次郎
29.7×37		1	十一月二十日限り，西里塚
40×26.4		1	九郎兵衛
41.7×332.9		1	八王子，木戸口，宝暦七丑年，水帳，善次郎，文政七年八月大洪水，支配人九郎兵衛，改所持居候，籠町，孫蔵名当，絵図面，清六，反別相改，元禄年中ヨリ代々支配人，盗ミ議渡，11 月 15 日限，北田，元寺屋敷，舟町今蔵，宝光院役人原田助右衛門，神尾清次郎，結城栄助
33×61.5		1	秋元但馬守，宝光院御朱印地，中野村，日光院，納方延引
33×28		1	
28×33		1	御田地，病身，中野村万吉，相讓申度
32.8×217		1	発願，来咩院亮啓，文性院正戒，若松来咩院宣典，宝光院隆田，銅町小野田平左衛門信満作之
32.5×27.4		1	小作証文，中野村利八
31.4×49.8		1	病身，御田地相渡，親類苗蔵，村山郡一円之凶作
28.2×17		1	御朱印地，跡小作人相渡候書付，御田地立替証文，11 月 20 日限
15×40		1	寺社領人別改，午三月，当五月ヨリ八月迄，御勘定所，閏四月，出羽国天台宗，羽黒山，立石寺，ほか，和田新九郎
31.5×83.5		1	米沢宮内村台林院，栄田，天保 12 年 12 月中当寺住職，9 ヶ年之間，近年病身，隠居御免，立石寺，中之院法田，転住，隠居料一人扶持
16.5×43.8		1	屋鋪，宝光院前，清三郎住，水帳書写
29.6×37.8	端裏書あり	1	伏所北田
16.3×8.5		1	二口，16 石 1 合
42×31.5		1	
28×132		1	東叡山東漸院，江戸京屋孫兵衛，三月下旬，般若院，賃銀相違之一件
16.8×93.4	紙背文書あり	1	先例書，秋元但馬守，宝光院，高 278 石，大猷院，嚴有院，宝暦 13 末年 11 月 3 日，松平和泉守，感応寺地中正福院，行嚴院
30×37.8	折紙	1	清三郎分，年貢地，助右衛門分，半次郎分，孫助分，仁三郎分
32.7×89.7		1	大明寺，年頭，献上物，公儀御尋，当寺二無御座候
31.9×42.5		1	宝光院地中同院兼帯浄信院，同断安住院
33.6×75.6	紙背文書あり	1	，實際院起信上性居士，御所替，月牌料，諏訪町高之内，別紙証文，藤野逸平
31.6×42.8		1	池徳院日山恵照大師，智覚院法潤女性居士，御所替，月牌料
25×34.4		1	地主宝光院，小作人諏訪町源兵衛，舟町村儀左衛門，舟町村阿部孫市，中野，籠町，立附米
33.6×76.5	703 と同一	1	幻光即往童子，實際院起信上性居士，御所替，月牌料，諏訪町高之内，別紙証文
29×34.7		1	源右衛門困窮，親類を以小作，11 月 20 日限，国役御免，堰普請
32×41.7	端裏書あり	1	御料所，御役金，佐久間善蔵宅
30×38.2		1	内表村源右衛門，世話人文吉，茂兵衛，御寺法
32.4×44		1	江戸ヨリ 20 里四方
32.8×28		1	
28.3×61.5		1	前田表，質地流地相渡主諏訪町多吉，同町仲立人多七，百姓代源蔵，組頭幸吉，同清七，矢貝清太夫御内寺橋三七，宝光院

宝光院文書と宝光院文書目録（松尾 剛次）

番 号	史 料 名	保 管 箱	年 月 日	西 暦	差 出 人	受 取 人
712	永小作証文之事	タンス 5	文久 4 年 2 月	1864		宝光院御納所
713	質地流地相渡証文之事	タンス 5	弘化 3 年 3 月	1846	検断黒木庄太郎	
714	書状	タンス 5			宝光院	
715	護摩堂一札包紙	タンス 5	文化 5 年 9 月 6 日	1808		
716	口上覚	タンス 5	子 7 月		宝光院	寺社御奉行所
717	差上申一札之事	タンス 5	申 9 月		宝光院	御奉行所
718	一札之事	タンス 5	文化 5 年 8 月	1808	山寺村金兵衛・護摩法願 中性院・若松寺来叶院	御一宗惣代宝光院法印
719	扣作証文包紙	タンス 5				
719-1	中野村田地覚	タンス 5	寛保 3 年正月	1743	□□半次郎・神尾清三郎	中野新井田長十郎
719-2	扣作り申御田地証文之事	タンス 5	宝暦 4 年 2 月	1754	預り扣主内表村源右衛門・請加判同村伝吉	宝光院御役人衆中
719-3	永々預申御田地之事	タンス 5	安永 4 年 3 月	1775	内表村預主源右衛門・同村請人伝吉	宝光院御役人衆中
719-4	乍恐書付以奉願上候事	タンス 5	文化 6 年正月	1809	内表村願主源右衛門・同請人文吉・同親類紋蔵・同預主茂兵衛	宝光院御役人神尾清三郎・原田助右衛門・結城栄助
719-5	以書付奉願上候	タンス 5	文化 13 年 3 月	1816	御田地預主七浦村吉十郎・証人中野村源応寺・支配人同村平重郎・立会人舟町村九郎兵衛	宝光院御役人原田助右衛門・結城栄助・神尾清治郎
720	以書付奉願上候	タンス 5	未 6 月朔日		宝光院	寺社御役所
721	覚（費用）	タンス 5				
722	長町村名主善之書状	タンス 5	8 月12日(寛政元年カ)	1789?	長町村名主善之	宝光院御役人衆中
723	御田地預御請証文之事	タンス 5	嘉永 6 年 3 月	1853	小作伝四郎・請人栴蔵	宝光院御役人衆中
724	御田地預御請証文之事	タンス 5	嘉永 7 年 2 月	1854	長町村小作人八助・同村請人藤七	宝光院御役人衆中
725	小作証文之事	タンス 5	安永 4 年 3 月	1775	下樫沢村作主六右衛門・同村請人教覚院	宝光院御役人
726	乍恐書付以奉願上候	タンス 5	文政 9 年正月	1826	小作人藤治郎・同半治郎・受人岫蔵	宝光院御役人中
727	以書付奉願上候	タンス 5	文政元年 11 月	1818	漆山願人半次郎・譲受主久次郎・受人久壹郎・支配人岫蔵	宝光院御役人原田助右衛門・結城栄助・神尾清次郎
728	御田地立替証文之事	タンス 5	安政 5 年 12 月	1858	内表村小作人源右衛門・同加判人仙五郎	宝光院御役人衆中
729	高覚	タンス 5	天保 5 年正月	1834	下樫沢村源助・四郎次・上樫沢村七兵衛	
730	扣作申田之事	タンス 5	安永 4 年 4 月	1774	上樫沢村作子七兵衛・鉄砲町請人伊兵衛	宝光院内御役人衆中
731	御田地預御請証文之事	タンス 5	文政 9 年正月	1826	漆山村小作人孫八・同村受人岫蔵	宝光院御役人衆中
732	立附米之覚	タンス 5	安永 4 年 3 月	1775	定作子七浦村吉右衛門	宝光院御役人中神尾清三郎・同断原田助右衛門・結城半次郎
733	御田地預御請証文之事	タンス 5	嘉永 5 年 12 月	1852	下樫沢村小作人孫助・同請人多左衛門	宝光院御役人中
734	御田地立替証文之事	タンス 5	文政 9 年 12 月 23 日	1826	長町村永小作人清兵衛・同村親類作右衛門・同村請人多七	宝光院役人中神尾清次郎・結城栄助・原田助右衛門
735	立附米之覚	タンス 5	安永 4 年 3 月	1775	支配役人新助	宝光院御役人神尾清三郎・同断原田助右衛門・同断結城半次郎
736	元朱印地樫沢村田畑絵図	タンス 5				
737	元朱印地樫沢村田畑絵図	タンス 5				
738	差上申小作証文之事	タンス 5	天保 9 年 2 月	1838	上町小作人□□平助・同町加判九らう兵衛	宝光院御座所御役人衆中
739	扣作申証文之事	タンス 5	寛保 2 年正月	1742	扣主樫沢村孫作・請人同村長左衛門	宝光院御役人神尾清三郎・結城半次郎
740	以書付奉願上候	タンス 5	文政元年 11 月	1818	下樫沢村願主六右衛門・同立会孫助・同請人次兵衛・同譲受主四郎次	宝光院御役人・原田助右衛門・結城栄助・神尾清次郎

宝光院文書と宝光院文書目録（松尾 剛次）

大きさ (縦×横cm)	形 態	数量	キ ー ワ ー ド
30.1×48.3	下書	1	伺堂料, 船町
24.4×33.1	711-1 と同一	1	前田表, 質地流地渡主諏訪町多吉, 同町仲立人多七, 百姓代源蔵, 組頭幸吉, 同清七, 宝光院
29.5×38.8		1	鉄砲町検断石川久右衛門, 同鈴木庄次郎, 同所町年寄佐久間吉蔵, 圓了坊, 三教坊, 塔頭, 安住院, 当卯年, 宗門御改帳
39×30.5		1	護摩堂借財之儀, 若松, 山寺, 要用証文, 来明院, 中性院, 金兵衛
33×44		1	御公用諸御触, 町年寄ヨリ被伝聞, 迷惑至極, 御直触
31.7×42.4		1	宝光院門前神尾清三郎, 原田助右衛門, 家主喜惣治, 借屋要蔵, 御取替, 御公料
31.4×39.2		1	護摩堂, 若松寺本壽院, 金子被致借用, 金子返済
32×27.5		1	明和年中より天保3年まで13通
24.6×34.1		1	馬洗場, 八幡前, 天神前, 長十郎, 宮代
29.9×38		1	契約田, 霜月中
28.2×33.5		1	内表村
27.7×53		1	病身, 御田地相続, 親類茂兵衛
30×107.1		1	八王子熊野権現, 社地御領, 社木, 奥に境内絵図あり
29.2×122.4		1	八日町伊左衛門, 同町傳五右衛門, 同町証人治介, 組頭彦兵衛, 拙寺普請金, 10両貸付, 返済無之, 検断孫左衛門
17.2×47.2	横帳	4	龍王院, 玉林院, 玉泉院, 楞伽院, 宝勝院, 泉蔵院, 普門院, 光運房, 開山堂, ほか
14.9×73.8	端裏書あり	1	御田地閼水際普請, 付覚, 助合村掛り, 長町村掛り
30×90		1	陣場新田村, 荊田, 耳取, 去ル天保6年, 小作人立替, 11月20日限り
31.7×51.7		1	境田, 長町村藤兵衛, 病身, 11月20日限
29×37.7		1	伏所堤, 11月中
27.8×34.4		1	漆山村, 字五反, 病身, 親類同村孫八
31.1×47		1	近年病身, 久次郎
28×44.8		1	契約田, 病身, 親類之筋, 11月20日限
27.7×20.5		1	山形鉄砲町御朱印分, 下樺沢村
29.9×39.6		1	極月10日切
29.7×82.2		1	漆山村, 五反, 兩人困窮, 11月20日限
29.5×34.2		1	七浦村, 11月中
29.6×56.6		1	柳田, 上樺沢村卯兵衛, 病身, 11月20日限
27.9×66.3		1	伏所境田表, 甚兵衛為困窮, 11月20日限
33.2×44.5		1	漆山村定作子新助, 庄次郎, 八兵衛, 長助, 半三郎, 11月中
30.2×38.3		1	宝光院, 当時小作人樺沢村四郎治, 元朱印地, 樺沢村之内, 稲荷田
30×76.1		1	宝光院, 元朱印地, 樺沢村之内, 孫助, 栄治, 市蔵, 文性院分, 五日町分, 八幡田, 水口
29.7×37.8		1	伏所いなり塚, 上町藤介, 病身, 11月20日限
29.8×38.2		1	ほこかき, 谷地際
32.7×44.2		1	病身, 親類四郎次, 作入之義相譲

宝光院文書と宝光院文書目録（松尾 剛次）

番 号	史 料 名	保 管 箱	年 月 日	西 暦	差 出 人	受 取 人
741	扣作申御田地証文之事	タンス 5	宝暦 10 年正月	1760	御田地扣主上樺沢村七兵衛・請人鉄砲町伊兵衛	宝光院御役人神尾清三郎・原田助右衛門
742	出作証文之事	タンス 5	安永 4 年 3 月	1775	下樺沢村田扣主孫助・同村請人孫兵衛	宝光院御役人中
743	中野村御朱印田地覚	タンス 5	天保 3 年正月	1832	柴橋御料中野村泉蔵院	宝光院御内御役人中
744	中野村御朱印田地覚	タンス 5	辰正月		中野村源応寺	
745	中野村田地覚	タンス 5	辰正月		中野村市左衛門	
746	中野村田地覚	タンス 5			今塚村庄治郎	
747	中野村田地覚	タンス 5	申閏 8 月(文政 7 年か)	(1824 か)	弁蔵	
748	中野村田地覚	タンス 5	申閏 8 月(文政 7 年か)	(1824 か)	中野村泉蔵院	
749	今塚田地覚	タンス 5	申閏 8 月(文政 7 年か)	(1824 か)	今塚庄治郎	
750	中野村田地覚	タンス 5	文政 7 年 8 月 23 日	1824	七浦村百姓兵右衛門	
751	中野村田地覚	タンス 5			中野村伊兵衛	
752	中野村田地覚	タンス 5	文政 7 年 10 月	1824	中野村市太郎	宝光院御役人中
753	中野村田地覚	タンス 5	申閏 8 月(文政 7 年か)	(1824 か)	中野村文八	
754	中野村田地覚	タンス 5	申閏 8 月(文政 7 年か)	(1824 か)	中野村市左衛門	
755	今塚田地覚	タンス 5	申閏 8 月(文政 7 年か)	(1824 か)	今塚武兵衛	
756	中野村田地覚	タンス 5			孫市	
757	書上□申事	タンス 5	申閏 8 月		中野村地主源兵衛	
758	中野村田地覚	タンス 5	辰正月		支配人中野村文太郎	宝光院御役人
759	田地覚	タンス 5			中野村伊兵衛	
760	中野村田地覚	タンス 5	辰正月 19 日		舟町村孫市	
761	中野村田地覚	タンス 5	辰正月		七浦吉重郎支配人中野村忠治郎	宝光院御役人
762	田地覚	タンス 5	辰正月		舟町清六	
763	中野村田地覚	タンス 5	辰正月		支配人中野村平十郎	宝光院御役人
764	中野村田地覚	タンス 5	辰正月		舟町弁蔵	
765	中野村田地覚	タンス 5	辰正月		今塚武兵衛	宝光院御役人中
766	中野村田地覚	タンス 5	辰正月		中野村善次郎	
767	中野村田地覚	タンス 5			宮代和吉	
768	田地覚	タンス 5	天保 3 年	1832	中野村孫四郎	宝光院御役人
769	中野村田地覚	タンス 5	辰正月 19 日		十日町吉郎次	
770	中野村田地覚	タンス 5	辰正月 19 日		中野村半六	支配人儀左衛門
771	中野村田地覚	タンス 5	辰正月		中野村源蔵	宝光院御役人
772	中野村田地覚	タンス 5	辰正月		中野村全七	宝光院御役人
773	金子覚	タンス 5	5 月		鈴木安左衛門・加藤惣□門・鈴木作兵衛	
774	中野村田地覚	タンス 5	西 2 月 25 日		中野村和吉	宝光院内御役人
775	中野村田地覚	タンス 5	文政 8 年 2 月	1825	永小作人孫四郎	宝光院納所
776	中野村田地覚	タンス 5	閏 8 月		船町村孫七	
777	書上申反別之事	タンス 5	申十月		陣場村市十郎代船町村松之助	宝光院御役人
778	覚	タンス 5	申閏 8 月		七浦村吉十郎	宝光院御役人衆中
779	覚	タンス 5	辰正月		陣場村市十郎	宝光院御役人神尾清次郎
780	付箋	タンス 5				
781	証文包紙断簡	タンス 5			羽州山形宝光院	
782	断簡	タンス 5				
783	宝光院年貢米定納	タンス 6	巳ノ 2 月晦日(寛文 5 年)	1665	石行寺・圓了坊・作兵衛	
784	宝光院田畑反別改水帳	タンス 6	文政 8 年 5 月	1825	恵田	
785	宝光院什物目録	タンス 6	天保 6 年 8 月 7 日	1835		

宝光院文書と宝光院文書目録（松尾 剛次）

大きさ (縦×横cm)	形 態	数量	キ ー ワ ー ド
29.6×37.5		1	ほこかき, 毎年霜月中
31.6×41.6		1	杉ヶ崎, 11 月中
29×35	「文政帳」と照合	1	御朱印之内, 伏所北田, 文政帳二合, 但斗代文政帳二違
28.2×32.7	「文政帳」と照合	1	御朱印地, 板橋, 文政帳斗代不合, 木戸口, 文政帳二合
13.8×14.2	「文政帳」と照合	1	北田, 文政帳二合
28×16.9	「文政帳」と照合	1	文政帳二才兵衛ト有, 伏所中野分
27.9×17.8		1	北田
28×18.8		1	北田
13.7×11		1	伏所今塚
15.6×19		1	山形宝光院, 中野村伏所八幡前
14.6×18		1	北田
29.7×26.8		1	伏所宮代, 天神前
14×11.2		1	宮代
28×9.9		1	北田
14×12.1		1	今塚, 等善寺跡
28×19.7		1	伏所北田, 九郎兵衛持高之内
15.9×16.2		1	伏所八王司, 木戸口, 孫藏持高之内
13.9×16.3	「文政帳」と照合	1	伏所八幡前, 七浦村兵右衛門代
15.5×12.7	「文政帳」と照合	1	
15.7×38.2	「文政帳」と照合	1	北田, 文政七帳面
15.5×26	「文政帳」と照合	1	山王前, 御年貢米六俵
14×16.7	「文政帳」と照合	1	加この町
18.6×24		1	伏所天神前, 祭礼料, 市太郎
13.7×23.1	「文政帳」と照合	1	北田
15.8×21.2	「文政帳」と照合	1	伏所ハッロ
14×25.1	「文政帳」と照合	1	伏所馬洗場
18.1×23.1	「文政帳」と照合	1	北田
15.8×27.2	「文政帳」と照合	1	伏所塚之内
16.6×24.7	「文政帳」と照合	1	宮代
15.7×20.5	「文政帳」と照合	1	八王司
15.2×23.5	「文政帳」と照合	1	八王地, 八まん前
14.2×24.6	「文政帳」と照合	1	伏所北田, 七浦村吉十郎, 市太郎分
16.1×21.5		1	金 128 両, 借金 370 両
28×20.8		1	北田, 宮代
29.5×24.5		1	伏所塚之内
28×33.7		1	宮代, 北田
27.8×33		1	伏所北田
28×33		1	山王前
24.8×34.5	「文政帳」と照合	1	北田
7.3×2.5		1	畑二段, 黒木庄三郎小作人
33.2×5		1	宝光院
29.6×5.2		1	
44×15.3	横帳・寛文 6・7 年の 注記	4	中野村六供分, 等禪寺, 泉蔵院, 源介, 中野村長三郎分, 孫左衛門, 内表村七郎分, 市郎左衛門, 佛供田, 御臺所分, 船町村庄兵衛, 寛文 4 年辰ノ 12 月 24 日, 中野村源右衛門, 宝光院六供衆, 御門前勘四郎, 未ノ 5 月 9 日, いなり塚
37.5×15	横帳	22	宮代, 文八跡九郎兵衛, 孫七跡吉郎次, 北田, 与次兵衛跡和吉, 与次兵衛跡九郎兵衛, 八王子, 重兵衛跡孫兵衛, 次郎右衛門跡作兵衛, 市郎左衛門跡九郎兵衛, 木戸口, 三郎兵衛跡市太郎, 八幡前, 天神前, 勘四郎跡吉十郎, 支配人平重郎, 九郎兵衛跡孫市, 勘四郎跡伊兵衛, 孫兵衛跡弁蔵, 泉蔵院, 次郎左衛門跡日光院, ほか
38.5×14.8	横帳	11	児文殊繡像, 天英法印之像, 隆田之像, 左梅狩野探信筆, 右竹狩野探雪筆, 山王宮神前, 金寒鉄鉢, 三緒小五條

宝光院文書と宝光院文書目録（松尾 剛次）

番 号	史 料 名	保 管 箱	年 月 日	西 暦	差 出 人	受 取 人
786	宝光院恵田□往以来住職之次第御朱印御書□一件	タンス 6	天保 11 年 12 月	1840		
787	東照大権現二百回御神示参勤附記	タンス 6	文化 12 年 4 月	1815		
788	当役所届書願書并往覆之頼	タンス 6	嘉永年間まで	1831 ～ 1853 ?		
788-1	口上覚	タンス 6	午 5 月 27 日			寺社御役所
789	義俊自没後覚仙住職頼書など	タンス 6	文化 7 年 4 月 3 日	1810	蓮妙房恵田	
790	御朱印御改ニ付参府中控	タンス 6	嘉永 7 年 9 月	1854	優田	
790-1	御朱印御渡書付	タンス 6	安政 4 年正月 23 日	1857		
791	御年頭御礼参府手続控	タンス 6	文久 2 年正月	1862	興田	
792	日光山二出為□御法会回章之写	タンス 6	明和 2～文化 12 か			
793	善法院願書并末門口上書苗	タンス 6	6 月		奥州当山善法院門徒惣代 成願寺隆忍・衆徒本願坊 文順・末寺惣代金剛寺天 椿	維摩院法印御院代中
794	温恭院様納経拜礼御代替御礼手続控	タンス 6	安政 5 年 9 月	1858	興田	
795	宝光院住職願継目御礼諸用備忘録	タンス 6	弘化 2 年 5 月	1845	高禅坊優田	
796	御朱印御改参府中手続控	タンス 6	安政 6 年 8 月	1859	興田	
796-1	手札	タンス 6	10 月 29 日 6 時			
797	書状案	タンス 6				
798	御年頭立府中諸用日記・執当衆ヨリ御達書	タンス 6	文化 7 年 4 月 3 日	1810	蓮妙房恵田	
798-1	野沢近江守書状	タンス 6	2 月 10 日		野沢近江守	宝光院
798-2	金請取覚	タンス 6	2 月朔日～3 日		宇右衛門	御用□屋
798-3	宝光院書状	タンス 6	11 月 21 日		宝光院	信解院法印・住心院法印
799	城主交替書苗帳	タンス 6	弘化 2 年 12 月	1845	優田	
800	覚	タンス 6				
801	御朱印御書替并御巡見御廻国ニ附諸触廻章写帳	タンス 6	天保 9 年閏 4 月	1838		
802 (1)	公儀御触書写	タンス 6	安政 4 年	1857		
802 (2)	公儀御触書写	タンス 6	明和 7 年	1770		
803	東叡山表要用并当城役所用記	タンス 6	安永 3 年 8 月より	1774	義俊	
804	府庫金に関する帳	タンス 6	12 月 29 日			
805	入院御祝儀受納帳	タンス 6	安政 4 年 9 月 12 日	1857	興田	
806	目録控・出入用控	タンス 6	文化 12 年正月	1815	善法院役人藤賢司	
807	隆田遺物控	タンス 6				
808	宝光院進退記	タンス 6	安政 4 年 7 月	1857	興田	
809	田別控覚帳	タンス 6	嘉永 2 年正月	1849	中野村支配人平重郎	宝光院御内御役人中

宝光院文書と宝光院文書目録（松尾 剛次）

大きさ (縦×横cm)	形 態	数量	キ ー ワ ー ド
23.6×17.5	竪帳	8	宝光院隆田師病死，常陸国多賀郡，海願寺恵田，翌丑年正月中，文政9年2月25日，津梁院
26.4×16.9	竪帳	32	勢州山田常明寺控，（朱書）元治2年4月，（朱書）興田代，圓覚院，龍王院，雑国百人頭壽昌院，陸奥国出羽国真光寺権僧正，十人頭羽州山形宝光院，御法会中掟
28.4×16.5	竪帳	14	天保2卯年12月12日，寺社下役来書，山口弥一左衛門，宝光院役僧浄光房，文政9年，俊田住職入院，御年頭出府，丑年国役金
13.5×37.2	半切紙	1	水野金五郎，半切紙，口上書宝光院
29.7×18.7	竪帳	26	寛政4子年3月2日，龍王院，佛頂院権僧正，借財引請等寛政8辰年10月，明王院覚田x渡之附り，御年頭在府中諸用日記，隆田代
24.5×17.3	竪帳	16	天保9戌年御回章之写，東叡山役所，御朱印写，嘉永7寅年9月18日，信解院差出候書付，水野大監物，年目録，本田中務大輔，青山大膳亮，原田忠助
16.1×11.3		1	温恭院，御朱印，水野和泉守
23.6×16.5	竪帳	11	恵田代，両執当衆，手札，牧野越中守，圓覚院，龍王院，真覚院，御年頭御礼出勤番，坊官衆，野沢近江守，屋敷御留守居井上八郎左衛門
25.1×17	竪帳	11	御目見，献上物覚，4月2日，十人頭戒善院，宝光院，羽黒惣代福圓院，山寺不動院，御経中定，刻附，御経打切所々，御回章，4月9日，覚王院，信解院
24.5×17.2	竪帳	5	善法院文田，文政8酉年12月住職，11ヶ年之間，山形宝光院俊田，畠守居教光房，寺院修復，借金680両余引請
23.7×17	竪帳	22	8月26日，東叡山御回章，嶋屋佐右衛門，羽黒山衆徒惣代，最上立石寺，山形柏山寺，山形宝光院，住心院，圓覚院，手札，代替御礼，帝鑑之間，羽州山寺行厳院，寺社御奉行松平豊前守，板倉周防守，亥関番小永井藤左衛門，霊山院内十乗房，山下八軒町片岡良衛，原田忠助
25.6×17.5	竪帳・「宝光院世代附」	22	天保6末年7月中当院住職，4ヶ年之間，近年病身，先住義俊，天保9戌年9月，龍王院，功德院，観成院大僧都賢空，霊如，修禅院，法詮房義俊，佛護院権僧正，谷中感應寺，嵯町竜眼寺，壽昌院，覚成院，現龍院，天保6末年5月，佛頂院，常照院，宝光院世代附
24.7×17	竪帳	25	御朱印写，天保9戌年御回達之写，安政6巳年9月，柏山寺，宝光院，住心院，圓覚院，山形正楽寺，当節病氣，御朱印頂戴先例書，安政4年正月23日，宮様へ御目見，十五日御回章，年目録，柏山寺正楽寺兼代願上，安政6末年9月，松平右京亮，松平対馬守
18×12		1	松平対馬守寄合
15.9×42.8		1	第一大区一小区八日町，豊田傳右衛門，嶋屋佐右衛門，宝光院元朱印地，田畑書入，明治8年12月中，八王子，11月25日迄
24×16.5	竪帳	6	宝光院隆田，功德院，楞伽院，執当衆江御届手札，御城御年頭，旅宿東叡山明王院，土井大炊頭，脇坂淡路守，御老中松平伊豆守，秋元家，野沢近江守
15.9×32.3		1	来ル十三日，年始御料理
16.1×41.8		1	御酒代
15.6×59.9		1	卯年二月朔日，御城御年頭番，年戒薙髮之年月日書付，宝光院優田，文政9戌年11月24日得度
33×14	横帳	9	秋元但馬守，上州館林御所替，遠州浜松，水野金五郎，御城受取渡，柏山寺，名代板倉伊豫守，寺社役所，半切紙，宝光院使僧本光房，家老水野平馬，土屋勘右衛門，諏訪町高，御牌位御石碑，豊田傳兵衛，矢貝清太夫，月牌料，宇都宮□太郎，山川伴蔵，伊藤兵左衛門
14×33.2	横帳・紙背文書あり	6	御朱印，本田下総守，井上河内守，御判物，権現様，大御所様，龍王院，功德院，御巡見，関口源太夫，堀内十太夫，安住院，寺社役所，閏四月十九日，御公料御巡見
34×13.8	横帳	11	御代替御礼，献上物，羽黒山宝前院，立石寺，山形宝光院，柏山寺，御朱印写，本田下総守，井上河内守，山田喜太夫，関口源太夫，堀内十太夫，如法堂，護摩堂，内御堂，龍王院，功德院，御巡見，正楽寺，閏四月十九日，寺社役所，大御所様御新葬
15×38.3	横帳	5	信解院，住心院，蕃所調所，江戸表大風，太田摂津守，九月十九日，松平右京亮，去ル卯年，越後国，御普請，越後国出羽国，国役掛，伊奈半左衛門，辰9月御勘定所，諸国巡見，出羽国天台宗
14.2×34.2	横帳	2	出羽国天台宗，石行寺，正楽寺，傳教大師九百五十回御忌，圓覚院
33.5×14	横帳	10	宝光院智鶴病氣，宝勝院，寒松院，福聚院，常照院，津梁院弟子法詮房，功德院，恵恩院，結城半次郎，大泉寺，継目御禮，院代圓境房，如法堂，白銀三枚，台林院，金勝院，秋元役人中より手紙，定府并在所役人名前，源介，年貢米
12.4×34	横帳	6	松平出雲守，勘定方元ノ濱田惣兵衛，家老富田兵部，松平加賀守，勘定奉行加藤新兵衛，松平備後守，元ノ西出源蔵，家老代東野千助，前田大和守
37.4×15.1	横帳	7	淀屋儀助，検断尾関甚平，松坂屋，永居屋，般若院，丑屋与治兵衛，三條屋長兵衛，石行寺，華蔵院，光明寺，九郎兵衛，正楽寺，柏山寺，松原問屋草刈市郎左衛門，常念寺，山寺不動院，長源寺，宝徳寺，谷地善住院
17×12.3	横半帳	32	五口控，日光，願王院，行元寺，凌雲院，宝泉寺，芝金剛院，浅草延令院，見舞扣，恵乘房，田中
33.2×12.3	横帳	6	如法堂，山門吉祥院，常照院，最上院，津梁院，真浄院
24.8×16.9	竪帳	14	妙詮房，信解院，観成院開基賢空，東漸院交衆，山寺行厳院，住心院，柏山寺，如法堂，内御堂，護摩堂，正楽寺，唯識院，覚王院，継目御礼，手札
16.5×14	横半帳	6	馬洗場，平重郎，八幡前，兵衛門，孫四郎，卯平次，山王前，忠次郎，天神前，市重郎

宝光院文書と宝光院文書目録（松尾 剛次）

番 号	史 料 名	保 管 箱	年 月 日	西 暦	差 出 人	受 取 人
810	日光山ニ出□□御法会回章之写	タンス 6			宝光院	
811	典籍目録	タンス 6				
812	従公儀被仰出候御書附之写	タンス 6	天明八年三月	1788	寺社方	
813	事性院書状	タンス 6	文化八年三月	1811	事性院	
814	手札包紙	タンス 6				
814-1	最上川通普請覚	タンス 6	寛延 2 年 12 月	1749	宝光院	
814-2	朔日御禮廻	タンス 6				
814-3	宝光院書状	タンス 6	正月 26 日		恵忠院・覚王院	德音院・松高院・中院・宝光院・妙寿院
815	大猷院朱印状写包紙	御朱印箱	慶安元年 7 月 17 日	1648		
815-1	大猷院朱印状写	御朱印箱	慶安元年 7 月 17 日	1648		宝光院
816	嚴有院御朱印状包紙	御朱印箱	寛文 5 年 7 月 11 日	1665		
816-1	嚴有院御朱印写	御朱印箱	寛文 5 年 7 月 11 日	1665		
817	大猷院御朱印写	御朱印箱	慶安元年 7 月 17 日	1648		宝光院
818	御朱印下書包紙	御朱印箱				保科肥後守家老所
819	覚	御朱印箱	寛政元年 11 月 9 日	1789	宝光院	太陽寺四郎左衛門・高山文左衛門・矢貝伝左衛門
820	御朱印請取書包紙	御朱印箱				
820-1	御朱印写并御届書之控包紙	御朱印箱				
820-2	覚	御朱印箱	天保 11 年 11 月	1840	寺役安住院	高山文右衛門・太陽寺四郎右衛門・岡屋三太夫
820-3	覚	御朱印箱	寛政元年	1789	宝光院	太陽寺四郎左衛門・高山文左衛門・矢貝伝左衛門
820-4	徳川家茂御朱印状写	御朱印箱	万延元年 9 月 11 日	1860		
820-5	以書付御届申上候	御朱印箱	文久 2 年 2 月 26 日	1862	兩所宮内御堂	寺社御役所
820-6	添書	御朱印箱				
821	温恭院御朱印状写	御朱印箱	安政 2 年 9 月 11 日	1855		
822	御朱印奉請取候覚	御朱印箱	宝暦 13 年 11 月 3 日	1763	宝光院	今井数馬・水野宗右衛門・杵戸次郎右衛門ほか
823	昭徳院御朱印状包紙	御朱印箱	万延元年 9 月 11 日	1860		
823-1	昭徳院御朱印状写	御朱印箱	万延元年 9 月 11 日	1860		
824	温恭院御朱印状包紙	御朱印箱	安政 2 年 9 月 11 日	1855		
824-1	温恭院御朱印状写	御朱印箱	安政 2 年 9 月 11 日	1855		
825	御朱印写	御朱印箱				
826	御朱印写拾通包紙	御朱印箱				
826-1	凌明院御朱印状包紙	御朱印箱	宝暦 12 年 8 月 11 日	1762		
826-1-1	凌明院御朱印状写	御朱印箱	宝暦 12 年 8 月 11 日	1762		
826-2	惇信院御朱印状包紙	御朱印箱	延享 4 年 8 月 11 日	1747		
826-2-1	惇信院御朱印状写	御朱印箱	延享 4 年 8 月 11 日	1747		
826-3	文恭院御朱印状包紙	御朱印箱	天明 8 年 9 月 11 日	1788		
826-3-1	文恭院御朱印状写	御朱印箱	天明 8 年 9 月 11 日	1788		
826-4	温恭院御朱印状包紙	御朱印箱	安政 2 年 9 月 11 日	1855		
826-4-1	温恭院御朱印状写	御朱印箱	安政 2 年 9 月 11 日	1855		
826-5	大猷院御朱印状包紙	御朱印箱	慶安元年 7 月 17 日	1648		
826-5-1	大猷院御朱印状写	御朱印箱	慶安元年 7 月 17 日	1648		
826-6	有徳院御朱印状包紙	御朱印箱	享保 3 年 7 月 11 日	1718		
826-6-1	有徳院御朱印状写	御朱印箱	享保 3 年 7 月 11 日	1718		
826-7	嚴有院御朱印状包紙	御朱印箱	寛文 5 年 7 月 11 日	1665		
826-7-1	嚴有院御朱印状写	御朱印箱	寛文 5 年 7 月 11 日	1665		
826-8	昭徳院御朱印状包紙	御朱印箱	万延元年 9 月 11 日	1860		
826-8-1	昭徳院御朱印状写	御朱印箱	万延元年 9 月 11 日	1860		
826-9	慎徳院御朱印状包紙	御朱印箱	天保 10 年 9 月 11 日	1839		
826-9-1	慎徳院御朱印状写	御朱印箱	天保 10 年 9 月 11 日	1839		
826-10	常憲院御朱印状包紙	御朱印箱	貞享 2 年 6 月 11 日	1685		
826-10-1	常憲院御朱印状写	御朱印箱	貞享 2 年 6 月 11 日	1685		

宝光院文書と宝光院文書目録（松尾 剛次）

大きさ (縦×横cm)	形 態	数量	キ ャ タ ロ グ
14×17	横半帳・792 と同様	21	百五十回二百回手控写, 御目見, 献上物覚, 4月2日, 十人頭戒善院, 宝光院, 羽黒惣代福圓院, 山寺不動院, 御経中定, 刻附, 御経打切所々, 御回章, 4月9日, 覚王院, 信解院, 泰安寺, 奥州二本松岩角寺, 観音寺, 羽州立石寺光明院
14×34.5	横帳	7	和歌深要抄, 沙石集, 唯識論, 往生要集, 選択本願念仏集, など
29.8×19	縦帳	6	諸国巡見
14.8×27.1		1	隆田, 立石寺, 転住, 観成院開基賢空, 宝光院, 蓮妙房
29×20.9		1	正月24日, 二月朔日
28.8×22.3		1	式部□写書, 最上川通御普請, 五間国役, 寺領之分高役金
14.3×59.3		1	土井大炊頭, 松平能登守, 脇坂中務大輔, 大坂二舎利, 鞍馬妙壽院
17.8×59.9		1	旅宿明浄院, 山門惣代不動院, 日光惣代日増院, 久能山德音院, 大さか二舎利, 日光社家古橋佐渡守, 御年頭, 献上物, 御礼御目見
48×43.5		1	大猷院
40.6×57.3		1	金井庄, 七浦村, 裏表村, 樺沢村, 漆山村, 稲荷塚, 長町村, 酢洗村, 陣場村, 中野村, 278石
40.6×27		1	嚴有院
36.5×49.8		1	金井庄, 七浦村, 裏表村, 樺沢村, 漆山村, 稲荷塚, 長町村, 酢洗村, 陣場村, 中野村, 278石
35.3×49.5		1	大猷院
48.5×34		1	御朱印下書, 保科肥後守様家老衆
33.2×44.9		1	御朱印, 但馬守, 請取頂戴
43.9×33		1	宝光院無住, 寺役安住院
33.2×28		1	
33.2×44.7		1	御朱印, 但馬守, 請取頂戴, 宝光院無住, 寺役安住院
29.6×37.4		1	御朱印, 但馬守, 請取頂戴
28×33.3		1	金井庄, 七浦村, 裏表村, 樺沢村, 漆山村, 稲荷塚, 長町村, 酢洗村, 陣場村, 中野村, 278石
21.3×26.4		1	宝光院, 出府, 名代
17.6×15.4		1	同宗無住, 内御堂代宝光院
33.8×45		1	温恭院, 金井庄, 七浦村, 裏表村, 樺沢村, 漆山村, 稲荷塚, 長町村, 酢洗村, 陣場村, 中野村, 278石
33.9×47		1	御朱印, 鈴木金左衛門, 田代藤右衛門, 古川九郎兵衛
37×27.7		1	昭徳院
33×44.9		1	当代(昭徳院), 金井庄, 七浦村, 裏表村, 樺沢村, 漆山村, 稲荷塚, 長町村, 酢洗村, 陣場村, 中野村, 278石
45.8×33		1	温恭院御朱印
39.9×53.4		1	温恭院御朱印, 金井庄, 七浦村, 裏表村, 樺沢村, 漆山村, 稲荷塚, 長町村, 酢洗村, 陣場村, 中野村, 278石
33.7×45		1	金井庄, 七浦村, 裏表村, 樺沢村, 漆山村, 稲荷塚, 長町村, 酢洗村, 陣場村, 中野村, 278石, 当在先判之例
46.5×40.3		1	宝光院
60.2×27.5		1	凌明院
46.3×64.5		1	凌明院, 金井庄, 七浦村, 裏表村, 樺沢村, 漆山村, 稲荷塚, 長町村, 酢洗村, 陣場村, 中野村, 278石
60.2×27.5		1	惇信院
46.3×64.5		1	惇信院, 金井庄, 七浦村, 裏表村, 樺沢村, 漆山村, 稲荷塚, 長町村, 酢洗村, 陣場村, 中野村, 278石
60.2×27.5		1	文恭院
46.3×64.5		1	文恭院, 金井庄, 七浦村, 裏表村, 樺沢村, 漆山村, 稲荷塚, 長町村, 酢洗村, 陣場村, 中野村, 278石
60.2×27.5		1	温恭院
46.3×64.5		1	温恭院, 金井庄, 七浦村, 裏表村, 樺沢村, 漆山村, 稲荷塚, 長町村, 酢洗村, 陣場村, 中野村, 278石
60.2×27.5		1	大猷院
46.3×64.5		1	金井庄, 七浦村, 裏表村, 樺沢村, 漆山村, 稲荷塚, 長町村, 酢洗村, 陣場村, 中野村, 278石
60.2×27.5		1	有徳院
46.3×64.5		1	金井庄, 七浦村, 裏表村, 樺沢村, 漆山村, 稲荷塚, 長町村, 酢洗村, 陣場村, 中野村, 278石
60.2×27.5		1	嚴有院
46.3×64.5		1	金井庄, 七浦村, 裏表村, 樺沢村, 漆山村, 稲荷塚, 長町村, 酢洗村, 陣場村, 中野村, 278石
60.2×27.5		1	昭徳院
46.3×64.5		1	金井庄, 七浦村, 裏表村, 樺沢村, 漆山村, 稲荷塚, 長町村, 酢洗村, 陣場村, 中野村, 278石
60.2×27.5		1	慎徳院
46.3×64.5		1	金井庄, 七浦村, 裏表村, 樺沢村, 漆山村, 稲荷塚, 長町村, 酢洗村, 陣場村, 中野村, 278石
60.2×27.5		1	常憲院
46.3×64.5		1	金井庄, 七浦村, 裏表村, 樺沢村, 漆山村, 稲荷塚, 長町村, 酢洗村, 陣場村, 中野村, 278石

宝光院文書と宝光院文書目録（松尾 剛次）

番 号	史 料 名	保 管 箱	年 月 日	西 暦	差 出 人	受 取 人
827	大猷院御朱印状写	御朱印箱	天明8年9月11日	1788		
828	大猷院御朱印状包紙	御朱印箱	慶安元年7月17日	1648		
828-1	大猷院御朱印状写	御朱印箱	慶安元年7月17日	1648		
829	常憲院御朱印状包紙	御朱印箱	貞享2年6月11日	1685		
829-1	常憲院御朱印状写	御朱印箱	貞享2年6月11日	1685		
830	文恭院御朱印状写	御朱印箱	天明8年9月11日	1788		
831	慎徳院御朱印写	御朱印箱	天保10年9月11日	1839		
832	厳有院御朱印状包紙	御朱印箱	寛文5年7月11日	1665		
832-1	厳有院御朱印状写	御朱印箱	寛文5年7月11日	1665		
833	有徳院御朱印状包紙	御朱印箱	享保3年7月11日	1718		
833-1	有徳院御朱印状写	御朱印箱	享保3年7月11日	1718		
834	常憲院御朱印状包紙	御朱印箱	貞享2年6月11日	1685		
834-1	常憲院御朱印状写	御朱印箱	貞享2年6月11日	1685		
835	浚明院御朱印写	御朱印箱	宝暦12年8月11日	1762		
836	惇信院御朱印写	御朱印箱	延享4年8月11日	1747		
837	歎徳文	タンス3	明治3年	1870	権大僧都法印興田	
838	覚	タンス3	4月27日		石童市兵衛	般若院
839	書状	タンス3				
840	羽黒山持名院書状包紙	タンス3			羽黒山持名院	宝光院
840-1	羽黒山持名院書状	タンス3	8月5日		持名院・浄心院	宝光院法印
841	山寺五仏院書状	タンス3	4月7日か		山寺五仏院	宝光院主
842	短歌	タンス3				
843	山寺五仏院書状	タンス3	4月8日		山寺五仏院	宝光院主
844	三月四日回章	タンス3	3月4日	1868?		
845	山寺書状	タンス3	辰4月8日	1868?	山寺	妙円山
846	中野村山王社木本数書	タンス3				
847	中性院書状	タンス3	6月5日		中性院	宝光尊院
848 (1)	御会旨写	タンス3	元治元年7月	1864	大円覚院・海龍王院	柏山寺組合中・末寺中
848 (2)	書添	タンス3	元治元年7月	1864		
849	山寺書状	タンス3	4月12日		山寺	妙円山
850	如法堂書状	タンス3	8月12日		如法堂	宝光院主
851	山寺五仏院書状	タンス3	6月11日	1868?	山寺五仏院	山形宝光院
852	山寺五仏院書状	タンス3	10月14日		山寺五仏院	山形宝光院主
853	山寺五仏院書状包紙	タンス3			山寺五仏院	山形宝光院
853-1	山寺五仏院書状	タンス3	2月11日			

註 タンスの番号は、上段を1，中段の左から2・3，下段の左から4・5・6と割り振った

宝光院文書と宝光院文書目録（松尾 剛次）

大きさ (縦×横cm)	形 態	数量	キ ー ワ ー ド
35.5×49.3	紙背文書「天明八年御朱印状写」	1	大猷院, 金井庄, 七浦村, 裏表村, 樺沢村, 漆山村, 稲荷塚, 長町村, 酢洗村, 陣場村, 中野村, 278 石
40.9×26.9		1	大猷院
36.4×49.8		1	金井庄, 七浦村, 裏表村, 樺沢村, 漆山村, 稲荷塚, 長町村, 酢洗村, 陣場村, 中野村, 278 石
48.6×33.8		1	常憲院
40.5×57.1		1	金井庄, 七浦村, 裏表村, 樺沢村, 漆山村, 稲荷塚, 長町村, 酢洗村, 陣場村, 中野村, 278 石
35.3×49.5		1	文恭院, 金井庄, 七浦村, 裏表村, 樺沢村, 漆山村, 稲荷塚, 長町村, 酢洗村, 陣場村, 中野村, 278 石
33.9×45.1		1	慎徳院, 金井庄, 七浦村, 裏表村, 樺沢村, 漆山村, 稲荷塚, 長町村, 酢洗村, 陣場村, 中野村, 278 石
48.7×33.5		1	厳有院
40.6×57.4		1	金井庄, 七浦村, 裏表村, 樺沢村, 漆山村, 稲荷塚, 長町村, 酢洗村, 陣場村, 中野村, 278 石
40.3×27.3		1	有徳院
36.6×50		1	金井庄, 七浦村, 裏表村, 樺沢村, 漆山村, 稲荷塚, 長町村, 酢洗村, 陣場村, 中野村, 278 石
40.6×27.5		1	常憲院
36.6×50		1	金井庄, 七浦村, 裏表村, 樺沢村, 漆山村, 稲荷塚, 長町村, 酢洗村, 陣場村, 中野村, 278 石
33.1×44.7		1	湊明院, 金井庄, 七浦村, 裏表村, 樺沢村, 漆山村, 稲荷塚, 長町村, 酢洗村, 陣場村, 中野村, 278 石
33.1×45		1	惇信院, 金井庄, 七浦村, 裏表村, 樺沢村, 漆山村, 稲荷塚, 長町村, 酢洗村, 陣場村, 中野村, 278 石
29.5×38		1	慈雲童子
15.3×16.5		1	金壺両分, 最中御衣
16.2×13		1	漆山役人, 近藤十次郎
24.8×34.4		1	
15.5×45.5		1	御回章, 東京
14.8×49.8		1	華蔵院, 鳥ノ巣, 火難の用心, 大縄
24.8×15.6		1	八月朔日
15×55.6		1	
15.9×81.5		1	官軍, 薩長, 去ル二十八日箱根越関, 総督有栖川師宮, 宮様御出向, 一山衆中, 小田原駅, 御対顔之儀, 駿府城
14.7×106.3		1	羽黒, 去ル二十七日, 天童, 合戦, 御朱印, 由緒書相添
16.2×22		1	中野村山王, 杉九拾貳本, 八王子, 杉八本
14.8×64		1	石行寺
16×26.5		1	柏山寺住持補任状写か, 柏山寺, 隠居, 後住山門中正院
15.9×19.4		1	柏山寺, 隠居, 後住山門中正院, 法類宝勝院
15×42.8		1	御朱印, 租税司
16.2×45.7		1	松華相添, 山寺花蔵院, 受納
15.7×56		1	焼失, 白川, 越後, 大合戦
16×58.2		1	柏山寺, 買請, 御朱印御改, 漆山
24.4×33.6	紙背文書あり	1	五佛院家, 上野観成院
15.9×52		1	山王権現, 羽黒山, 仙台□□府

ナスカの地上絵に関する学際的研究(1)

坂 井 正 人

(文化システム専攻 歴史文化領域担当)

阿子島 功

(社会システム専攻 地域政策領域担当)

渡 邊 洋 一

(文化システム専攻 心理・情報領域担当)

本 多 薫

(文化システム専攻 心理・情報領域担当)

門 間 政 亮

(医学系研究科生命環境医科学専攻)

はじめに

- 1 高精度人工衛星画像にもとづく地上絵研究
- 2 ナスカ台地の地形分類図と地上絵
- 3 ナスカ台地の空間認知
- 4 研究成果の公表と課題, 今後の計画について

はじめに

坂井 正人

この特集では、山形大学人文学部で実施している、ナスカの地上絵に関する学際的な研究の成果を紹介する。この研究は、山形大学1学部・部門1プロジェクト(研究代表 坂井正人)として2004年10月に開始され、現在は「ペルー、ナスカの地上絵の学際的研究」(研究代表 阿子島功 科学研究費基盤研究(B))として継続中である。また、「ペルー、ナスカの地上絵の分布図作成と保全計画」という研究課題で宇宙航空開発機構(旧宇宙開発事業団)と共同研究(研究代表 坂井正人)を実施中である。

今回紹介するのは、2006年に山形大学に提出した報告書(坂井編2006)に、その後の研究成果を加えて訂正したものであり、内容的にはスペイン語報告書(Sakai y Akejima eds. 2007)と重複する。ここでは現地調査の成果を利用しているが、主たる分析対象は人工衛星画像である。

現地調査の成果は、「ナスカの地上絵に関する学際的研究(2)」として別の機会に公表するつもりである。

このプロジェクトのメンバーは、本大学院社会文化システム研究科のスタッフの阿子島功(環境地理学)、渡邊洋一(認知心理学)、本多薫(情報科学)、坂井正人(文化人類学)である。また門間政亮(本学大学院医学系研究科生命環境医科学専攻博士後期課程在籍)は、人工衛星画像の判読図化を担当した。

各論文の要旨は以下の通りである。

坂井・門間論文では、山形大学のナスカ・プロジェクトの意義が、これまでの地上絵研究を整理することによって明らかにされる。また、人工衛星から撮影された地上絵に関する一次資料が提示される。

阿子島論文では、地上絵の形態・規模・立地が、土地条件を勘案した上で選択されたことが明らかにされる。そのため、制作から1,500年以上経った現在でも地上絵は残っているし、さらに1,500年経っても流水による浸食は深刻ではないと主張する。

渡邊論文では、生きた人間が歩き、感じ、眺めた空間としてナスカ台地をとらえた上で、認知地図の観点から地上絵について考察している。

本多論文では、インターネット上にWebサイトを開設する上での諸問題を整理した上で、本プロジェクトの研究成果を公開する目的とねらいを明らかにしている。

参考文献

- 坂井正人(編)2006『世界遺産ナスカの地上絵に関する学際的研究』(山形大学1学部・部門1プロジェクト 平成16・17年度報告書)。
Sakai, Masato y Isao Akejima (eds.) 2007 Estudio Preliminar de las Líneas y Geoglifos de Nasca. Facultad de Literatray Ciencia Social, Universidad de Yamagata.

Interdisciplinary Studies of Lines and Geoglyphs of Nasca (1)

SAKAI, Masato

(Associate Professor, History & Culture, Cultural System Course)

AKOJIMA, Isao

(Professor, Regional Planning, Social System Course)

WATANABE, Yoichi

(Professor, Psychology & Information, Cultural System Course)

HONDA, Kaoru

(Associate Professor, Psychology & Information, Cultural System Course)

MONMA, Tadasuke

(Environmental Life Science, Graduate School of Medical Science)

‘Research on Lines and Geoglyphs Based on High Resolution Satellite Imaging’ (Masato Sakai and Tadasuke Monma) deals with the importance of the Nasca Project of Yamagata University. More than one thousand geoglyphs have been reported from previous studies, while the Yamagata University Project has found more than one hundred previously undiscovered geoglyphs from satellite images, including a biomorphic figure approximately 65m length. With this new data we have been able to draw a detailed location map of the geoglyphs within the Nasca Pampa, which has permitted us to make a contribution towards their preservation.

‘A Geomorphological Land Classification Map of the Nasca Uplands and their Geoglyphs’ (Isao Akojima) shows that the geoglyphs were constructed with consideration to geomorphological conditions. The land in the northwest part of the Nasca Pampa, where many animal and plant figures were constructed, was relatively less influenced by water channels. Once the water fluids had washed over the biomorphic figures, they became easily erasable, and so it may have been due to consideration of geomorphological conditions that these figures were drawn in the area where they are relatively less affected by water damage. Lines running several some kilometers long were constructed through the areas where there had been strong influence from water channels, but the linear geoglyphs were long enough to keep the damage to a minimum. Indeed, the shape, size and location were chosen with consideration to natural ground conditions, and so the geoglyphs have been well preserved for the more than 1,500 years since their construction with water erosion still not being a serious problem. In fact, the impact of modern humans is the bigger problem for their preservation.

In ‘Spatial Cognition on the Nasca Pampa’ (Yoichi Watanabe), the Nasca Pampa is seen as a space where people walked, felt and observed. This article focuses on linear geoglyphs which are spread “spokelike” from more than sixty of the line centers. The locations of the line centers and the

lines indicate they were designed to assist people's navigation and formation of a cognitive map. To navigate the Nasca Pampa, the line centers must have functioned as landmarks or reference points, while the lines must have served as a grid indicating relative orientations and positions, and thus the Pampa was differentiated and integrated by the line and their centers.

According to 'The Publication of Research, the Problems to Solve, and a Plan for Future' (Kaoru Honda), research achievements of the Nasca project include the following three things that will be made public. 1) The location map of the geoglyphs that we created. 2) Researches on the reason why they were created. 3) Basic data on which their conservation plans will be based. Problems to solve when we post this information on the web-site include the copyright for high precision satellite images and maps we used. We have to solve legal issues entailing the secondary use of these images and maps. As a future plan, we are planning to explore the positional relationship of the geoglyphs and the regularity of their position, and also investing into the reason why they were created, after we complete the location map of the geoglyphs.

社会文化システム研究科 彙報

2006 年度開講科目一覧（特別研究Ⅰ，Ⅱは除く）

文化システム専攻

授業科目名	担 当 教 員	開 講 期
英語学特論Ⅰ	富 澤 直 人	前 期
英語学特別演習	富 澤 直 人	後 期
英語語法論特論Ⅰ	鈴 木 亨	前 期
英語語法論特別演習	鈴 木 亨	後 期
日本語文法論特論Ⅰ	阿 部 八 郎	前 期
日本語文法論特別演習	阿 部 八 郎	後 期
日本語意味論特論Ⅰ	渡 辺 文 生	前 期
日本語意味論特別演習	渡 辺 文 生	後 期
言語学特論Ⅰ	池 田 光 則	前 期
言語学特別演習	池 田 光 則	後 期
歴史言語学特論Ⅰ	アーウィン マーク	前 期
実験心理学特論Ⅰ	渡 邊 洋 一	前 期
実験心理学特別演習	渡 邊 洋 一	後 期
人間情報科学特論Ⅰ	本 多 薫	前 期
人間情報科学特別演習	本 多 薫	後 期
中国思想文化論特論Ⅰ	上 田 弘 毅	前 期
論理学特論Ⅰ	清 塚 邦 彦	前 期
論理学特別演習	清 塚 邦 彦	後 期
日本古代史特論Ⅰ	三 上 喜 孝	前 期
日本古代史特別演習	三 上 喜 孝	後 期
日本近世史特論Ⅰ	岩 田 浩太郎	前 期
日本近世史特別演習	岩 田 浩太郎	後 期
日本近代現代史特論Ⅰ	板 垣 哲 夫	前 期
日本近代現代史特別演習	板 垣 哲 夫	後 期
東アジア近世史特論Ⅰ	新 宮 学	前 期
東アジア近世史特別演習	新 宮 学	後 期
ロシア・東欧史特論Ⅰ	浅 野 明	前 期
北アジア史特論Ⅰ	中 村 篤 志	前 期
北アジア史特別演習	中 村 篤 志	後 期
表象文化論（現代批評）特論Ⅰ	中 村 三 春	前 期
表象文化論（現代批評）特別演習	中 村 三 春	後 期
日本古代中世文化論特論Ⅰ	菊 地 仁	前 期
日本古代中世文化論特別演習	菊 地 仁	後 期

中国古代中世文化論特論Ⅰ	福 山 泰 男	前	期
表象文化論（美学・芸術学）特論Ⅰ	元 木 幸 一	前	期
表象文化論（美学・芸術学）特別演習	元 木 幸 一	後	期
英米近世文化論特論Ⅰ	大 河 内 昌	前	期
英米近代文化論特論Ⅰ	佐 藤 清 人	前	期
ロシア東欧文学特別演習	中 村 唯 史	後	期
イギリス近現代文化論特論Ⅰ	中 村 隆	前	期

社会システム専攻

授 業 科 目 名	担当教員	開 講	期
刑法特論Ⅰ	北 野 通 世	前	期
刑法特別演習	北 野 通 世	後	期
刑事訴訟法特論Ⅰ	高 倉 新 喜	前	期
刑事訴訟法特別演習	高 倉 新 喜	後	期
刑事法特論Ⅰ	金 澤 真 理	前	期
刑事法特別演習	金 澤 真 理	後	期
地域産業連関論特論Ⅰ	柴 田 洋 雄	前	期
公共経済学特論Ⅰ	是 川 晴 彦	前	期
統治組織論特論Ⅰ	今 野 健 一	前	期
統治組織論特別演習	今 野 健 一	後	期
行政学特論Ⅰ	金 子 優 子	前	期
行政学特別演習	金 子 優 子	後	期
社会政策特別演習	首 藤 若 菜	後	期
地域社会論特論Ⅰ	永 野 由紀子	前	期
地域社会論特別演習	永 野 由紀子	後	期
環境地理学特論Ⅰ	阿 子 島 功	前	期
経済地理学特論Ⅰ	山 田 浩 久	前	期
企業経営論特論Ⅰ	伊 藤 宣 生	前	期
企業経営論特別演習	伊 藤 宣 生	後	期
比較会計学特論Ⅰ	洪 慈 乙	前	期
比較会計学特別演習	洪 慈 乙	後	期
経営情報特論Ⅰ	殷 勇	前	期
経営情報特別演習	殷 勇	後	期
日本産業構造分析特論Ⅰ	立 松 潔	前	期
日本産業構造分析特別演習	立 松 潔	後	期
経営システム特論Ⅰ	西 平 直 史	前	期
経営システム特別演習	西 平 直 史	後	期
マーケティング論特論Ⅰ	伊 藤 嘉 浩	前	期
マーケティング論特別演習	伊 藤 嘉 浩	後	期

雇用関係法特論Ⅰ	高 木 紘 一	前	期
雇用関係法特別演習	高 木 紘 一	後	期
経済規制法特別演習	藤 田 稔	後	期
国際関係論特論Ⅰ	高 橋 和	前	期
国際関係論特別演習	高 橋 和	後	期
国際政治特論Ⅰ	松 本 邦 彦	前	期
国際組織法特論Ⅰ	立 松 美也子	前	期
国際組織法特別演習	立 松 美也子	後	期
現代政治論特論Ⅰ	北 川 忠 明	前	期
現代政治論特別演習	北 川 忠 明	後	期

共 通 科 目

授 業 科 目 名	担当教員	開 講 期
情報処理実習	古 藤 浩(非常勤)	前 期
現代外国語(英語)Ⅰ	ライアン スティーバン	前 期
現代外国語(英語)Ⅱ	富 田 かおる	通 年
現代外国語(フランス語)	磯 野 暢 祐	前 期

2006 年度 修士学位論文題目一覧

文化システム専攻

(題 目)	(分 野)	(領 域)	(氏 名)
初期押井守テキストにおけるメタフィクション性	国際文化論	アジア文化	石田 修
On the Nature of Negative Polarity Licensing	人 間 科 学	言 語 科 学	大場 薫
長屋王家の家産の考察 ―蘭を中心として―	思想歴史論	歴 史 文 化	小野満理子
A Study of Nathaniel Hawthorne	国際文化論	欧 米 文 化	鈴木 雅也
「学校」のコスモロジー ―宮澤賢治童話研究―	国際文化論	アジア文化	高橋くるみ
物語余白論：トリュフォー映画，谷崎文学における逃走と回帰	国際文化論	欧 米 文 化	成田 雄太
携帯メールにおける逆接の接続助詞の用法について	人 間 科 学	言 語 科 学	本間比佐子
中国古代書法教育の研究 ―漢末魏晋南北朝を中心とする―	国際文化論	アジア文化	丁 成 東
古代における皇太后・太皇太后制の特質 ―中国との比較の視点から―	思想歴史論	歴 史 文 化	楊 曉 峰
<u>The Tempest</u> and a New World	国際文化論	欧 米 文 化	阿部 恭子

社会システム専攻

(題 目)	(分 野)	(領 域)	(氏 名)
広域の経済交流が山形県の地域経済に及ぼす影響について	公共システム	公 共 政 策	金子 徹
小中学校の立地再編と地域変容に関する研究 ―山形県を事例にして―	公共システム	地 域 政 策	今野 諭
中国北京市における郊区宅地開発の研究 ―昌平区を事例にして―	公共システム	地 域 政 策	史 鋭
中国における公的医療保険制度の形成と展開 ―日本との比較論的考察―	公共システム	公 共 政 策	舒 瑾
Constructivist Approach on Changes in U.S. China Policy in the G.W. Bush Administration	国際システム	国 際 関 係	Songsrisanga Kobchai
ポスト冷戦期におけるモンゴルの安全保障 ―モンゴルの非核地位をめぐる―	国際システム	国 際 関 係	Batsuuri Maitsetseg

「山形大学大学院社会文化システム研究科紀要」投稿規程

1. 名称及び発行

本編を「山形大学大学院社会文化システム研究科紀要」(Bulletin of Graduate School of Social & Cultural Systems at Yamagata University)と称する。

2. 投稿資格

本編に投稿できる者は、原則として、社会文化システム研究科ないし人文学部教職員とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には投稿を認めることがある。

- (1) 本研究科ないし人文学部に相当年数勤務し、退官した元専任教員
- (2) 本研究科ないし人文学部の客員研究員
- (3) 本研究科ないし人文学部教職員が相当の役割を担っている場合の共同執筆者
- (4) 「特集」などの編集企画により編集委員会が依頼した者
- (5) 本研究科を修了した者
- (6) その他、編集委員会が適当と認めた者

3. 投稿内容

人文・社会科学に関する未発表のものとし、その種類は次の通りとする。

- (1) 原著論文
- (2) 編集企画により編集委員会が依頼した原稿
- (3) 本研究科の研究教育内容にかかわる研究の成果
- (4) 本研究科および人文学部によって助成された研究の成果報告など
- (5) そのほか、編集委員会が適当と認めたもの

4. 原稿の分量および様式

- (1) 原稿は、各号原則として1人1編までとするが、3に定める分類項目を異にする場合には複数掲載を認める場合がある。
- (2) 分量は、原則として、日本語原稿の場合は400字詰め原稿用紙で100枚(40字×40行のワープロ用紙では25枚分)以内とする。欧文原稿の場合はA4判の片面に周囲3cmの空白を残して2段送りタイプすることにし、50枚以内とする。その他の言語の場合の分量は上に準ずる。
- (3) 編集委員会が適当と認めた場合、連載の方式をとることができる。
- (4) 日本語による執筆の場合は外国語の、外国語による執筆の場合は日本語の要旨をつけることとし、要旨は原則として刷り上がり1頁とする。投稿者は、当該言語ネイティブまたは外国語教育担当教員によるチェックを受けたうえで、外国語要旨を編集委員会に提出するものとする。ただし、当該言語ネイティブまたは外国語担当教員に依頼することが困難な場合には、英語による要旨に限り、編集委員会が仲介するものとする。
- (5) (1)に定める制限を超える原稿は相応の理由があるものに限り、編集委員会の承認を得て受理されることがある。ただし、この場合の超過分の印刷経費は執筆者が負担するものとする。
- (6) 特殊な印刷を要するもの(カラー印刷など)は、原則として執筆者が負担するものとする。

5. 版組

刷り上がりの大きさは A4 判とする。原則として横組みの場合も縦組みの場合も 2 段組とする。

6. 原稿の提出

- (1) 原稿は原則としてワードプロセッサで作成し、電子ファイルの形式で編集委員に提出する。その際、プリントアウトしたもの 1 部を添付する。
- (2) 編集委員は、提出された原稿と引き換えに、原稿題名・受付年月日等を明記した投稿受領書を発行する。

7. 原稿の締め切り

- (1) 創刊号の原稿締め切りは 2005 年 1 月 31 日とする。
- (2) 第 2 号以降の原稿締め切りは、5 月 31 日（休日の場合は休日明けの日）とする。

8. 論文等の審査及び掲載の可否

- (1) 編集委員会は原稿の審査を査読者に依頼する。
- (2) 編集委員会は、審査の結果、必要ならば原稿の修正を求めることができる。
- (3) 編集委員会は、審査の結果等に基づいて掲載の可否を決定する。

9. 校 正

- (1) 校正是執筆者の責任において行い、原則として再校までとする。
- (2) 校正是誤字、脱字、誤植等の訂正に限るものとし、本文の大幅な変更（削除、挿入等）は原則として認めない。
- (3) 前項の規定にもかかわらず、大幅な訂正を必要とする場合は編集委員会の許可を得るものとし、その印刷に伴う経費は執筆者が負担する。

10. 掲載及び別刷りの経費

- (1) 掲載に要する経費は、制限内のページ数であれば、原則として無料とする。
- (2) 別刷りの経費については著者負担とする。

11. 著作権利用の許諾

論文を投稿する者は、山形大学本研究科に対し、当該論文に関する著作権の利用につき許諾するものとする。

12. 論文等の電子化及びコンピュータ・ネットワーク上での公開

- (1) 掲載された論文等は、原則として電子化し、人文学部ホームページ等を通じてコンピュータ・ネットワーク上に公開する。
- (2) ただし、執筆者が前項に規定する電子化・公開を希望しない特別の理由を有する場合は、当該論文の電子化・公開を拒否することができる。その場合は原稿提出時に申し出る。

附 則 この投稿規程は 2005（平成 17）年 1 月 1 日から施行する。

附 則 この投稿規程は 2007（平成 19）年 4 月 1 日から施行する。

編 集 委 員

中 村 隆 (文化システム研究科)

アーウィン マーク (文化システム研究科)

立 松 美也子 (社会システム研究科)

富 澤 直 人 (文化システム研究科)

編 集 者	山形大学人文学部
発 行 者	〒990-8560 山形市小白川町一丁目 4 番12号
責 任 者	阿子島 功
印 刷 所	田宮印刷株式会社
発行年月日	平成19年 8 月31日

BULLETIN of the Graduate School of Social & Cultural Systems at Yamagata University

No. 4

CONTENTS

Sex and Gender in <i>M. Butterfly</i>	SATO Kiyoto	1
Frequency Effects on Recognition of Singular Nouns by Japanese Learners of English: Surface Frequency and Cumulative Frequency	MORITA Mitsuhiro	9
Approach and Growth Strategies in New Business Development: Building a New Theoretical Model	ITO Yoshihiro	21
The Institutionalization of and Changes in EU Cross-Border Coopertaion ..	TAKAHASHI Kazu	33
A Catalogue of Hokoin's Documents	MATSUO Kenji	51
Special Contributions: Interdisciplinary Studies of Lines and Geoglyphs of Nasca (1)		
Preface	SAKAI Masato	105
Research on Lines and Geoglyphs Based on High Resolution Satellite Imaging	SAKAI Masato and MONMA Tadasuke	107
A Geomorphological Land Classification Map of the Nasca Uplands and their Geoglyphs	AKOJIMA Isao	139
Spatial Cognition on the Nasca Pampa	WATANABE Yoichi	151
The Publication of Research, the Problems to Solve, and a Plan for Future	HONDA Kaoru	165
2006: List of Graduate School Courses and Submitted Master's Theses		
Requirements for Contributors		174

AUGUST 2007